

阿見町議会会議録

令和4年第2回定例会

(令和4年6月7日～6月21日)

阿見町議会

令和4年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	35
◎会期日程	36
◎第1号(6月7日)	39
○出席, 欠席議員	39
○出席説明員及び会議書記	39
○議事日程第1号	41
○開 会	43
・会議録署名議員の指名	43
・会期の決定	43
・諸般の報告	45
・議会改革等調査研究特別委員会委員の定数の変更	46
・議案第46号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	46
・議案第47号から議案第50号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	48
・議案第51号から議案第56号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	49
・議案第57号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	52
・議案第58号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	55
・議案第59号から議案第61号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	56
・議案第62号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	58
・請願第2号(上程, 委員会付託)	60
・女性トイレの維持及びその安全安心の確保についての陳情(上程, 委員会付託)	61
・決議案第2号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	61
○散 会	63
◎第2号(6月8日)	65
○出席, 欠席議員	65
○出席説明員及び会議書記	65
○議事日程第2号	67
○一般質問通告事項一覧	68
○開 議	69
・一般質問	69

飯野 良治	69
紙井 和美	80
川畑 秀慈	93
○散 会	107
◎第3号（6月9日）	109
○出席，欠席議員	109
○出席説明員及び会議書記	109
○議事日程第3号	111
○一般質問通告事項一覧	112
○開 議	113
・一般質問	113
海野 隆	113
柴原 成一	130
栗原 宜行	132
○散 会	150
◎第4号（6月10日）	153
○出席，欠席議員	153
○出席説明員及び会議書記	153
○議事日程第4号	155
○一般質問通告事項一覧	156
○開 議	157
・一般質問	157
難波 千香子	157
高野 好央	177
吉田 憲市	186
・休会の件	198
○散 会	198
◎第5号（6月21日）	199
○出席，欠席議員	199

○出席説明員及び会議書記	199
○議事日程第5号	201
○開 議	202
・諸般の報告	202
・議案第47号から議案第50号（委員長報告，討論，採決）	202
・議案第51号から議案第56号（委員長報告，討論，採決）	204
・議案第57号（委員長報告，討論，採決）	208
・議案第58号（委員長報告，討論，採決）	212
・議案第62号（委員長報告，討論，採決）	214
・請願第2号（委員長報告，討論，採決）	216
・女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情（委員長報告，討論，採決）	218
・意見書案第2号（上程，説明，質疑，討論，採決）	219
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査	221
・会期中の閉会の件	222
○閉 会	222

第 2 回 定 例 会

阿見町告示第133号

令和4年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月26日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和4年6月7日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和4年第2回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	6月7日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	6月8日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（3名）
第3日	6月9日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（3名）
第4日	6月10日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（3名）
第5日	6月11日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	6月12日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	6月13日	(月)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第8日	6月14日	(火)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第9日	6月15日	(水)	休 会		・議案調査
第10日	6月16日	(木)	休 会		・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	6月17日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	6月18日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	6月19日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	6月20日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	6月21日	(火)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決
第16日 ～ 第22日	6月22日 ～ 6月28日	(水) ～ (火)	休	会	・議事整理
第23日	6月29日	(水)	午前10時	本会議	・閉会

第 1 号

{ 6 月 7 日 }

令和4年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月7日（第1日）

○出席議員

1番	平岡	博君
2番	落合	剛君
3番	栗田敏昌	君
4番	石引大介	君
5番	高野好央	君
6番	樋口達哉	君
7番	栗原宜行	君
8番	飯野良治	君
9番	野口雅弘	君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑秀慈	君
14番	難波千香子	君
15番	紙井和美	君
16番	柴原成一	君
17番	久保谷	実君
18番	吉田憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君		
副町	長	坪田	匡弘君		
教	育	長	立原	秀一君	
町長	公室	長	佐藤	哲朗君	
総	務	部	長	青山	広美君

町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	小澤勝君
保健福祉部次長	山崎洋明君
産業建設部長	林田克己君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
管財課長	荒井孝之君
生活環境課長	小笠原浩二君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	浅野奉子君
国保年金課長	戸井厚君
上下水道課長	堀越多美男君
中央公民館長	山崎貴之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	湯原智子

令和4年第2回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和4年6月7日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議会改革等調査研究特別委員会委員の定数の変更について
- 日程第5 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度阿見町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第6 議案第47号 阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第48号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第49号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第50号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第51号 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
議案第52号 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第53号 令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第55号 令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第56号 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第57号 旧実穀小学校改修工事請負契約について
- 日程第9 議案第58号 和解について
- 日程第10 議案第59号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第60号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第61号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第62号 阿見町ゼロカーボンシティ宣言について
- 日程第12 請願第2号 分離型認可保育園の設立及び障がい児保育行政の拡充を求める

請願

日程第13 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

日程第14 決議案第2号 予算執行に対する決議案について

午前10時00分開会

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年第2回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議長より御報告申し上げます。

阿見町議会議員永井義一君におかれましては、去る5月2日に御逝去されました。享年65歳でありました。

故・永井義一議員は、平成24年4月、阿見町議会議員に当選以来、今日まで阿見町発展のために寄与され、功績を残されました。心から哀悼の意を表します。

ここで、本議会として、故・永井義一君の御冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。

全員、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（平岡博君） それでは、黙祷。

〔黙祷〕

○議長（平岡博君） 黙祷を終わります。御着席願います。

〔全員着席〕

○議長（平岡博君） 本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（平岡博君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 栗田敏昌君

4番 石引大介君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る5月31日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君の登壇を願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告を申し上げます。

令和4年第2回定例会につきましては、去る5月31日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て、審議をいたしました。

会期は本日から6月29日までの23日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、6月8日は午前10時から本会議で、一般質問3名。

3日目、6月9日は午前10時から本会議で、一般質問3名。

4日目、6月10日は午前10時から本会議で、一般質問3名。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月13日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

8日目、6月14日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

9日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、6月21日は午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決。

16日目から22日目までは議事整理。

23日目、6月29日は最終日となります。

今定例会は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、当初予定の最終日から8日間延ばした6月29日を最終日としておき、6月21日に委員長報告、質疑、討論、採決までの全ての議事が終了したときには、会期を短縮し、6月21日に閉会いたします。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

○議長（平岡博君） それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月29日までの23日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月29日までの23日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申入れがありましたので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります、報告事項を申し上げます。

令和3年度繰越明許及び事故繰越しについて御報告いたします。

令和3年度の事業施行に当たり、諸般の事情により年度内での事業完成が困難となったため、令和4年度に予算の定めるところにより繰り越した事業及び事故繰越した事業は、令和3年度繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書のとおりであります。

次に、令和3年度水道事業会計予算及び下水道事業会計予算の繰越しについて御報告いたします。

令和3年度の上下水道事業執行に当たり、諸般の事情により年度内での事業完成が困難となったため、令和4年度に繰り越した事業は、令和3年度水道事業予算繰越計算書及び下水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡博君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第46号から議案第62号のほか、分離型認可保育園の設立及び障がい児保育行政の拡充を求める請願、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情、決議案第2号、以上20件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情の2件です。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和4年3月分、令和4年4月分に関する例月出納検査結果についての報告がありましたので報告いたします。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和4年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、6月3日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、令和3年度阿見町土地開発公社決算書及び令和4年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので報告いたします。

次に、永井義一議員が、去る5月2日に御逝去されましたことに伴い、現在1名欠員となっております。

次に、去る5月18日、広聴広報特別委員会委員に栗田敏昌君を指名いたしましたので報告いたします。

次に、去る5月18日、産業建設常任委員会を開催し、副委員長を互選した結果、副委員長は栗田敏昌君となりましたので、御報告いたします。

次に、去る5月18日、広聴広報特別委員会を開催し、副委員長を互選した結果、副委員長は栗田敏昌君となりましたので、御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議会改革等調査研究特別委員会委員の定数の変更について

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、議会改革等調査研究特別委員会委員の定数の変更についてを議題といたします。

本件については、阿見町議会委員会条例第4条第2項の規定により、議会改革等調査研究特別委員会委員の定数を9人から8人とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革等調査研究特別委員会委員の定数は8人とすることに決定いたしました。

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度阿見町一般会計補正予算（第1号））

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度阿見町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第46号の専決処分の承認を求める（令和4年度阿見町一般会計補正予算（第1号））について，提案理由を申し上げます。

本案は，既定の予算額に489万3,000円を追加し，歳入歳出それぞれ176億6,689万3,000円とするものであります。

その内容は，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して，二所ノ関部屋開所記念事業に係る経費を計上したものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので，同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号については，会議規則第39条第3項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第46号を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって，議案第46号を承認することに決しました。

- 議案第47号 阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第48号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第49号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
議案第50号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第47号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第48号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第49号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第50号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第47号の阿見町介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する者の収入の減少が見込まれる被保険者につきまして、昨年度に引き続き、令和4年度において介護保険料の減免を行うため、阿見町介護保険条例の一部改正をするものであります。

なお、減免の対象となる介護保険料は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に納期限があるものでございます。

議案第48号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、阿見町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、令和6年度において町内に介護老人保健施設を開設・運営していただける事業者を募集、選定するに当たり、公平かつ適正な選考を行うため、阿見町介護保険施設整備事業者選考委員会を設置することに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第49号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護老人保健施設整備事業者を選定するに当たり、公平かつ適正な選考を行うため阿見町介護保険施設整備事業者選考委員会の設置に伴い、その選考委員会委員の報酬及び費用弁償について所要の改正をするものであります。

議案第50号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる納税義務者につきまして、昨年度に引き続き、令和4年度において国民健康保険税の減免を行うため、阿見町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

なお、減免の対象となる国民健康保険税は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に納期限があるものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案4件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第50号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第51号	令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
議案第52号	令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第53号	令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第54号	令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第55号	令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第56号	令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第7、議案第51号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第52号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第53

号，令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号），議案第54号，令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号），議案第55号，令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号），議案第56号，令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号），以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第51号から議案第56号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第51号，一般会計補正予算は，既定の予算額に1億675万9,000円を追加し，177億7,365万2,000円とするほか，地方債の補正をするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第16款国庫支出金で，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額。

第17款県支出金で，国民健康保険保険基盤安定負担金を減額。

第23款町債で，小中学校屋内運動場トイレ改修工事の設計額確定に伴い，学校施設整備事業債を増額するものであります。

次に，歳出の主なものを申し上げます。

第3款民生費の児童福祉総務費で，地方創生臨時交付金を活用し，第3子以降出産祝金を新規計上。また，国の緊急支援策として，子育て世帯生活支援特別給付金を計上。

第4款衛生費の予防費で，ワクチン4回目の接種等に対応するため，新型コロナウイルスワクチン接種事業を増額。塵芥処理費で，設計変更に伴いクリーンセンター改修工事を増額。

第9款教育費の小学校費及び中学校費で，屋内運動場トイレ改修工事の設計額確定に伴い，学校施設整備事業をそれぞれ増額。

そのほか，第1款議会費から第9款教育費まで，人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第52号，国民健康保険特別会計補正予算は，既定の予算額から1億1,439万2,000円を減額し，47億6,860万8,000円とするものであります。

その内容は，3方式から2方式への国民健康保険税変更に伴う予算の組替え及び人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第53号，介護保険特別会計補正予算は，既定の予算額から15万5,000円を減額し，36億6,984万5,000円とするものであります。

その内容は，人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第54号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に73万円を追加し、10億8,873万円とするものであります。

その内容は、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第55号、阿見町水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について、315万5,000円を減額するものであります。

主な内容としましては、人事異動による職員給与関係経費を減額するものであります。

議案第56号、阿見町下水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について、678万円を減額、4条に定めた資本的収支について、8万4,000円を減額するものであります。

主な内容としましては、人事異動による職員給与関係経費の減額及びそれに伴う他会計負担金、他会計補助金を減額するものであります。

また、資本的収支の収入では、国からの交付金の内示割れによる国庫補助金の減額及びそれに伴い、企業債、他会計補助金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第56号について、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第57号 旧実穀小学校改修工事請負契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第8、議案第57号、旧実穀小学校改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第57号の旧実穀小学校改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、旧実穀小学校を地区公民館に改修するための工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和5年2月28日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 旧吉原小学校の改修工事に引き続き行われる旧実穀小学校の工事について質問をいたします。

1つ目なんですけども、まず5者が応札に参加されていますが、1回目の入札に2者が辞退され、2回目の入札でさらに2者が辞退され、結果的に吉原小を手がけた地元業者が落札しました。そこで、辞退の理由が分かれば教えてください。

○議長（平岡博君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

1回目の辞退の理由につきまして、2者につきましては主任技術者が配置できないという理由でございます。2回目以降の2者につきましては、競争の結果なので、それについては私らのほうでは把握できません。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 1回目の辞退の理由が分かっている、どうして2回目の辞退の理由が分からないのか、ちょっと理解に苦しむんですけども、業者間の暗黙の取決め、あるいは了解と理解してよろしいでしょうか。

○議長（平岡博君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

入札ですので、自分らが落札したい金額に合わなければ当然辞退という形になってくるのかと思いますけども、それで、議員がおっしゃられるのはちょっと違うんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） それでは2つ目の質問です。前回の全協での説明では、900点以上の参加資格で、阿見町では1者のみということでした。

そこで伺います。工事内容が、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3つに分かれているのに、建築一式工事として発注した根拠を教えてください。また、分割発注した場合との費用面での比較はされていると思いますけども、どのくらいの差額が発生するのか、それを教えてください。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

まず、建築工事とした理由でございますが、工事の割合といたしましては、建築工事が69%、電気設備工事が14.6%、機械設備は16.3%ぐらいということですので、大部分が建築工事が占めているということで、建築工事ということなのです。

一括発注とした理由でございますが、分割か一括するときには工事内容や難易度、工期等をそれぞれ考えまして総合的に判断して、透明性、公共性、競争性を確保しながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 一括に発注した割合について、今、69%、14.6%、16.3%と、3つのパーセントがあつて、建築工事が大体70%を占めるんで、建築工事一式としたということは理解できますけども、それは発注者の、監理するのに、3つに分割するよりは、1つの工事を監督したほうが監督しやすいという理由は分かるんですけども、町民の税金を使って3つに分け

てやった場合、幾らぐらいなのか、高くなるのか安くなるのか、それとも一括したほうが安く上がるのか、その辺の分割発注と一括発注の差というのは今答えてなかったんですけども、その点について再度お尋ねします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

一括発注と分割発注での比較でございますが、金額的なものはちょっと手元に資料がございませんので、また後ほどお答えします。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ぜひちょっと教えていただきたいわけです。それは町民の税金を、最小の費用で最大の効果を上げるというような地方財政の、自治法の基本であるんで重要です。

それでは3つ目なんですけども、3つに分割することで、もし3つに分割した場合に、阿見町に入札参加資格がある会社がどのくらい生まれますか。分割した場合ですね。30%カットするわけですから。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

先ほどと同じになってしまいますが、分割した場合の設計金額とかを押さえてませんので、業者がそれぞれに対して、対応できる業者が何者あるかまではちょっとまだ検討してございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 分かりました。それも後で教えていただきたいと思います。

それでは4つ目です。最後になります。談合防止、業者との癒着のために、日頃どのような指導、監督をしているのか伺います。

○議長（平岡博君） 副町長坪田匡弘君。

○副町長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

談合というのは町の工事ではないというふうに私は認識をしておりますけれども、職員には業者とのお付き合いといいますか、そういったものを、距離を置くというか、事務室には業者は入れないように、それから、町のほうの情報は堅く町の情報として外部に公開しない、漏らさないようにというような指導はしております。

それと、入札に関しても、競争性が確保されるように、入札の規定の範囲ですけども、その範囲でできるだけ多くの業者が参入していただいて、競争性が保たれるようにというような考え方で入札業者の選定をしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） これで最後です。今、副町長が言われたその談合ですね。談合の定義はどんなふうに捉えていますか。これで最後です。

〔「質疑じゃないんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○8番（飯野良治君） 議長。こういう不規則発言をこのまま放つといていいんですか。

○議長（平岡博君） 今のところ、私、聞こえなかったんですけど。

○8番（飯野良治君） 聞こえなかった。

○議長（平岡博君） はい。

○8番（飯野良治君） 議員が質問してるのに、脇からそれをちやりを入れるっていうのは、これは議会の運営に対して非常に大きな問題だと思いますよ。

○議長（平岡博君） 飯野議員、ちょっと今、質問の続きを今答えてもらいますから、それからしてください。

○8番（飯野良治君） 分かりました。

○議長（平岡博君） 坪田匡弘君。

○副町長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

一般的に言われてますのは、業者間で話し合いをして、受注業者をその中で決めて、その業者が受注するような話し合いをすると、取決めをするというようなことかと思います。

○8番（飯野良治君） 分かりました。

○議長（平岡博君） ありがとうございます。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月21日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第58号 和解について

○議長（平岡博君） 次に、日程第9、議案第58号、和解についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第58号の和解について、提案理由を申し上げます。

本案は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する平成23年度及び平成24年度の放射能対策に関する損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が応じない費用について、今般、原子力損害賠償紛争解決センターから和解案が提示されたことから、同案の受諾について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第59号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第60号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること

とについて

議案第61号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（平岡博君） 次に、日程第10、議案第59号から議案第61号まで、阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上3件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第59号から議案第61号の阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項の規定により、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任することとされており、委員の任期は3年です。

現在3名の委員が在任しており、本年6月23日で任期満了となります。当該委員のうち、野口静男氏、渡會光恵氏は、専門的知識を有し、人格・識見ともに優れており適任であることから、引き続き選任したいと考えております。また、吉田衛氏は、専門的知識を有する町民で、人格・識見ともに優れており適任であることから、新たに選任したいと考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案3件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案3件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第61号については、原案どおり同意することに決しました。

議案第62号 阿見町ゼロカーボンシティ宣言について

○議長（平岡博君） 次に、日程第11、議案第62号、阿見町ゼロカーボンシティ宣言についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第62号の阿見町ゼロカーボンシティ宣言について、提案理由を申し上げます。

本案は、気候変動に関する政府間パネルの報告書が、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロとする必要があると示したことに賛同し、当町においても2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すための取組を推進することを宣言することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 3点ございますので、1点ずつお伺いいたします。

茨城県のゼロカーボン宣言は、先月まで未表明のままです。現在、茨城県の動向はどのようになっているのか。その理由が分かればお願いをいたします。

○議長（平岡博君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

聞いている話なんですけども、茨城県のほうでは、産業部門のCO₂の排出量が非常に多くて、その削減の見通しが立っていないということで、2050年までに実質ゼロというロードマップ、道筋を示すことが難しいということで慎重になっているため宣言してないということをお聞きしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 2点目です。県内29自治体が宣言をしています。その中で2020年に県内では23自治体が共同宣言をしているわけですね。北茨城宣言をしてるんですけども、なぜそのときに阿見町は宣言に加わらなかったのか。その理由をちょっとお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

県内の23市町村が共同宣言してるんですけども、そこに阿見町が加わらなかった理由としては、それは北茨城市さんのほうで、そこに最終処分場がございまして、そこを利用している市町村や民間事業者で構成する「廃棄物と環境を考える協議会」というのがございまして、そこに県内23市町村が構成員として入っている。そういうことで、そのとき当時23市町村で一斉に共同宣言したというふうになっております。

町のほうは単独でさくらクリーンセンターという最終処分場を持っておりますので、その協議会に入っていなかった、だから一緒に宣言しなかったというふうになっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 最後の質問です。宣言文を見ますと、要旨だけではないわけですね。具体的に取組をする、盛り込んでるわけですけども、全国の自治体でいけば、ほとんどが具体的な取組を盛り込まずに要旨だけで終わらせているわけです。仮に取組内容を記載した宣言文の場合は、ゼロカーボンに直結した目標ですね。例えば公用車のEV化100%であるとか、あとクールチョイスであるとか、そういった具体的なものを載せているわけですけども、そうしなかった理由をちょっとお伺いします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

阿見町の宣言文は、他市町村とは少し変わってるというか、特徴的であるかなというふうには思ってます。

理由としましては、やっぱり基本となるものが、今、第2次ですけども、阿見町環境基本計画というのがございまして、その計画の目指す環境像、環境の姿勢というものが、「あみの自然と暮らしを楽しみ、環境の文化を育むまち」としておりますので、この宣言文を審議していただいた環境基本計画推進委員会の中で、阿見の自然を強調した宣言文を採択しようということで、そういうふうな宣言文になっております。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありませんか。

柴原成一君。

○16番（柴原成一君） すいません。ちょっと私の勉強不足かもしれません。3番目の「5Rの推進」の5Rというのは何ですか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） 5Rですよ。5Rは、5つありますんで。1つがリフューズ、ごみになるものは断ります。例えばレジ袋は要りませんとか、そういうものですね。あと、リデュース、ごみを発生させない、削減するということ。あと、リユース、再使用をしましょうということ。それと、リペア、壊れたらすぐに捨ててしまうのではなくて修理して使いましょうというようなことです。次に、リサイクル、資源として再利用しましょうということで、その5つのRを取って5Rとしています。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

請願第2号 分離型認可保育園の設立及び障がい児保育行政の拡充を求める請願

○議長（平岡博君） 次に、日程第12、請願第2号、分離型認可保育園の設立及び障がい児保育行政の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

○議長（平岡博君） 次に、日程第13、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情を議題といたします。

本案については、会議規則第95条の規定により、その例によるものとされる会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

決議案第2号 予算執行に対する決議案について

○議長（平岡博君） 次に、日程第14、決議案第2号、予算執行に対する決議案についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

飯野良治君、登壇願います。

〔8番飯野良治君登壇〕

○8番（飯野良治君） それでは、提出者を代表いたしまして御説明させていただきます。

まず、提出理由を申し上げます。

3月定例会で審議した令和4年度当初予算について、審議の過程で挙げられた執行上の指摘事項について、予算決算特別委員会で精査した結果、別紙のとおり要請するものです。

それでは、決議案を読み上げさせていただきます。

予算執行に対する決議案。

令和4年度阿見町一般会計予算については、新型コロナウイルス感染症の影響により、町税収入の減収が見込まれている。限られた予算で、多様化・増大化する町民ニーズにきめ細かく対応するため、令和4年度阿見町一般会計予算の執行に当たり、下記の事項を求める。

1、町のプロモーション映画制作委託料については、町民の声も取り入れ、阿見町に住んでみたくなるような映像制作を委託すること。

2、二所ノ関部屋連携事業については、事業総額を早期に明示し、町民へ丁寧な説明をしながら事業を進めていくこと。

3、社会福祉協議会助成費については、コロナ禍の小口貸付け等業務が増大する中、利用者対応をしっかりとすること。

4、地域医療介護総合確保基金事業補助金については、特別養護老人ホームの空きがない状態を増床により解消させるため、令和5年度の開所に向けしっかり事業に取り組むこと。

5、保育士等処遇改善助成金については、国及び町の施策により効果的に目的を達成させるよう事業を進めること。

6、子宮頸がんワクチン接種については、町民に対する丁寧な説明により不安を解消し、予防接種事業に当たること。

7、中央公民館運営費については、教育委員会が中央公民館に移設したことにより、休館日の来館者への対応やワンストップサービスなど、利用者の利便性確保や人員体制の見直しを図り公民館運営に当たること。

8、旧吉原・旧実穀小学校屋内運動場の耐震補強工事については、文科省の指導のとおり耐震性を向上させ緊急避難施設としても使用できるよう万全を期すこと。

9、セーリング会場のブイ復旧工事については、前回のように破損することがないように安全を確保する復旧工事を行うこと。

以上、決議する。

皆さんの御賛同いただけますようお願いをいたします。

○議長（平岡博君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。

ただいま議題となっております決議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。
これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

決議案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号については、原案どおり可決することに決しました。

先ほどの飯野議員に対しての質問の答えを、教育委員会のほうから説明あるそうです。

小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい。先ほどの飯野議員からの御質問についてお答えいたします。

一括発注と分割発注の比較の件でございますが、設計金額としましては、比較した場合は一括発注の方が1%ぐらいは安くなるであろうという計算でございます。

なぜ分割発注しないのかでございますが、町内で建築工事として対応できるのが1者のみでございまして、分割した場合でも1者同じでございましょうということと、電気については町内で対応できる業者がないということで町外発注になってしまうということが主な理由でございます。それで、一括発注と判断したものでございます。

以上です。

○8番（飯野良治君） 分かりました。

○議長（平岡博君） ありがとうございます。

散会の宣告

○議長（平岡博君） それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時06分散会

第 2 号

{ 6 月 8 日 }

令和4年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月8日（第2日）

○出席議員

1番	平岡	博君
2番	落合	剛君
3番	栗田敏昌	君
4番	石引大介	君
5番	高野好央	君
6番	樋口達哉	君
7番	栗原宜行	君
8番	飯野良治	君
9番	野口雅弘	君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑秀慈	君
14番	難波千香子	君
15番	紙井和美	君
16番	柴原成一	君
17番	久保谷	実君
18番	吉田憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君		
副町	長	坪田	匡弘君		
教	育	長	立原秀一君		
町長	公室	長	佐藤哲朗君		
総	務	部	長	青山	広美君

町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	小澤勝君
保健福祉部次長	山崎洋明君
産業建設部長	林田克己君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
秘書広聴課長兼 広報戦略室長	小倉貴一君
管財課長	荒井孝之君
町民課長	齋藤明君
社会福祉課長	湯原将克君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	浅野奉子君
生活環境課長	小笠原浩二君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	村山幸二君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	湯原智子

令和4年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和4年6月8日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和4年第2回定例会

一般質問1日目（令和4年6月8日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 飯野 良治	1. 二所ノ関部屋との連携による定住促進について	町 長
2. 紙井 和美	1. 住民サービスを快適に進める窓口業務の改革と各課連携のワンストップサービスについて 2. 高齢者等へのごみ出し困難世帯をどう支えるか	町 長 町 長
3. 川畑 秀慈	1. 阿見町の次期基本構想並びに第7次総合計画と行政改革大綱実施計画について 2. 安心安全な町づくり・防犯カメラの設置について 3. 地方創生臨時交付金の創設を受けた町の事業計画について	町 長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は、答弁を含め60分以内といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、8番飯野良治君の一般質問を行います。

8番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔8番飯野良治君登壇〕

○8番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。

通告に従い、二所ノ関部屋との連携による定住促進について、町長に質問をいたします。

二所ノ関部屋の部屋開きが6月5日行われました。誠におめでとうございます。阿見町を全国にPRし有名にすることで、定住人口・交流人口の増加を目指すために、この事業が設けられました。この事業に対して前向きに捉えています。税金の使われ方について、最適な方法と最小なコストで、最大かつ最良の行政サービスを町民に提供するという予算編成方針からすれば、違和感を禁じ得ません。

当初予算590万円弱，2か月後に出された補正予算490万円弱，1,000万円を超える事業規模となりました。本当に阿見町に関心を持ち，住みたいと思える町とは，どのような町の姿をいうのでしょうか。

そこで，以下の項目を質問いたします。

- 1，この事業費は，どのくらいの規模を想定しているのですか。
 - 2，専決処分を行った開所記念事業は，議会を招集する時間的余裕がなかったのか。また，不要不急との位置づけはなかったのか。
 - 3，相撲部屋のある他市町村との比較をして，行政が財政支援をしている事例はありますか。
 - 4，委託料の内アドバイザー業務について伺います。
 - 5，報償費の内容について伺います。
 - 6，経済効果は，具体的にどのようなものですか。
 - 7，予算の使われ方に不均衡なものはないですか。
 - 8，財源確保に民間活力の方法は考えなかったのですか。
- 以上8点について質問をいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん，おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

飯野議員の，二所ノ関部屋との連携による定住促進についての質問にお答えいたします。

1点目の事業費の規模についてであります。

令和4年度の連携事業につきましては，二所ノ関部屋の開所を受けて町内外に発信することを目的に企画したものであり，継続的な事業とは異なるものであります。来年度以降の連携事業につきましては，庁内の関係課等で構成する二所ノ関部屋連携推進委員会において，アイデアを出し合い，計画性をもって取り組み，最小のコストで最大かつ最良の効果が発揮できるような事業費規模を明確にした上で進めてまいります。

2点目の，専決処分を行った開所記念事業は議会を招集する時間的余裕がなかったのか。また不要不急との位置づけはなかったのかについてであります。

専決処分は，本来，議会の議決を経なければならない事柄について，地方公共団体の長が地方自治法の規定に基づいて，議会の議決の前に自ら処分するものであります。

二所ノ関部屋の開所につきましては，昨年度委託契約をしましたアドバイザーを通じて，開所時期や式典の内容，開所後の稽古見学等について調査をしてまいりました。本年度に入り，日本相撲協会より新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，6月5日の開所日当日のみならず，その後の稽古見学を含め，部屋への一般者の訪問が当面の間は禁止されることが決定

したため、急遽、展示会や講演会を行う開所記念事業を計画したものであります。

7月には名古屋場所があることから、開所の機会を逃さず事業を行うためには、6月中に実施する必要があり、第2回定例会の補正予算の上程では予算措置が間に合わないことから、全員協議会において事前の説明をさせていただいた上、補正予算の専決処分を行ったものであります。

3点目の行政が財政支援をしている事例についてであります。

相撲部屋がある他の市区町村の事例を見ますと、相撲教室やイベント出演などの交流・連携の事例がございますが、行政が相撲部屋に対して財政支援をしている事例は把握しておりません。また、町としましては、財政支援はしておりません。

4点目の、委託料の内アドバイザー業務についてであります。

アドバイザー業務につきましては、相撲という国技に対する深い知見を持った方の協力を得るため、令和4年2月から、元力士で専門的知見を有する方に委託をしております。主な業務の内容は、二所ノ関部屋及び日本相撲協会との連携等に関する提案や、事前の相談、調整のほか、具体的な取組が決定した際の日本相撲協会への承認申請手続を行っております。

また、町ホームページや広報紙等に掲載する情報の収集、執筆のほか、写真の撮影など、多岐に渡る業務を行っていただいております。

5点目の報償費の内容についてであります。

本年度の当初予算に計上しております報償費につきましては、講演会やイベント出演時の親方への協力謝礼と、町内の幼稚園や保育所などでの所属力士による相撲体験教室や交流会等への協力謝礼となっております。

6点目の経済効果についてであります。

経済効果につきましては、直接効果としては、バスツアーや稽古見学等で二所ノ関部屋に直接支払われる対価であり、波及効果としては、来訪者や報道関係者等の交通費や飲食代、お土産物代などが考えられます。

町としましては、人口増の要因の1つでもある、県内外から注目を集めている西部地域において二所ノ関部屋が開所されることは、経済効果もさることながら、新聞やテレビ、ラジオ等のメディアに数多く取り上げられることで、町の名を全国に知らせることができ、その広告宣伝効果は絶大であると捉えております。

7点目の、予算の使われ方に不均衡なものはないかについてであります。

令和4年度の予算審議を経て議決をいただき事業化したものであり、不均衡なものはないと考えております。

8点目の財源確保に民間活力の方法についてであります。

財源の確保につきましては、民間事業者によるクラウドファンディングを行う方法や、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングによる方法など、様々な手法を検討してまいりました。その中で、当町のふるさと納税における使途の1つに、二所ノ関部屋応援の項目を追加しました。今後は、基金を創設の上、二所ノ関部屋との連携に関する事業に充当していく考えであります。

以上です。

○議長（平岡博君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） それでは、再質問に入らせていただきます。

1点目の事業規模についてですが、答弁で、継続的な事業と異なるものであると言っていますが、来年度以降の連携事業については、計画性を持って取り組むとあります。これは、アイデア次第で最小のコストがいくらでも変わってしまう。そういう可能性があります。事業規模の明確化が図れないのではないですか。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

これ答弁書にもございますけれども、令和4年度の事業につきましては、二所ノ関部屋が開所されたということで、あくまでもキックオフ事業だというふうに捉えております。特別な年だということに捉えております。

こちらの来年度以降の事業費につきましても、これ答弁で答えさせていただいておりますけれども、庁内の関係各課で組織します二所ノ関部屋連携推進委員会、これは秘書広聴課が中心になっておりますが、政策企画課、それから商工観光課、農業振興課、それから生涯学習課等になりますけれども、そういった関係各課で構成します委員会でアイデアを出し合いながら――これは町長のアイデアもございます、それから親方のアイデアもございます、そういったアイデアを一つ一つ活かしながら、そちらの委員会で検討して、3か年実施計画で適正な事業規模を決めながら当初予算に計上していきたい。

これ当然財源も必要になりますので、財源についても答弁しておりますけれども、ふるさと納税を中心に基金を創設しまして、あと今ちょっとアイデアであるんですが、企業版のふるさと納税、そういった手法もあるというふうに認識しておりますので、そういったことも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（平岡博君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今の答弁の中で、アイデアをこれから出して予算規模を決めていくんだという話でしたけれども、そのアイデアは、今回は、今年が開所記念で特別な事業だというふうに言われましたけれども、来年もやっぱり同じようなアイデアがいろいろ出てきて、それをま

とめた場合には、先ほど言われたような、予算規模が不確定要素が出てくるわけですね。

だから、町民の方に丁寧に、その必要性ですね、アイデアの必要性を説明しながら事業をやっていないと、予算が補正、補正で行ってしまう可能性があるんじゃないかという危惧があるんですけども、そういうことはないですね。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、あくまでも財源を創生しながら事業規模というものも考えていかなければならないと考えておりますので、そういった大きな事業になるということは想定しておりません。

○議長（平岡博君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 分かりました。

県南地区には、2か所相撲部屋が存在しました。龍ヶ崎はシティセールス課という課があって、それが相撲部屋との連携なんかを担っているんですね。阿見町は秘書広聴課。業務の内容は、聞いてみたら同じように思います。なぜ阿見町は二所ノ関部屋連携推進委員会を特別にまた設けたのか、その理由についてお尋ねいたします。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

龍ヶ崎市、御指摘のとおりシティセールス課でございます。阿見町もこういったPR、町を売り込むための組織としまして、秘書広聴課の機能を強化したということでございますけれども、広報戦略室の中でプロモーション戦略係というものをつくってございます。これシティプロモーションとそれからシティセールス、これ同じ機能でございます。自治体の大きさが違うので、龍ヶ崎の場合は1つの大きな課として設置しているようですけれども、阿見町もプロモーション戦略係ということで、特化したものがございます。

プロモーションというのは様々な事業がございます。その中の1つがあくまでも二所ノ関部屋の連携事業でございます。その二所ノ関部屋の連携事業に特化した事業を、アイデアを出し合う組織として二所ノ関部屋連携推進委員会というものを設置したということでございます。そういう取組の中で来年度の事業を、アイデアを出し合いながら取り組んでいきたいということでございます。

○議長（平岡博君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 分かりました。その点については、ぜひ龍ヶ崎に負けないように、いろいろアイデアを出していただいて、町にとってプラスになるような事業を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の専決処分についてですが、コロナ禍が原因で開所の予定が、当面の間禁

止の措置が発生したことから、急遽記念事業を立ち上げたことになっていますが、昨年から開所の日程は当然決まっていたわけでしょうし、アドバイザーと調査、協議を重ねてきたのであれば、コロナ禍がもっとひどくなっているという最悪の状況も予想できたのではないですか。最初から開所に伴う記念事業を計画すれば、補正予算を組まないでも、当初予算に組み込まれていてもよかったのかなというふうに思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

予算編成の仕組みでございますけれども、まず9月頃から担当各課から様々な事業のアイデアが出てきまして、これは総合計画に基づくもの、それから施策に基づくもので事業が構成されるわけなんですけれども、その中で3か年実施計画というものを策定いたします。それはもう10月後半になります。

その3か年実施計画に基づきまして、当初予算が編成されるということになるんですけども、3か年実施計画につきましては、11月に議員の皆様にもお示しさせていただいていると思います。

今回の事業でございますけれども、コロナ禍でのいろんな動きがございました。日本相撲協会でのコロナ禍での、部屋に開所記念として集まるようなことができないということだとか、あるいはその日本相撲協会との関係の中で、二所ノ関部屋との関係の中で、専門的なやっばり知識が必要であるということで、2月から3月、2か月でアドバイザー契約ということで委託事業費を組まさせていただいて、マネージャーさんと契約をさせていただいております。

その中で開所記念という日が決定しまして、急遽、その事業費を組み込まなければならない。当初は、あくまでも例年ベースの事業費として組んでおりましたけれども、そういったことで、今回当初予算に計上はできなかったということが事実でございます。それで、答弁書にもございますが、7月にはもう既にもう名古屋場所がスタートしてしまうということで、開所記念に合わせるためには、6月中に事業を実施しなければならないということでございます。

そういったことで6月定例会の議決を得たのでは事業が執行できないということがございますので、専決処分ということで御承認をいただいたということでございます。

○議長（平岡博君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今の御説明、よく分かりましたけども、当初から開所に伴って開所を記念するために、何かの事業というかね、記念事業を当然するということは、予想というか、そういうアイデアはあってしかるべきだったと思うんですね。

今回禁止の措置が発生して、急遽記念事業を立ち上げたということなんですけども、開所については、記念事業というのは私は付き物ではないかなというふうに思っています。だからこ

そ、コロナがひどくなったからということじゃなくて、できれば、さっき予算編成の手順も御説明になったんですけども、やっぱりそこは当初予算に組んでほしかったなというふうに思います。これは私の思いです。

次に、1,000円万強、両方、補正と合わせて税金を使う事業になりました。財政支援は町はしてないということなんですけども、この表現は、私は間接支援ということになるのかなというふうに受け止めました。県南では、龍ヶ崎の式秀部屋、つくばみらい市の立浪部屋の2か所がありました。ありましたというのは、つくばみらい市の立浪部屋は4月に東京に移転しており、現在は龍ヶ崎の式秀部屋と二所ノ関部屋の2つです。

支援内容は、いずれも地元の野菜や米、ケーキ、コロッケ50個など、そういう地元にある物品の支援が主なんです。阿見町の1,000万円強の対応は、そういうものと比べても非常に際立って高いと思いますが、いかがですか。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

つくばみらい市、それから龍ヶ崎市の取組につきましては、詳細ちょっと把握しておりませんので、ちょっとコメントは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、阿見町の場合につきましては、当初予算の中で580万円程度の予算を組まさせていただいておりますが、この事業費につきましては、皆様、予算委員会等で十分な御審議をいただきまして、その費用対効果を分析していただき、議決を得て執行しているというようなことで認識しております。

先ほどのキックオフの補正予算につきましては、480万円強の事業費になりますけれども、御説明させていただいたとおり、あくまでもこれが出発点ということで考えておりますので、特別な事業だというふうに認識しております。

そういったことで、先ほど財政支援というお話がございましたが、私どもは財政支援をしているということではございません。あくまでも連携事業、それから二所ノ関部屋を応援するというようなことでございます。二所ノ関部屋を応援することによって二所ノ関部屋が育っていく。それによって力士がどんどん活躍していく。それによって阿見町がPR効果が十分発揮できると。そういうようなウィン・ウインの関係での事業だということで認識しております。

○議長（平岡博君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 本当にウィン・ウインで、阿見町にとっても経済効果があって、これから交流人口が増えて定着人口も増えるというふうに、いい方向にぜひとも持っていただくと、執行部も含めて、私もこの事業に対しては悪いことではもちろんないというふうに認識しています。私も、余談ですけど、小学校時代相撲が盛んだった頃、横綱を張っていましたので、非常に相撲にとっても理解はしているつもりであります。

次に、アドバイザーの業務についてですが、業務の内容は分かりましたが、これ数字的にどのくらいの支払いがあるのか、支払いは月払いなのか、それとも年払いなのか、そのどちらかを伺います。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

業務内容につきましては、答弁にあるとおりでございますけれども、委託料でございますが、月22万円ということで、これは昨年度の補正予算でも計上させていただいて御審議をいただいております。それから今回の当初予算にも計上させていただいて御審議をいただいているところでございます。払い方につきましては、先ほど言いましたが月払いということでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 分かりました。22万円掛ける12か月ということでよろしいんですね。分かりました。

それでは次に、報償費の内容については協力謝礼金が主なものですが、内訳と支払い方法を伺います。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

報償費でございますけれども、事業協力者謝礼ということで計上させていただいております。この単価につきましては、親方の場合は1回当たり50万円ということで、力士の皆様は1回当たり3万円ということで計上させていただいておりますけれども、この根拠につきましては、他自治体の事例、引退後の自治体の事例を参考にしまして、単価のほうを設定させていただいております。

親方につきましては、3回ほどの事業に協力をしていただくというようなことで考えておりました。まず、まい・あみ・まつり、それからスポーツフェスタ、これ10月にございますけれども、それから町のプロモーション映像にも御出席いただければということで考えております。

それと力士の皆様でございますが、3万円掛けるお二人程度ということで、年間5回程度の回数を想定しております。内容的には保育所でのイベント、それから相撲イベントへの出演、これは、まい・あみ・まつり等になると思うんですけれども、それから町プロモーション映像への出演ということで想定しております。積算をさせていただいているところでございます。

○議長（平岡博君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 分かりました。親方については50万円が3回と、あと力士の方については2人1組3万円を5回ということで、内容的なものは理解しました。

経済効果について伺います。経済効果については主に3つ挙げられていますが、二所ノ関部屋に直接支払われる対価と、町への波及効果、2つ目が。そして、最大は宣伝効果とされていますが、この間の新聞でも、これ朝日新聞ですけれども、本当に私もびっくりするほど大きく載りました。阿見町の役場の玄関の垂れ幕もやっぱりきちっと載って、県内は、相当阿見がすごいなというふうなことが、この新聞でも理解できたというふうには思います。

ただ、町が言っている全国に対して阿見町を有名にするんだというところからいくと、全国版のスポーツ版を見ましたけれども、その欄のちょっと小さいところに開所式が行われたということが載っていました。その辺が、全国的にもっとやっぱり宣伝していくのであれば、ちょっとアピールが足りなかったのかなというふうには思います。これは新聞社のほうの取扱いの方針もあるんでしょうから、そこはあれです。

ぜひ、直接町が波及効果、そして宣伝効果、数字でなかなか上げることは難しいし、すぐにこれを出したから、どれだけ効果があったかというのは、もうちょっと時間かかると思うんですけども、その辺の見通しについて伺います。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

先ほど飯野議員がおっしゃいましたとおり、正確にその効果を測定するというのは非常に難しいことだと考えております。

今度7月場所が大相撲のほうで始まります。阿見町民の皆様です、二所ノ関親方それから力士の皆様、18人の皆様。阿見町民が、全国の放送される大相撲中継で映されるということでございます。特に二所ノ関親方は審判部でございますので、土俵の下にいらっやいまして、毎回毎回映されるというようなことでございます。これは阿見町民が映されるということでございます。

そういったことで阿見町のPRということが、どれだけ絶大であるかということが想定できるかと思えます。ただ、その効果を厳密に測定するという事は非常に難しいと考えております。

○議長（平岡博君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 本場所での荒磯親方の存在が全国に発信されることによって、阿見町が、阿見の住民である荒磯親方が映されると、阿見町が全国に発信されると。その辺は、私もちょっと至らなかったんですけども、そういうことでの宣伝効果があるというのはすばらしいなというふうに思います。

1つなんですけれども、参考に、立浪部屋が4月まであったつくばみらい市の効果等について、経済効果、人口増、交流人口増、その他のPR効果などを聞いてみました。「つくばみらい市

のPRのため、日本伝統の国技を体現する立浪部屋を市広報紙やSNSなどで、折に触れ取り上げさせていただきました。市のPRに一定の効果はあったものと考えていますが、具体的な数値は把握しておりません」、こういう回答をいただきました。

やっぱり時間がかかると。これ、つくばみらい市に来て、10年つくばみらい市で稽古をやった。だけど、東京に4月に移転してしまったと。最後に話をしようと思ったんですけど、ついでに立浪部屋がつくばみらい市から移転した理由について、こう述べています。「国技館や出稽古の際の移動時間の短縮と伺っております」と。

これ国技館まで本場所になると行くしかないんですね。行くために交通手段は、車で行くかTXのような公共交通機関で行くか、それは分かりませんが、時間的な移動がかなり力士にとって負担がかかると。まして、稽古が命です。稽古の際も東京にある部屋に出稽古に行く。その移動時間が、東京だったら、ちょっとタクシーで行くか歩いていくかで、ほかの部屋の出稽古はできますけども、地方の場合にはなかなかそれができないと。それが主な理由だと、東京に戻った。

二所ノ関部屋も、今の若い力士が取組を行うのは、本場所でもやっぱりまだ番付が低いわけですから、早いですよね、時間的に。そうすると、出勤時間あたりに力士が常磐線に乗って東京の両国国技館まで行くというのは、やっぱり時間的なロスというか、大変だなと。番付が上がってくれば取組が後になって、夕方になってくるんで出勤時間というか、出かけるのも遅くてもいいんでしょうけど。若い力士は本当に大変になる。そういった地方での部屋運営にはリスクがあるということが、立浪部屋が東京に戻ったということで、ああ、そうなのかということが分かりました。それはそれです。

もう1つ、立浪部屋の支援内容について。これも2番目にお聞きしたんですけども、財政支援の有無、また市との連携について。「財政的支援はありませんでした。市が主催する行事に参加していただいております。報酬支給、ボランティア共にあり」ということでございました。

次に、予算の使われ方ですが、事業の達成、この事業の目的達成を目指すのであれば、子育て・教育に力を入れ、阿見町に視察に来るような行政を目指したほうが、若者の住んでみたい町、定住促進につながるのではないかというふうに考えましたけども、この1,000万円が絶大な宣伝効果というのと、私は不均衡であるというのはやっぱり、そういう意味で、違った意味で使えば、もっと定着人口があるんじゃないかというふうに捉えましたけど。その辺のところの、どっちがいいかというのは、もうちょっと先行かないと分からないんですけども、今の執行部の考えをちょっとお聞かせ願います。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

定住促進のための事業でございますけれども、これは総合計画の中でも位置づけさせていただいておりますし、町長の政策公約60項目ございますが、その事業を全てこなしていくと、取り組んでいくということで、最終的に市制施行を目指せるということで、定住人口が増えていくというふうなことで捉えております。子育て支援事業につきましても、様々な事業を行っております。

バランス的に、先ほども申し上げましたが、阿見町は何が足りないのかということで、定住人口をつくるために何が足りないかということで、秘書広聴課の中にプロモーションを取り組むべき部署をつくったということでございます。その中の1つが、二所ノ関部屋との連携事業ということでございます。町として足りなかった部分を十分に補うための事業ということで、今回の事業を捉えております。

○議長（平岡博君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 二所ノ関部屋の阿見町における開所を機敏に捉えて、これを定住促進につなげるということは、非常に大事なことだなというふうにも思います。ぜひ、そういうことに、目的に即した取組をしていただいて。多分議会のほうでも協力は惜しまないんじゃないかというふうに思います。

最後になりますけれども、財源確保について、当初から税金ではなく民間からの支援が、町民の支援のほうが町民の理解を得られ、地元の部屋として定着するのではないかとの思いがありました。今回、ふるさと納税による支援策が示されたことは歓迎します。予算決算特別委員会の決議にもあったように、町民に対して丁寧な説明を、今後そういった意味で、町の財源も使うけども民間からの財源も使ってやっていくんですよという説明をしていきたいと。

それはどういう方法でやっていきますか。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい。町民の皆様にも事業内容について御説明する機会というのは色々ございます。定例記者会見の中でも発表させていただいて、補正予算のたびに発表させていただいたりしております。それから予算の内容につきまして、詳細な事業明細を今回議会からの御要望もございましたので、作らせていただいてPRもさせていただいております。

そういった機会を捉えまして、さらに詳細に説明できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（平岡博君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私の質問はこれで終わりますけれども、阿見町は今人口が増えていて、もう少しで5万人に到達するという勢いでいます。この二所ノ関部屋が、それにちょっと追い

風になるような取組をしていただきたいという思いを述べて、質問を終わりたいと思います。
ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、8番飯野良治君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前10時55分といたします。

午前10時45分休憩

午前10時55分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔15番紙井和美君登壇〕

○15番（紙井和美君） 皆様、こんにちは。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

住民サービスを快適に進める窓口業務の改革と各課連携のワンストップサービスについて。

住民と行政の接点である窓口業務を円滑にするために、さらなる住民サービスの向上を図るためにはどのようにすればよいか。住民が役場に赴いたときに、迷うことなくスムーズに申請をしたり相談を受けられる体制づくりが必須です。それには職員が余裕を持って対応できる働き方改革も重要となってまいります。DXの普及を促進しながら事務事業の効率化も図り、来るべき市制に向けた取組を期待したいところであります。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1、相談窓口の中でも、特に、町民課、社会福祉課、高齢福祉課、子ども家庭課には、家族生活における多様な声が届きます。来庁者が安心して相談できるワンストップサービスのシステムは、住民にとってとても重要です。窓口業務の改革及び住民サービス向上を一体的に推進するため、児童、高齢者、障害者、DV被害などの相談支援を行う複数の課が連携した福祉と児童の総合窓口設置についてお伺いします。

2、マイナンバーカードや定額給付金の支給など、申請時期が集中したときの職員の就業体制についてはどうか。

3、お悔やみに係る手続において、来庁者が迷うことなく手続が行える「おくやみデスク」について。

以上3点についてお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 紙井議員の、住民サービスを快適に進める窓口業務の改革と各課連携のワンストップサービスについての質問にお答えします。

当町では、平成22年5月より総合窓口を設置し、ワンストップサービス化や証明書発行窓口の集約化による町民の利便性の向上と、案内サービスの向上を推進してまいりました。

課題としては、これまで限られた庁舎スペースを有効活用し、業務を行ってまいりましたが、多様化する行政需要や新たな課題への対応など、各課業務は拡大傾向にあり、職員を増員し対応しているため、役場庁舎スペースの不足が深刻な状況になっておりました。

特に1階のフロアは、相談スペースの不足とともに、転入転出など異動の多い時期には、待合スペースの混雑が発生し、来庁者に御不便をおかけしている状況にあったことから、本年5月に教育委員会部局を中央公民館へ移転し、生み出したスペースを活用して、課等の配置を見直すとともに、1階フロアの待合スペースの拡大、相談コーナーの新設などの改善を図ってまいります。

1点目の、福祉と児童の総合窓口についてであります。

当町では、令和3年3月に策定した阿見町地域福祉計画において、多様化・専門化する相談内容に対応するための、あらゆる相談体制の強化やワンストップで相談に対応できる体制を検討し、包括的な支援体制の構築につなげるとしております。

現在、福祉分野等における来庁者への対応として、相談支援を行う関係各課が連携を図り、来庁者が移動することなく、各担当課職員が来庁者のいる窓口へ出向き、相談及び各手続等を行っております。

ただし、DVや虐待といった相談については、情報の漏えいを回避するため、別室において相談対応等を行っております。

今後、よりよい窓口サービスの提供に向け、調査検討を行ってまいります。

2点目の、マイナンバーカードや定額給付金の支給など、申請時期が集中したときの職員の就業体制についてであります。

一時的な業務量の増加に対しては、人材派遣会社への委託や会計年度任用職員の任用により対応し、郵便物の発送やデータ入力作業など、短期間に動員が必要な作業については、他部署からの職員応援により対応しております。

3点目の、「おくやみデスク」の設置についてであります。

まず、死亡届については、多くの場合、葬祭業者からの届出となっておりますが、その際、必要な手続一覧を記載した「ご家族の方へ」というしおりを、葬祭業者を通して御家族へ渡しております。また、町ホームページのトップ画面には、「おくやみ」のバナーを掲載し、死亡に伴う役場での各種手続一覧表へとリンクさせております。

次に、後日、御家族が来庁されたときは、当町では総合窓口化されておりますので、ワンストップで役場の手続が行えるように対応しております。現在、「おくやみデスク」として常設の窓口は設置しておりませんが、実質的には「おくやみデスク」同様の窓口対応をしております。

今後は御来庁時に、よりスムーズに対応できるように、電話等による事前予約制の「おくやみデスク」の実施について、関係部署による協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

1点目の住民サービスの向上について、福祉と児童の総合窓口について質問させていただきます。

鴨川市は、窓口集約で業務効率化と住民サービス向上を一体的に推進するために、児童、高齢者、障害者、DV対策など、相談支援を行う複数の課が連携した福祉総合窓口を導入しております。この福祉総合窓口の正式名称は福祉総合相談センターで、鴨川市総合保健福祉会館内に設置しております。センターの職員は、保健師、看護師、社会福祉士などの有資格者で構成して、保健福祉サービスの提供に係る総合調整の体制を整備してまいりました。

住民から、総合調整が必要な相談窓口の要望があったために、担当課から市長へ提案をいたしまして、実現したものであります。保健医療、福祉、介護が連携したワンストップ相談支援が実現したということで、住民が相談しやすい環境が整備され、相談件数は、総合窓口設置以前に比べて約1.4倍に増加いたしました。住民サービスの向上につながっております。

そこで、お伺いします。

答弁の中で、福祉分野等において来庁者への対応として、相談支援を行う関係各課が連携を図るというふうにありました。阿見町総合保健福祉会館との連携については、どのように考えているのでしょうか。先ほどの鴨川市では、総合保健福祉会館内に設けた福祉総合相談センターとありました。それを参考に、当町で考えられる施策はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） それでは、お答えいたします。

まず、総合保健福祉会館との連携についてであります。相談者からの内容によりまして、健康づくり課への対応が必要となった場合には、情報提供、健康づくり課内における事業案内、また、ケースに応じまして担当課の職員と保健師によります対象者宅への訪問を行うなどの連携を行ってまいります。また、健康づくり課で相談を受けた場合においても、その方の相談内

容及び状態等を確認しまして、障害福祉事業、社会福祉事業、あるいは児童福祉事業、高齢福祉事業といった各担当課への案内を行っているところでございます。

また、先ほどの答弁にもございましたが、この鴨川市の事例のようにはいってないところはございますけれども、阿見町独自の取組としまして各課協力の下、体制を取っております。また、併せまして、6月20日に役場1階の配置の変更を予定してございますので、これによりまして、子ども家庭課、高齢福祉課、社会福祉課が1か所に集約された形での配置となります。

また、併せまして、相談ブースを新設できるということになりましたので、そういった意味での体制の強化を図っているところであります。

また将来的には、この後、子育て総合支援センターの建設なども検討されてきているところでありますので、その後、市制施行後を見据えますと福祉事務所なども必要になってございますので、その際に、改めまして一体的な相談窓口の設置ということについても検討していくような形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

福祉事務所設立の際には、しっかりと連携していただきたいと思っております。

今現在では、社協と総合保健福祉会館の地域包括支援センター、そういうところもしっかりと連携を取って、落ちこぼれることがないように相談者の体制を整えていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

2点目の、マイナンバーカードや定額給付金の支給などの申請時期が集中したときの、職員の就業体制についてお伺いをいたします。

繁忙期の窓口では他部署から応援をとというふうにありました。来庁者の多様な質問にも分かりやすく説明しなくてはならないために、専門的な知識を把握している人の配置が望まれます。当町では、専門家として精神保健福祉士等がようやく採用されましたけれども、実際にはもっと早く設置すべきではなかったかなというふうに思っているところです。

年度途中における専門家の配備については、各課どのように協議をしているか。お尋ねいたします。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

専門職につきましては、職員採用の試験の応募も少ないということから、その確保に例年苦慮しているというような状況でございます。令和3年度につきましては、正職員としての確保が懸案となっていた職種で、4月採用に向けた募集のみでは採用が難しいと判断される職につ

きまして、中途採用を実施しまして、建築士2名、それから精神福祉士1名、保健師2名を即戦力として採用させていただいたというところでございます。

専門職の必要性につきましては、毎年度各課の定数ヒアリングを実施しまして、その必要性につきまして確認をさせていただいております。今後も、国の施策や変化する社会環境に対応しまして、よりよい住民サービスを提供できるよう、適正な専門職の配置に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

今後、どのような専門職を採用しようと考えていらっしゃるのでしょうか。それはまた正職員でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

今後の専門職の採用につきましては、全庁的な視点を持ちまして、繰り返しになりますけれども、国の制度新設など、それから業務量等の質・量の変化を踏まえまして、担当課とヒアリングを行い検討していきたいと考えてございます。

採用が難しい職種につきましては、中途採用も視野に入れながら、即戦力となる社会人経験者なども採用できますように、受験資格の年齢拡大等も配慮してまいります。また、期間が限定されました重点事業、それから専門分野等への一定の専門職や技術を持った職員の時限的な配置につきましては、全てを直営とすることだけではなくて、民間委託それから人材派遣などにつきましても、活用を検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 改めまして、ワンストップ窓口の利便性、また総合窓口の構築について、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

ワンストップ窓口につきましては、各種手続におけます窓口を1つに集約することで、複数の手続が必要との場合でも、窓口を何度も行き来したり同じ説明をする必要がなくなるなど、町民にとっても分かりやすく、利便性と町民満足度の向上が期待できるというふうに考えてございます。

他市町村の事例を参考にしまして、窓口の電子化等も含めて、よりよい窓口サービスの提供

につながるような、総合窓口の仕組みにつきまして、引き続き調査研究をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 先ほど、調査研究するというふうにおっしゃいました。そこで事前に執行部のほうに御案内をいたしておりました公益財団法人東京市町村自治調査会、これがインタビュー調査をした165ページからなる報告書の中から、全国先進自治体における窓口業務改革のポイントを参考にさせていただきます。少し御紹介させていただきたいと思います。

先進自治体として7自治体、民間委託受託事業所、また有識者のそれぞれに対して、対面のインタビューを行ったものであります。

まず、1番目が、窓口を民間委託している東京都日野市の例。ここでは、職員数を増加することは困難なことから、民間委託によりフロア案内を充実させてまいりました。審査業務、マイナンバー業務の一部、戸籍業務以外のほぼ全ての業務を民間委託しております。総務省が公開している市町村窓口業務に関する標準委託仕様書、これについては、この日野市の取組をモデルに作成されているところです。

2番目が、市民総合窓口と福祉総合窓口の2つの総合窓口を実施している神奈川県海老名市の窓口サービス課の例。市民総合窓口では証明書発行業務と住民異動業務のワンストップを実施して、福祉総合窓口では医療保健、子育て、障害などの保健福祉部内の相談をワンストップで受け付けております。庁舎案内、市民総合窓口、福祉総合窓口、電話交換を一括して民間委託をしているところです。

3番目が、住民異動届データ入力業務へのAI-OCR、RPAの実証実験を行っている足立区政策経営課の例。民間委託できる業務は委託するという組織風土が定着しているところです。戸籍住民課では、4年前にAI-OCR、RPAの実証実験を行いました。

4番目が、住民異動業務へのRPA導入の検討を行っている熊本県宇城市市長政策課の例。熊本地震の影響で深刻なマンパワー不足に陥っているために、職員の負担軽減のため業務の見直しを図ることを発信し続け、RPAは、やる気のある部署から導入することをポイントとしています。スモールスタートで試すことを意識しているようです。やれるところから取り組む意識が、職員のやる気にもつながるのではないかなというふうに感じました。

5番目は、北海道北見市総務課の例。書かない窓口にも、RPAを組み合わせた取組も進めております。書かない窓口以外にも、本人確認方法の統一化、また認め印の押印省略、申請書様式の標準化と、窓口業務に継続して取り組んでおります。

6番目が、住民基本台帳が見える化して自治体間で比較して、業務改革・改善を検討してい

る町田市経営改革室の例。ここは持続可能なサービス基盤として、近隣自治体とともに自治体間ベンチマーキングに取り組んでいます。執行部御承知のとおり、自治体間ベンチマーキングとは、自治体間で業務プロセス、パフォーマンス、コスト等を比較し、差異を見える化するとともに、自治体間で共通化するベストプラクティス、最善の方法、最良の事例を検討し、業務改革・改善につなげる取組のことです。

7番目が、2年にわたり窓口業務改革を行い、大幅に待ち時間を解消した熊本市東区区役所区民課の例。ここは窓口の増設や事前呼出し席、またその設置、オーダーシートの導入、来庁者の分散化など、ホームページの窓口にも待ち状況を公開しております。

以上のように、大変参考になる事例が多くありました。

当町でもDXの推進を行っていますが、RPA——ロボティック・プロセス・オートメーションの導入についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

現在、町ではDX推進の全体方針となります阿見町DX推進計画の今年度中の策定を目指しまして、作業に取り組んでおります。RPAの利用促進につきましては、総務省の自治体DX推進計画の中で、自治体に取り組むべき重点事項に位置づけられております。

RPAの導入に当たりましては、まず現行業務の調査・分析を行いまして、業務改善に向いている業務、それから自動化できる業務を選定しまして、どの業務にRPAのツールを導入したほうが効果的なのかということを検討する必要があるというふうに考えております。具体的には、今年度計画を策定するわけですけれども、来年度以降、試行的導入を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

今後策定します町の推進計画の中で、導入に向けた具体的なスケジュールをお示しさせていただきます。予定でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアのロボット技術のRPA、これを導入するメリットというのは、業務の効率化や生産性向上に加えて人為的ミスの削減、これが大きいと思います。

あとは事務作業から解放された職員のモチベーションの向上で、より付加価値の高い仕事に集中ができる、人手不足の解消、そういったことが挙げられます。RPAは、指示された作業を正確に行います。人間でいえば作業を行う手の役割、何かを考えることはできませんけれども。AIは人間でいえば脳でありまして、学習し判断できることから、RPAだけではなく、

RPAとAIを連携させて、AIに判断を委ね、またRPAに作業を任せるということができれば、より多くの業務を自動化することができると考えられております。

来年度以降の試行的導入というふうにお話がありました。非常に大きく期待を申し上げるところであります。

次に、先ほど申しました当町の自治体間ベンチマーキングの取組についてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

ベンチマーキングの手法につきましては、現状におきましても、様々な政策立案の面で他市町村との制度比較という形で取り入れております。

議員に御紹介いただきました町田市の自治体間ベンチマーキングの取組につきましては、今後当町が総合窓口を検討していく上でも、改善点の気づきを通しまして、業務の効率化、住民サービスの向上、職員の事務負担の軽減につながる大変有効な手法となりますので、先進事例として参考としてまいりたいと考えてございます。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

町田市では、2015年度から八王子市や藤沢市などの近隣自治体や人口規模の近い自治体とともに、自治体業務を比較して、また改善・改革する自治体間ベンチマーキングに取り組んでいます。生産年齢人口の減少とともに、それに伴う税収の減少が見込まれる中におきまして、地方自治体のサービスを維持、継続させていくためには、業務の生産性向上が重要となっております。

この取組では、優位性の高い業務モデルを最善の方法、最良の方法のベストプラクティスを自治体合同で研究して、既存業務のプロセスを再設計し、業務の生産性を向上させて、人口減少下においても、持続可能な行政の実現を目指しているところであります。当町でも、より一層の推進ができますように、心から期待を申し上げます。

次に、ワンストップサービスの「おくやみデスク」の設置についてであります。

以前にもお話ししましたが、これは足が悪い高齢女性の御主人が亡くなり、私が付き添ったことで、それがきっかけとなりました。必要な手続一覧も葬祭業者から受け取りましたが、それを読んだだけでは分からないので不安だというふうに言われました。

答弁では、「おくやみデスク」の常設窓口は設けていないが、ワンストップで役場で手続ができるというふうにありましたが、今後は、すぐにお悔やみ手続の場所が分かるということで、少しでも御遺族の負担を軽減するために事前に電話予約をしておけば、一般の窓口でない別の場所で対象者が移動することなく、その人に応じた手続が完了するワンストップサービスで対

応していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

現在は、総合窓口ということになっておりますので、1つ目の御質問で、ワンストップで役場で手続きができる、そういうふうにあるというふうにございます。

また、その次の「おくやみデスク」についてでございますけども、現在は一般の窓口での対応になっておりますが、今後、庁舎1階のレイアウトの変更を予定しております。そこで新設の相談ブースが、6つですか、できる予定になっておりますので、事前に電話予約をしていただいて、そこで例えば、そのブースを何月何日の何時から何時まで予約しておく、そういうふうにしておくことによって、町側としましては事前準備ができますので、今の例えば整理券を取りまして「何番の方、お待たせいたしました」ではなく、逆に今度「誰々さん、お待ちしておりました」というような、待たない窓口、そういうようなものが前進できるのではないかと考えています。

また、個人の住所・名前をあらかじめ申請書に印字しておく、そういうようなことによりまして、いわゆる「書かない窓口」、そういうものも前進できるのではないかと。そういうふうにして、サービスの向上に努めていきたいと考えております。

今後は、そういう窓口関係の各課と協議を行っていきまして、早い段階での「おくやみデスク」の開設に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 関係各課のそういった密接した連携が、非常に住民サービスに大きく関わってくるというふうに思っています。

これからも住民と行政のよりよい関係を構築していただきたいというふうに願ひまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） それでは、2項目めの質問に移らせていただきます。

家庭において排出される家庭ごみを、自ら集積所まで運搬することが困難な高齢者等の世帯に対し、それを代行する支援を求める声が増えています。

令和3年の環境省の調べでは、我が国の65歳以上の高齢化率は上昇を続け、2040年には35.3%に達すると推計されています。近年、核家族による単身高齢者が増え、高齢者や障害者の家庭でのごみ出しにおいては、深刻な問題となってまいりました。

このようなことから、一部の自治体においては、対象家庭のごみ出し支援が開始されました。

茨城県内でも対象となる家庭を戸別訪問して回収する、ごみ出し支援の拡大が進んでおります。ごみ集積所まで運ぶのが困難な一人暮らしの高齢者等をサポートするために、戸別訪問してごみ出しを代行します。委託先は、シルバー人材センターや、回収業者、市町村職員などです。対象者は、要介護2以上ですとか一人暮らしであるですとか、身障者手帳の保持者であるですとか、その市町村によって規定は様々であります。

当町でも取組を推進してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

これに関しましては以前にも質問しておりますが、さらに住民からの要望も日々日々増えており、行政区からの要望書も出されております。今日までの進捗状況と、実施に向けての見解をお伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 高齢者等のごみ出し困難世帯をどう支えるかの質問にお答えいたします。

当町においても、要支援・要介護認定者、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加により、高齢者のごみ出し等の生活をめぐる環境は厳しくなっております。

かつての多世代が同居する家族では、若い世代が高齢者の生活を支えてきましたが、高齢化や核家族化を背景として、ごみ出しが困難でありながら十分な支援を得られない高齢者が増えてきているのが現状であります。

このような状況の中、一部の自治体において、高齢者のごみ出し支援が開始されております。また、当町においても行政区より要望書が提出されており、私の政策公約でもありますので、現在、高齢者のごみ出し支援制度導入に向けて、関係各課で協議を進めているところであります。引き続き、事業実施に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 関係部署で協議を進めているというふうにありましたけれども、それはどの部署でしょうか。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） 現在協議を行っておりますのが、高齢福祉課及び環境政策課でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 今までも何度かこの要望をさせていただいていましたけれども、この協議会はいつから始まりましたでしょうか。

○議長（平岡博君） 高齢福祉課長浅野奉子君。

○高齢福祉課長兼福祉センター所長（浅野奉子君） はい、お答えさせていただきます。

先ほどの1点目の御質問のところで、協議している関係部署のところで、もう1つ社会福祉課のほうで障害者の関係も一緒に検討しておりますので付け加えさせていただきます。あと、ごみの回収というところで廃棄物対策課も関係しております。その3課で今協議をしているところです。

今の御質問で、いつ頃から協議を始めたのかというところなんですけれども、行政区のほうから、先ほどお話もありましたけれども、要望書のほうが提出されたのが今年の1月でございます。その後、1月中旬ぐらいから関係部署集まりまして、どのような形で支援ができるのかというところの協議を開始しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 分かりました。

関係部署で協議した結果、内容はどうでしたでしょうか。それについてお聞かせ願います。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） はい、お答えいたします。

まず手法としましては2点検討されておまして、まず地域コミュニティの助け合いによる手法と事業所へ回収業務を直接委託するという直接支援型、いずれかの方法での支援を検討してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 協議した内容について、もう少し具体的に教えてください。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） お答えいたします。

先進自治体の事例を参考にしまして検討を行いました。支援の方法としましては、地域コミュニティでの助け合い型と町の直接支援型ということで、ごみ出しが困難な高齢者等の実態、そして行政区内での支援活動状況が把握できていないということがございますので、現時点では最適な支援の方法の選択がちょっと難しいなという状況にございます。

そこで、まずはニーズ調査を実施いたしまして、ごみ出しに関してどのような人が、どのくらい、どのようなことに困っているのかといったようなところ、実態を把握するとともに行政区の事情や考え方なども確認いたしまして、その結果によって地域の希望に沿えるような方法での支援を検討していく方向で考えてございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 自助で行えることは本当に理想的なものではありますが、地域コミュニティでの助け合いに関しましては、各地域により活動の状況に温度差があると思います。難しい地域も出てくるのではないかというふうに考えております。それをしっかりと協議して、取り残される地域がないようにあらゆる方法を提示して、十分に検討していただきたいというふうに思っております。

実施に向けての課題は何か。また、クリアすべき内容は何かということについて、お尋ねします。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） お答えいたします。

今まで検討してまいりました支援の方法として、地域コミュニティでの助け合いと町で直接支援を行っていく方法でございますけれども、ごみ出しが困難な高齢者の方等の実態でありますとか、行政区内での支援活動の状況を把握できていないということがありますので、最適な支援の方法を今後検討していきたいと考えております。

まず、地域コミュニティでの助け合い活動での課題としましては、行政区に加入していらっしゃる方がいらっしゃるということで、そういう方の対応でありますとか、行政区ごとの地域性ということもございますので、全行政区で一律に取り組むということは難しいのではないかと推察しておるところであります。また、一方で町の直接支援型といたしまして、回収業務を業者委託する場合には、委託業者の選定、予算の確保、回収車両をどうするのかといったような課題があると捉えております。

いずれにしましても、まずは実態を把握した上で、よりよい方法を選択して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 始めるに当たっては、やはり各行政区の意向をよく聞いていただいて、自助でできて地域コミュニティが整っているところは、それでしばらくはやっていただいたり、なかなかそうもいかないところは別の方法を考えたりと、これに関しては多様な内容になってくるかと思うんですけれども、どうか行政区に地域に寄り添った内容で、行政区に入っていない人にも寄り添った内容で、構築していただきたいなというふうに思っています。

ちなみに他市町村での取組について、分かる範囲でお答えください。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） 他市町村での取組状況ではありますが、近隣の例でいいますと、

牛久市、龍ヶ崎市、利根町、美浦村、取手市、つくばみらい市など、ほかにも県内でも複数の市町村が、このごみ出し支援に取り組んでいるようでございます。支援対象者としましては、65歳以上の単身高齢者、日常生活に介助や介護を必要とする高齢者及び障害者、対象者の要件を満たすか確認を行うために、現地確認と面接を実施した上で利用世帯を決定しているというような状況がございます。

そして、実施市町村のほとんどが、おおむね週1回の回収、これをシルバー人材センターでありますとか業者へ委託して実施しているというような状況であります。

また、県外の事例ですが、千葉市では事前に登録のあったごみ出し支援事業団体に補助金を交付し、協力員が玄関先に出されたごみを回収ステーションに運搬していただくという手法でごみ出し支援を行っているようであります。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

2年前に調査したときには、県内では、5市町村が検討中というところでありました。それが今、もうまさに実施しているところがどんどん増えているということで、いかに高齢化が進んで単身世帯、また障害者が増えているのかなというふうなことを感じるところであります。

ぜひとも、阿見町と類似するところの先進的な事例をよく把握しながら、阿見町に即した内容のごみ出し支援を、どうか構築していただきたいと願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（平岡博君） これで、15番紙井和美君の質問を終わります。

次に、13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君。

ちょっと待ってください。

先ほどの、答弁のほうで訂正がありますので、保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） 大変失礼いたしました。先ほどの紙井議員の再質問の中でちょっと訂正がありますので、この場をお借りして訂正させていただきます。

まず、ごみの回収につきまして関係する部署でございますが、廃棄物対策課及び社会福祉課、そして高齢福祉課の3課となっております。訂正してお詫びさせていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（平岡博君） はい、以上です。

それでは、13番川畑秀慈君の一般質問を許します。登壇願ひます。

〔13番川畑秀慈君登壇〕

○13番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今回は、阿見町の次期基本構想並びに第7次総合計画と行政改革大綱実施計画について、質問をいたします。

令和2年3月に策定された第2期総合戦略による阿見町の人口予測では、2025年までに5万人を達成するためには、毎年413人の転入数の上積みが必要であり、その後も人口を維持するためには346人の転入数の上積みが必要である。また、現状と同程度の4万8,000人を維持するためには、2025年まで毎年226人、その後も毎年346人の転入数の上積みが必要であると記載されています。

しかし、令和4年6月1日現在では4万9,400人であり、1年前の令和3年5月1日の4万8,707人と比較して、693人増加しています。国勢調査のあった令和2年10月1日の人口は、4万8,553人であり、翌年、令和3年5月1日の人口は4万8,707人で、7か月間で154人増加しています。その後、13か月間では、先ほど示した693人増であり、ちなみに昨年の3月1日と4月1日の変化を見ると、マイナス60人でありました。

そこで、今年の3月1日と4月1日の人口変化を比べてみますと、今年はプラス130人、この人口統計を比較すると、1年前と同じ転入転出の時期の変化の差は190人となり、この1年は、大きく人口が増加していることが分かります。令和3年4月1日から連続14か月、月ごとのデータを見ても、前月と比較し減少した月はありません。

また、現在、荒川本郷地区、一区、上本郷を中心に、新しい住宅開発が約300戸販売される予定であります。1世帯3人と見ても約1,000人前後の人口増が見込まれます。また、荒川本郷地域に商用施設も建設されることを考慮すると、この地域に住宅開発の可能性があるため、この地域の人口増は大いに期待できます。

先日の、茨城新聞のニュースでは、コロナ禍前年比で子供が増加したのは、茨城県内で3市町、つくば市929人、つくばみらい市85人、そして阿見町が47人増でありました。

次に、阿見町を取り巻く外的要因は、圏央道の4車線完成予定が2024年度の開通見込みであり、交通アクセスも大きく改善されることを考慮すると、現時点の推計を超えて人口が増加することも推察できます。

財政面では、人口の変化により厳しい財政状況が続くことが予想され、将来にわたり持続可能な財政運営を確立していくためには、新規事業の抑制、既存事業の徹底的な見直しなどの歳出削減策と、新たな財源確保に向けた取組を同時に進める必要がある。このようにありますが、人口の変化は緩やかな上昇傾向であり、子供の人数も増加傾向にあります。

近隣の自治体と比較しても、財政状況は安定しています。第2期総合戦略にも載っているが、これからは特に取り組むべき事業を選択し、既存の事業の徹底した見直しを行い、新たな財源確保に向けた投資的な事業を行うことにより、安定した持続可能な財政運営を行うことができます。

しかし、RESASの地方財政マップを開いてみますと、2019年の主要財政指標比較リーダーチャート、これで確認すると阿見町の財政指標に大きな特徴が見られます。経常収支比率は全国平均を少し超えています。財政の硬直化が見られる。将来負担比率は全国平均。ラスパイレス指数は全国平均を超えています。実質公債費比率は全国平均100に対して約80。人口当たりの職員数は、全国平均に対して75、25%少ないと。人件費は、全国平均100に対して、大体86から87と、このように見えます。全国平均と比較して、職員数が大幅に少なく人件費も少ない。大いに行革を推進した結果なのかもしれません。

その中で、経常収支比率が全国平均を超えていることに対しては、財政運営の見直しが求められます。国際政治の世界で地政学といわれるものがあります。国家が存続し続けるためには、自分たちの置かれた国の情勢変化を自国に有利にするための考え方であります。地方自治体においても同じようなことが考えられます。

私たちの生活している町を取り巻く環境はどのように変化していくのか。また、今どのように変化しているのか。このようなことを常に観察し、地域が発展し、生活している人の生活の向上を図ることが政治の責任であります。10年先、20年先、30年先を見据えた、町の基本構想、総合計画を立てることが、持続可能なまちづくりには求められます。

さて、阿見町の第6次総合計画後期基本計画は、2019年から2023年までとなっています。しかし、2019年末から現2022年にかけて感染症が世界中に蔓延し、今でも収束しない状況で、私たちを取り巻く環境が大きく変化しました。まさにこの後期基本計画の期間は、感染症に翻弄された期間であると言えます。当然、現計画の内容は感染症を想定して立てていません。

そこで、次期基本構想並びに第7次総合計画について質問をいたします。

前計画策定時と社会状況が大きく変化したが、その大きな状況変化をどのように認識しているか。

2、持続可能な自治体経営には財政確保が必要であるが、阿見町の財政のシミュレーションはどのようになっているのか。

3、次期計画の中で、財源確保ができなければ様々な要望に応えることができない。これからの計画の中で最優先を検討する中で、重要なことは何か。

4、平成29年3月に公共施設等総合管理計画が策定されました。これは、第6次総合計画との関係で計画されました。第7次総合計画策定後は見直しを行うのですか。

5, 阿見町行政改革大綱実施計画～未来をつくるまちづくり～が, 令和元年度から令和5年度までになっています。この計画実施の進捗状況はどうなっているか。

6, 第6次総合計画策定時に, コンサルをどのように活用したのか。次期計画策定時には, どのような活用をするのか。

以上6点質問をいたします。

○議長(平岡博君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君, 登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長(千葉繁君) 川畑議員の, 阿見町の次期基本構想並びに第7次総合計画と行政改革大綱実施計画についての質問にお答えいたします。

1点目の, 前計画策定時との社会状況変化の認識についてであります。

最も大きな予測し得なかったものは, 新型コロナパンデミックであります。2019年末から広がった新型コロナウイルス感染症は, 人々の健康に影響を与えるとともに, 非対面, 非接触, マスク常時着用等の新しい生活様式への対応など, 本来は対面を基本とする人々の暮らしを一変させるとともに, 飲食業や観光業といった経済活動にも大きな打撃を与え, 今なおその収束が見通せないのが現状です。

自治体活動においては, 臨時休校の要請, 特別定額給付金, コロナワクチンの接種, 各種イベントの全面中止など, コロナ前には想像もつかなかった対応が数多く発生しました。その一方で, テレワークや学校教育におけるタブレット端末の普及, インターネットやキャッシュレス決済を活用した買物など, 新たな生活スタイルや消費行動等の変化が急速に日常生活として定着しつつあります。

第7次総合計画の策定に当たっては, コロナ禍で加速した社会構造の変化を捉えながら, 新たなまちづくりに向け町民ニーズがどのように変化しているのかを, きめ細かく確認することが出発点になると考えております。

2点目の, 財政のシミュレーションについてであります。

町では, ローリング方式により毎年度見直しを行っている3か年実施計画に合わせて財政計画を策定しております。歳入総額は, 令和4年度164億2,000万円, 令和5年度163億6,000万円, 令和6年度158億4,000万円の見込みであります。また, 歳出総額は, 令和4年度166億7,000万円, 令和5年度165億1,000万円, 令和6年度158億6,000万円の見込みであります。

なお, 単年度ごとの財源不足額は, 令和4年度2億5,000万円, 令和5年度1億5,000万円, 令和6年度2,000万円と見込んでおり, 3年間の財源不足額4億2,000万円については, 令和3年度決算繰越金見込額10億9,000万円の一部を充当する計画となっております。

3点目の, 歳出の優先順位を検討する中で重要なことは何かについてであります。

第7次総合計画の策定に当たっては、まず計画の柱となる基本構想において、まちの将来像を明確にしていきたいと思います。

基本構想を実現するための様々な施策の優先順位については、選択と集中により効果的な施策を厳選するとともに、財政推計等を踏まえ、実施計画において、その実効性を担保していくことも重要な作業となってまいります。一方、将来に向け町が発展を続けていくためには、町内経済が活性化する施策展開やインフラ整備等への投資といった稼ぐ力をつけることも、欠かせない視点であると考えております。

4点目の、公共施設等総合管理計画の見直しについてであります。

公共施設等総合管理計画は、10年ごとに見直しを行うこととしており、平成28年度に策定したこの計画は、令和8年度に見直しの予定となっております。計画の見直しについては、コストの抑制と財源の確保、計画的な保全による施設の長寿命化、公共施設延べ床面積の適正化の3つの基本方針を継承しつつ、第7次総合計画の基本構想で示す町の将来像、人口見通しなどのデータ、町民意向調査等から導かれる町民ニーズを踏まえた公共施設の利用需要などを反映し、計画内容の精査・検討を行いたいと考えております。

5点目の、行政改革大綱実施計画の進捗状況についてであります。

行政改革大綱実施計画では、行政改革大綱に定めた3つの基本方針と7つの推進施策に沿った、具体的に取り組むべき事項を28項目設定し、進捗度を、達成、一部実施・試行、調査・検討・準備の3段階で整理しております。

令和2年度末時点の進捗状況は、達成が4項目、一部実施・試行が19項目、調査・検討・準備が5項目となっております。達成になった項目は、保育料の収納率向上、ふるさと納税の推進、下水道事業の公営企業法適用化、上水道の普及率向上となっており、このうち保育料の収納率向上、ふるさと納税の推進、上水道の普及率向上の3項目については、次年度以降の目標を上方修正しております。

6点目の、総合計画策定時のコンサルタント活用についてであります。

第6次総合計画策定時においては、公募型プロポーザル方式により、企画力、提案力、協働力を評価の上委託し、コンサルタントが持つ他自治体の計画策定等で得た豊富なノウハウと、総合的かつ専門的な知見を活用するとともに、膨大な策定作業における作業効率の向上を図ることができました。

第7次総合計画策定においても、このコロナ禍の将来予測が困難な現状において、持続可能なまちづくりを推進していくためのSDGsの実装は必須となっており、これらを基本構想の達成に結びつけていく方策の検討等には、コンサルタントが持った専門的な知見の活用が必要であり、また、限られた期間・体制において効率的に策定作業を進めるためにも、公募型プロ

ポーザル方式によりコンサルタントを選定し、活用してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、再質問させていただきます。

持続可能な自治体経営のところで答弁がありました。令和3年度の決算繰越し見込額が10億9,000万円とありましたが、その理由は何か。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

3か年実施計画の策定に当たりましては、令和3年度の決算見込みを算定しておりまして、町税をはじめとした歳入の決算見込額から、歳出の決算見込額を差し引いて算出したものになります。当初予算時の見込みより町税、それから地方交付税が大幅増となりまして、その要因としては、コロナ禍の影響によりまして町税等の減収を見込んでおりましたけれども、想定ほど落ち込みがなかったということから、前年度繰越金7億円から3億9,000万円ほど上振れをしまして、繰越金見込額が増加し10億9,000万円となったものでございます。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 町税の見込額が思っていたより多かったと、そういう答弁でありましたが、確かに直近のデータではないんですが、先ほどちょっと紹介しましたRESASの地方財政マップで、1人当たりの地方税、阿見町のランキングはどうなのかって見ますと、県内で8位、全国で304位です。全国で1,740地方自治体ありますので、上位のほうに位置をしていると。

それで1人当たりの町民法人税、これはどうかというと、県内で11位、全国ランキングでは259位になります。固定資産税、こちらは県内で8位、全国で331位と。税収は順調に非常にいいところに来ているんで、その分財政力指数もそこそこあるのかなとは思いますが。

そうはいつでも、やはり繰越金見込額が出てきたということに関しては、できるだけ財調に、ここで積めるものを積んでいくというような方向で考えておられると思うんですが、その辺の見込みはどうでしょうか。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

令和3年度につきましては、財政調整基金に積立てを行いまして、残高は3年度末で23億9,600万円となります。令和4年度から6年度におきましては、現時点では積立て及び取崩しの予定はしておりませんので、残高は23億9,600万円を維持するという見込みでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 前回も阿見町は、震災前は大体10億円ちょっと、ずっと財調推移していたんですが、幸か不幸か震災の中で国からの交付税がかなり来まして、それで財調が積み上げられたと。

今回もコロナ禍の中で様々な国からの支援策が来ていますので、その分財調が積み上げられるのであれば、なるべく積み上げていただいて、それを次期の総合計画できちんと策定をして、そこでまた有効な活用していただきたいと、このように要望します。

次に、3番目の町の未来像を明確にしていくと言われましたけども、これはどのような方法で未来像を明確にしていくのか、その辺をお伺いします。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

現在基礎調査と町民アンケート調査を実施してございます。第6次総合計画によって進めてまいりましたまちづくりがどのような結果につながっているかを客観的に把握いたしまして、第7次総合計画が目指しますまちづくりの方向性を検討していくための基礎資料ということでございます。

町民アンケートにつきましては、無作為抽出しました3,000人を対象に実施しております。第6次総合計画で進めております施策の満足度、それから重要度、今後重要と考える施策などを幅広い年代におきましてお聞きをしているというところでございます。また、今後でございますけれども、町民討議会、それから団体、学生、事業者などからも、御意見をお聞きするというようなことでございます。

こうした取組を通しまして、本町が目指していく未来像を明らかにして、町民の皆様と共有をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 具体的な統計データも示しながら、ぜひ深い議論をし、また、そういう様々な意見を聞いていただきたいと、このように思います。

次に、町内経済の活性化、これについてどのような政策が必要だと考えていますか。もし具体的にあればお願いいたします。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

町内の産業振興という観点では、地域に入ったお金と、それから地域内で循環させる取組が重要になってくると考えてございます。特に定住促進と雇用の場の確保につきましては、町内経済の活性化と発展的なまちづくりに欠かすことのできない重要なテーマだと考えられます。

国が提供しております地域経済分析システム、議員御指摘のRESASでございますけれども、そういったものも有効に活用しまして、町内経済の活性化につながる方向を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 確かに地域経済の循環図を見てみますと、非常に多くのお金が地域外に出ていっているのが阿見町の現状であります。やはり今、ロシア・ウクライナ問題で、それとコロナの問題で、このサプライチェーンの問題が結構世界中で問題にされていますが、やはりそれもこの自治体レベルで、自分たちで供給できるものは供給していくような体制も取っていくことが、非常にこれは大事になってくるかと思えます。

次に、未来への投資による稼ぐ力をつける。現時点でこれに関してはどうのように考えていますか。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

町ににぎわいと活力を生み出しまして消費喚起、それから所得・雇用の増加等につなげる「稼ぐまちづくり」でございますけれども、まず地域として価値を見つけ直す作業が必要であるというふうに考えてございます。こうした作業を経まして、第7次総合計画で描きます10年後の町の姿を多くの皆様と共有しまして、バックキャストिंगによりまして必要な時期に必要な施策を基本計画に位置づけまして、計画的に推進していくということが重要であると考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 昨日の夜ちょっと録画をしてあったテレビを見ました。「ガイアの夜明け」で、鳥取砂丘の鳥取県と千葉県とのすぐ近くの印西市と。やはりあの辺のまちづくり、時代の要請とともにその時が来て、今まで人が少ないいろんな作業がなかったといったところ、

印西も千葉ニュータウンを開発したのはいいけどもゴーストタウンであったのが、今非常にニーズが高くなって町は活性化してきている。

阿見町も、この外的要因考えますと、高速が4車線化になっていく中で、多分多くの様々な首都圏を中心にニーズが高まってくる地域だと思います。

今、歴史をちょっとひもといてみますと、やはり過去において日本の古都と言われてた、また地方都市で栄えているところは、やはり戦国時代にその領主である政治を司った中心者が、まちづくりをきちんとやったんで、今まだ残っている。やはり、その要所、大事なところは1つは交通ラインだと思うんですね。

ですから、都市計画道路も含めて、やはりそういうところのまちづくりを、本当に将来のまちづくりということを、今度のこの総合計画、また基本構想の中には入れていく非常に大事な部分になるのかなと思います。

ちなみに今、国交省ではこの5年間で15兆円の別枠で予算を持っています。ですから、そういう国からの予算を使いながら、町の将来の発展につながるような計画をしっかりとつくって、やはり国からのそういう交付金、また様々な援助を使いながら、まちづくりが大きく進む計画づくりができればいいなと思います。

それでは、次に新型コロナ感染により行政改革を行わなければならない内容が大きく変化したと思います。現場において行政改革を実施しなければならない内容は何だったのか、そして、その点に関してどのように対応したのか。その点をお伺いします。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

現行の行政改革の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大時におきましても、実施が必要な内容であるというふうに認識しておりまして、継続してその推進に努めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により見えてきました新たな行政改革の取組につきましては、例を挙げれば、テレワークの推進、それから自治体DX等が挙げられますけれども、これらにつきましては、行政改革大綱の実施計画の項目とは別に、これまで取組を進めてきたところでございます。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 非常に大きく変化をした中で改革を進めてやってきた。また、大変な時期だったと思います。

次に、行政改革大綱に「未来をつくるまちづくり」とあります。基本方針1、財政硬直化の改善とあるが、ここに目標値がありません。経常収支に表わすと何%ぐらいを目指しているの

か、その辺分かればお願いします。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

行政改革大綱のほうには経常収支の数値的な目標値は掲げてございませんけれども、第6次総合計画の後期基本計画の中で、令和5年度の経常収支比率を90.3%という目標を掲げてございます。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） いろんな分析の指標、レーダーチャートなども見まして、先ほど述べた分析を見ましても、1つは経常収支に関しては、できるだけ抑え込まなきゃいけないと。それはなぜかという、多分人口推計見ても、目の前に市政を移行して移していくということもだんだんも見えてまいりました。職員の数が、やはり非常に少ない。少ない中で非常に多くの負担が一人ひとりにかかっているっていったところから、様々なことが起きているのではないかと推察します。

ですから、やはりそういうところを考えましても、なるべく弾力性を持たせた中で、より多くのいい人が職員として雇い入れられるようにするには、どうしてもこれは経常収支を下げないと、経常経費になって非常に大きな部分占めますので、この人件費をかけられる分だけ、やはり、ちょっと目標値を持って、ぜひこれは取り組んでいただきたいと。これをそのように要望いたします。

次に、基本方針2には、未来を見据えた資産の管理と組織の効率化とあります。なぜ、組織の効率化を推進する必要があるのか、その点に関してお願いいたします。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えいたします。

自治体に求められることは日々変化をしてきております。そういった自治体に求められる業務を効率的に推進するためには、その変化に合わせた組織を効率化していく必要があるというふうに考えております。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応もそうですけれども、限られた人材の中で、突発的な業務が発生しても、柔軟に対応できるような組織体制を確保する上でも必要だというふうに認識しているところでございます。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 人に関しては、もう効率化し過ぎるくらい効率化してきているのが現実だと思うんです。ですから、やはりそこには、これから予算規模も増えれば、やはりその予算を執行するのに人が必要になってきます。ですから、ぜひいい人を、職員を増やしていく。

その中で質の高い仕事ができるように、一人ひとりに過度な負担をかけると、やはりそこからミスというものは出てきますので、ですから、そういうことが起きないように、そういう政策をぜひ進めていただきたいと思います。

大きく言いますと、やはりこの10年、20年、30年後どうなっているのか。非常に激動の世の中で見通すことは難しいと思いますけども、でも直近のところを見ますと、阿見町は幸いながら人口減で大変だというような状況ではなく、微増ながらも増えていく傾向にある。また、子供も茨城県内の3番目に、要するにマイナスじゃなくプラスになっているということを考えますと、やはり今後1年、2年と、この人口増、そしてまた若い人たちが住みたい魅力を持って、阿見町にぜひというような、そういうまちづくりを総合計画また基本構想の中に盛り込んでいければ、そしてまた、その計画の策定に議会からも様々な提言を寄せていければいいなど、このように思っております。

以上で、1番目の質問を終わります。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、2番目の質問に行きたいと思っております。

安心安全な町づくり・防犯カメラの設置について質問をさせていただきます。

近年全国の自治体において、公共空間に大規模に防犯カメラを設置する事例が増えています。防犯カメラの設置目的には、警察による捜査の支援や、町民の犯罪・不安の軽減もあるが、第1に期待されるのは、防犯カメラの呼称が表わすとおり犯罪の抑止効果である。実際に防犯カメラへの町民の意識を問うアンケートでは、警察の検挙率向上や町民の不安軽減を抑えて、犯罪防止効果への期待が最も高いことが示されています。

今年4月22日、県において、町長と一緒にりましたが、市町村議会議長会の説明において、いばらき幸福度指標による全国順位2021、これにおいて総合順位は茨城県は9位であったと。非常に魅力的な県である。しかし、「新しい安心安全」では、全国38位と大きく評価を下げている。このようなことが言われました。

さて、じゃあ阿見町の犯罪件数というのをちょっと見てみますと、これは今年の4月末現在のところをまず、ちょっと乗り物関係に特化して述べさせていただきます。自動車とかバイクとか自転車の盗難、これが10件で県内で12位です。人口比にして表わしております。住宅の侵入、窃盗、これは6件で、県内で13位。刑法犯総数、これ令和3年で出しますと268件。県内でこれが13位。大体、茨城県内で12位から13位を占めていると。上からなんで、あんまり安心安全なところじゃないなど。特にこの稲敷郡って郡のついているところではやっぱり断トツに多い。やはり、都市化が進んでいろんな人が来ているというのが1つの原因だと思います。

昨年の4月1日現在で、防犯カメラの設置箇所、つけますよというのは、担当課のほうから

もらって説明を受けました。

そこで質問をさせていただきます。

現在、町で設置した防犯カメラは何台あるのか。

2点目、今後の計画はどのようになっているのか。

3点目、地域で防犯カメラの設置に関する要望があった場合は、どのように対応していくのか。

4点目、町において防犯に対する対策は今後どのように進めていくのか。

以上4点お聞きいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 安心安全なまちづくり・防犯カメラの設置についての御質問にお答えいたします。

1点目の、町で設置した防犯カメラは何台あるのかについてであります。

防犯カメラの設置については、町防犯カメラ等設置方針や防犯カメラの設置場所等により、街頭防犯カメラ、施設防犯カメラ、不法投棄監視カメラの設置規則により運用を行っております。

初めに、街頭防犯カメラとして、交通事故、犯罪の抑止並びにその記録を目的に、主要交差点への防犯カメラの設置を進めております。こちらは県警察街頭防犯カメラ設置費補助事業を利用しながら平成30年度から設置を開始し、令和4年度末までで14基の設置となる予定であります。

次に、施設防犯カメラとして、町施設の安全管理、犯罪の抑止並びに記録を目的に、小中学校、公民館等、町が管理する施設の屋内または屋外に設置しております。29施設、89基を設置しております。

さらに、監視カメラとして、不法投棄行為の監視、発生の抑止並びに記録を目的に、不法投棄の発生現場や発生のおそれのある場所に設置しております。設置場所の移動等が可能な携行型、電池式の製品を使用しており、38台を設置しております。

2点目の、今後の計画はどのようになっているのかについてであります。

街頭防犯カメラについては、牛久警察署との協議により設置が望ましい主要交差点として、28か所を選定しております。今年度末で14か所の設置が終了しますので、残り14か所について引き続き設置を進めていきたいと考えております。ただし、当該カメラについては、広範囲の撮影が必要であることから、性能がよい高額なカメラとなりますので、県警補助を利用しながら設置を進めていく予定であります。

施設防犯カメラについては、町民の皆様が利用する施設には全て設置済みでありますので、

今後は、各施設の必要性に応じて、設置箇所の適正化や増設を検討してまいります。

監視カメラについては、不法投棄が多発する場所に数多く設置するよう臨機応変に対応してまいります。

3点目の、地域で防犯カメラの設置に関する要望があった場合は、どのように対応していくのかについてであります。

地域からの設置要望については、現状、地域予算制度により、各小学校区において地域づくり会議が設置されておりますので、当該会議の中で各地域の実情に応じて、必要性の有無や設置場所の検討をしていただいた上で、町に地域予算要望書を提出していただき、町では、その要望に基づき防犯カメラ設置の対応をしていきたいと考えております。

当該会議の話合いでは、市街化区域では、不審者等を警戒し、日常の生活空間への設置、市街化調整区域では、不法投棄等を警戒し、人目につかない場所への設置の要望の傾向があるようです。なお昨年度は、2つの地域づくり会議から防犯カメラ設置に関する地域予算要望書の提出がありましたので、今年度の予算にて設置作業を進めている状況であります。

4点目の、町において、防犯に対する対策は今後どのように進めていくのかについてであります。

防犯としての最も有効な取組は、警察、行政、住民による官民一体の取組であります。町では、牛久警察署、阿見地区交番との連携並びに防犯連絡員の地域活動、青色防犯パトロール車の巡回、防犯教室、あいさつ・声かけ運動による地域コミュニティの醸成、子どもを守る110番の家の指定等、様々な取組や啓発により、防犯対策と防犯意識の向上を進めてまいります。

また、防犯カメラの設置、ニセ電話詐欺の発生時には防災行政無線や、あみメール等による速やかな注意喚起、県南地域で多い自動車盗難への防止策としてハンドルロック製品の購入補助等、施設整備や犯罪傾向への対策により、防犯効果を高めていくことによって安心安全な町づくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今、答弁がありました3点目の中で、地域づくり会議から防犯カメラ設置に関する地域予算の要望書の提出があったと、このようにあります。

やはり、これだけ県内でも犯罪の多い、率の多い阿見町、あんまりいいデータではないんですが、実際にそういうものが数字として出ていますので、やはり3年なり5年なり集中して、地域においても安心安全、この防犯カメラも含めて、これで全部完璧だと思いませんが、やはりこういう地域づくり、まちづくりを各地域で自分たちで考えていけるように、これはぜひ地域予算、地域づくり会議を開くときに1つの案として、町のほうからこういうことも提案して

いただくと、地域でも非常に活用しやすくなるのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えします。

今、町では地域予算制度によりまして、各小学校地域で地域づくり会議を行っております。そこでは住民で、住みよい地域づくりはどういうふうにしたらいいかと話し合っておりますので、その中で、住民同士でまず決めていくことだと思っております、ですので、町のほうでこうしましようというふうに誘導していくのはちょっと難しいと思うんですけども、こういう安心安全づくりのために防犯カメラというのはどうですかとか、そういうような提案ぐらいはできると思っておりますので、そういうような形で地域づくり会議に持っていければいいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ぜひ地域づくり会議なので、地域でこれは考えてやってもらわなきゃいけないんですが、そういう例もあることを提示していただいて、やはり安心安全の地域づくりをどうするかっていったところをテーマに議論していただくと、身近な地域づくり会議の議論も深まっていくのではないかと、このように思いますので、ぜひその点に関しては情報提供をお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問は以上で終わります。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、3点目の質問をさせていただきます。

3点目は、地方創生臨時交付金の創設を受けた町の事業計画についてお伺いいたします。

4月26日に決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰など総合緊急対策において、公明党の強い要請に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。

これにより、各地方自治体を実施する生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しをすることが、総合緊急対策に明記をされています。

そこで、この交付金を受けた町の事業計画について質問をいたします。

1つ目としまして、生活支援においてどのような計画が今ありますか。

2つ目、産業支援においてどのような計画があるのか。

この2点についてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 地方創生臨時交付金の創設を受けた町の事業計画についての質問にお答えいたします。

1点目の生活支援及び2点目の産業支援につきまして、一括してお答えします。

令和4年4月28日の閣議決定により、国の令和4年度予備費等により措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新たに制度拡充が図られ、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。

当町へは、1億3,398万3,000円が交付限度額として示されております。

生活支援の事業例としては、生活に困窮する方々の生活支援、学校給食費等の負担軽減、子育て世帯の支援などが挙げられており、また、産業支援としては、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援などが挙げられております。いずれも、地域の実情に応じ必要とする取組に幅広く活用することが可能となります。

こうした制度拡充の趣旨を踏まえつつ、当町の実情に即した活用方策を、引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今回の交付金の創設に関しまして、使い道がある程度限定的に限られて、生活に困った特に子育て世代、また子供たち、またそれに準ずる学生であったり、生徒であったり、そういうところが大きな柱となってまいります。ただし、これは金額が金額で、多くの施策が計画してできるかという、なかなかそこは難しいところがあるかと思えます。

その中で、やはり先日も学校給食、ちょっと試食、委員会で行ってまいりましたが、給食費の件であるとか、そしてまた、ひとり親の家庭へのさらなる支援、そして、ここでは大学が地元にも2つありますし、学生さんたちにまたどんな支援ができるか。住民票がない中で、実際に給付金を配るといのは、なかなかちょっとこれは難しいかと思うんですが、しかし、でも何らかの形で学生さんたちに、困っている学生たちがいれば、そこに平等に支援の手を差し伸べるということも、やはり考えていただいているのかなと思います。その辺に関してはどうでしょうか。

○議長（平岡博君） 政策企画課長糸賀昌士君。

○政策企画課長（糸賀昌士君） はい、お答えさせていただきます。

この臨時交付金につきましては、国のほうから示されましたのが4月28日の閣議決定ということで、これからの事業検討等を行ってまいります。議員のほうからもございましたように、生活支援と、それから事業者支援ということで、今回活用の事例等が国のほうからも示されて

おります。

その中で、お話のございました学生への支援というのも、以前もパック御飯を茨城大学、それから県立医療大学、霞ヶ浦看護専門学校の生徒の皆さんにお配りしたというようなこともございます。

財源としては限られて、1億3,000万円ということで内示を受けておりますので、その中で、こうした支援の内容というのを、今後精査をしていながら有効に活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 限られた財源の中で、本当に有効な、困った人に届くように、また、我々議員のほうとしても様々な声は地域で聞いております。そういうことも政策に反映できるのであれば、ぜひ要望として1つの提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、13番川畑秀慈君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時34分散会

第 3 号

〔 6 月 9 日 〕

令和4年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和4年6月9日（第3日）

○出席議員

1番	平岡	博君
2番	落合	剛君
3番	栗田敏昌	君
4番	石引大介	君
5番	高野好央	君
6番	樋口達哉	君
7番	栗原宜行	君
8番	飯野良治	君
9番	野口雅弘	君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑秀慈	君
14番	難波千香子	君
15番	紙井和美	君
16番	柴原成一	君
17番	久保谷	実君
18番	吉田憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君		
副町	長	坪田	匡弘君		
教	育	長	立原	秀一君	
町	長	公室	長	佐藤	哲朗君
総	務	部	長	青山	広美君

町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	小澤勝君
保健福祉部次長	山崎洋明君
産業建設部長	林田克己君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	黒岩孝君
税務課長	安室公一君
生活環境課長	小笠原浩二君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	村山幸二君
子ども家庭課長	遠藤朋子君
健康づくり課長	堅物輝子君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	竹之内英一君
学校教育課長	飯村弘一君
生涯学習課長	木村勝君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	湯原智子

令和4年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和4年6月9日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和4年第2回定例会

一般質問2日目（令和4年6月9日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 海野 隆	1. コロナ禍における図書館運営と今後の在り方について 2. 各学校プールの廃止と町民共用プールの整備促進について 3. 町民からの情報提供への職員の対応について 4. 太陽光発電パネルに係る法定外目的税の導入について	教 育 長 教 育 長 町 長 町 長
2. 柴原 成一	1. 鎌倉街道について	教 育 長
3. 栗原 宜行	1. 国や県の新型コロナ対策は、しっかり町民に届いているか 2. 令和3年第4回定例会等で教育委員会に指摘した問題は、改善しているか	町 長 教 育 長

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔11番海野隆君登壇〕

○11番（海野隆君） おはようございます。海野隆でございます。

3月議会では、コロナ禍ということで一般質問が中止となりました。第6波のコロナ禍は、その後、徐々に収束に向かいつつあり、阿見町でもコロナ感染症陽性者・発症者の人数は着実に減少に向かっております。ワクチンの4回目接種も始まっており、このまま収束に向かうことを祈るばかりでございます。

さて、今回、私は、3月議会で予定した3点に加えて、この間、非常に気になった点を加えて、4点について質問をいたします。

第1の質問は、コロナ禍における図書館運営と今後の在り方についてであります。

最近の住宅情報誌では、首都圏域の自治体で特色ある図書館の特集をするなど、図書館の存在が、どこに住むかの選択に大きな影響があることを示しております。若い世代、子育て世代、高齢世代を問わず、全ての町民に魅力のある図書館の整備を行うことは、町民の居住満足度を高め、さらに、若い世代を呼び込む上で決定的に重要な要素であると思います。

阿見町は、町立図書館のほかに、手続をすれば茨城大学農学部図書館や県立医療大学図書館なども利用することができて、図書館環境では恵まれた環境にあると思います。しかし、この間のコロナ禍の影響で、休館、貸出し停止が断続的にあり、図書館機能は相当な打撃を受けました。

そこで、コロナ禍の中での図書館運営と今後の在り方について、以下、質問をいたします。

1、全ての町民に魅力のある図書館の整備を行うことは、町民の居住満足度を高め、さらに、若い世代を呼び込む上で決定的に重要な要素であると考えますが、基本的な認識を伺いたい。

2、コロナ禍での図書館の運営状況と利用者の推移について伺います。

3、コロナ禍の中で、阿見町立図書館は閉館、貸出し停止となったが、閉館、貸出し業務の停止は、それでよかったのかどうか、伺います。

4、現在、阿見町図書館で希望した利用者に個人宅に配送するというシステムはありますか。

5番、阿見町の都市構造は、役場や大学の立地する中央地区及びJR荒川沖駅に近い野や荒川本郷、本郷地区の2拠点となっています。図書館も2拠点があつてしかるべきではありませんか。

6番、その際、新しい図書館には、本館とは役割を分担するような形で、それぞれ特色のある図書館を目指すべきではありませんか。

7番、コロナ禍の中で、県内の他自治体でも導入されている非接触型手のひら静脈認証技術や非接触型指紋認証技術などを利用したカードレスシステムを利用すべきではありませんか。

8番、リニューアルされた茨城県立図書館のように、併設されたカフェスペースで読書をするような機能を持つべきではありませんか。現行の阿見町立図書館に全体的にスペースを確保し余裕を持った空間とするためには、資料庫や保存庫を別に整備し、増築する必要があるのではないですか。

9番、電子図書による電子図書館など、インターネットを利活用した新しい図書館の在り方が進んでいます。電子図書館は、コロナ禍における新しい日常様式に最もふさわしいものであると考えられます。阿見町でも早急に整備を行う必要があるのではありませんか。

10番、最後になりますけれども、阿見町を出自とする芥川賞作家大庭みな子の遺品及び資料の寄贈と利活用について伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） おはようございます。

それでは、海野議員の、コロナ禍における図書館運営と今後の在り方についての質問にお答えします。

1点目の、図書館の整備の認識についてであります。

図書館の整備は、町民が生活する上での知的探求心を満足させる必須な条件であると認識しております。また、一般書店が徐々に撤退し、若年層が情報をネットに依存する傾向が強まっている現代において、実体としての図書を提示して貸与する図書館の役割は、より重要性を増していると認識しております。

2点目の、コロナ禍での図書館の運営状況と利用者の推移についてであります。

コロナ禍の中で一時休館を行った期間は、令和2年度が42日間、令和3年度が53日間になります。その期間は利用者はおりません。開館期間においても、図書貸出しは通常と変わらず行いましたが、館内でのAV資料視聴は禁止とし、座席に着席しての読書も禁止し、読み聞かせや上映会は行わなかったため、来館者数は、コロナ禍前の令和元年度が12万1,804人、コロナ禍の令和2年度が6万7,003人、令和3年度が7万373人と激減しました。

3点目の、コロナ禍における閉館、貸出し業務の停止についてであります。

図書の貸出返却する際、消毒を行っておりますが、現在の図書館にある空調システムでは、空気内圧を高め常に外部に排気することができません。新型コロナウイルス感染症対策として、当町の他施設と連動した閉館対応はやむを得ない処置であったと思われまます。

4点目の、個人宅への配送システムについてであります。

図書の宅配サービスは、図書館利用困難者に対して有効な手法であると認識しておりますが、宅配及び返送にかかる負担金、取扱業者、利用者の選書手法等、当町において可能なサービスであるかどうか調査してまいります。

5点目の、図書館の2拠点化と、6点目の、本館とは役割を分担する特色のある図書館につきましては、関連していますので一括してお答えいたします。

当町においては、図書館を中心として公民館、ふれあいセンターの図書室と連動したシステムにより、相互参照と貸借を実施したネットワークを形成しております。人口増加が続いている西部地域への第2図書館の構想については、教育委員会が保有する歴史民俗資料のデジタルアーカイブの提供提示、リアルタイムの視聴等、今後の図書館の在り方を含め、調査研究を努めてまいります。

7点目の、カードレスシステムの採用についてであります。

非接触型貸出システムの導入には、現行の図書館システムを入れ替えた上で、全蔵書のバーコードをチップと交換する必要があります。他自治体においても、新館建設時において一斉入替えをしているところが多く、既存の図書館システムのままでの交換は困難であると思われま

す。

8点目の、カフェスペース機能についてであります。

近年建設された図書館においては、カフェや軽食スペースを設ける施設が大半であり、今後の整備において検討を視野に含めるべきであると考えます。また、現行図書館の開架図書及び閉架図書は書架が飽和状態であり、増架や古書廃棄等で対応しているのが現状です。閉架書庫の増設を引き続き検討してまいります。

9点目の、電子図書館早期整備の必要性についてであります。

コロナ禍の現在、急速に発展しているのが電子図書館であり、県内でも導入市町村が増えております。現在ある本の図書館も大切ですが、電子図書館についても整備すべき状況にあることは認識しております。電子図書の価格は、紙の本の2から3倍するものが多く、さらに2年または52回など電子書籍に利用期限・回数が設けられているなど、費用対効果等の点で検討すべき課題があることから、導入につきましては引き続き検討してまいります。

10点目の、大庭みな子の遺品及び資料の寄贈と利活用についてであります。

大庭みな子関連の資料につきましては、令和4年1月に近親者より図書等を数多く寄贈していただきました。図書館内の展示ケースに一定のスペースを確保して、資料の展示を検討しているところです。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

教育長、教育長に御就任になってから初めて一般質問の答弁をしていただいて御苦労さまです。よろしく申し上げます。

それで、4点目なんですけれども、個人宅への配送システム、この点について再質問しますけれども、この件については、県内に結構多くの事例があって、阿見町が初めてやるということではありません。有料でやっているところもあるし、無料でやっているところもあるし、常陸太田は多分無料でやっていると思いましたがけれども、なかなか特に高齢者とか、免許返納後に足がなくなっちゃったと、そういう人たちのためには非常に有効な手段ではないかと私は思います。

この点について、県内の実情を調査してこの答弁を書いたのかどうか、ちょっと教えてください。

さい。質問します。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

図書資料を個人宅へ配送しているかどうかについての県内市町村における実施状況の調査というものとしては、ちょっと古くなりますけども、2018年3月に県図書館協会の調査がございまして、それによりますと、障害者向けの個人宅への図書配送サービスを実施している市町村が9館ほど、その時点でございました。分かっているのは、この調査ぐらいでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） もう少し調査をしていただいて、ぜひ前向きにやるということは非常に有意義だと思いますので、よろしく願いいたします。

それからもう1点、10点目の、阿見町を出自とする芥川賞作家大庭みな子のことについてですが、この件については、同僚議員も本会議で質問した経緯があって、私もその後、図書館に行きましたら小さいコーナーがあって、見させていただきました。

最近、関係者とお会いしてお話する機会があったんですが、私は全然知らなかったんですけども、『文芸阿見』という冊子、これ残念ながら去年、終刊を迎えてしまったんですけども、そこに、第19号、これ平成26年かな、19号、それから20号。19号に、大庭みな子といとこの子に当たる椎名さんが「芥川賞作家大庭みな子と実穀壺八番屋敷」という文章を書いています。その後、20号に「大庭みな子著『舞え舞え蝸牛』の面影を辿る」、その後「芥川賞作家大庭みな子と実穀壺八番屋敷」2、それから3、それから「大庭みな子と実穀壺八番屋敷のその後」ということで、5本の文章を書いて、大庭みな子といかにこの阿見町がつながりがあるかということについて書いています。大庭みな子にとってのふるさとはい間違いなくこの阿見町だということを書いておられます。

この文書がきっかけで、多分町立図書館に大庭みな子のコーナーができたんじゃないかと思えますけれども、その後さらに、先ほど、令和4年1月に寄贈があったということなんですけれども、結構な寄贈がありました。

お聞きしますと、大庭みな子の遺族はまだたくさんいて、それで、その方たちも、できれば散逸しないで、どこか1つのところに大庭みな子の遺品とか、それを収めたいと。それが阿見町図書館になるのかどうか、それは分からないんですけども、それはやっぱり、その受け入れる側、阿見町立図書館、阿見町がいかにその寄贈されたものを利活用する、あるいは、きちんと大庭みな子の検証をする、研究をする。こういう形で初めてやっぱり遺族も、じゃあここできちんと保管してもらおう、保存してもらおうという機運になるというふうに思うのですが、

どうでしょう、阿見町として、この遺品の利活用とか、さらにその寄贈を受けて本格的な大庭みな子に関する検証と研究を進めて、阿見町を出自とする文学者として位置づけていただきたいと。

大庭みな子は芥川賞作家であるだけじゃなくて、女性で初めて芥川賞選考委員にもなっている、日本の近來文学を代表する女流作家、女流を取っても、作家と言えると思いますので、ぜひこの点について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

大庭みな子関連の資料につきまして、現在お預かりしたのが、書籍が約80冊、写真が100枚程度となります。当時の直筆の原稿などは含まれてはおりませんでした。資料はかなり古いものがありまして、埃がついていたりとか、カビとかもありましたので、それについては、学芸員等の協力を得ながら適切な処理をして展示とかに。展示コーナーも、現在ある図書館のスペースではちょっとまだ手狭ではございますので、その辺もちょっと考えながら展示の方法なども検討していきたいとは考えてございます。

全体的に、教育長の答弁にもございましたが、閉架書庫等もかなり不足してございまして、図書をなかなか受け入れることができない状態でございます。その辺につきましても、先行きの保存方法等、それも考えながら検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ぜひ、そういう方向で進めていただきたいと思います。

多分、大庭みな子の後に続くのは千葉ともこではないかと、私は思っています。松本清張賞を取って、松本清張賞を主催しているのは文藝春秋社ですから、芥川賞・直木賞は文藝春秋社が主催していると。多分、今度県庁も辞められて、専業作家になっていくと。当然、文藝春秋社としては、直木賞作家に育て上げるんじゃないかなと思いますので、ぜひ体制を整えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。いいですか。

○議長（平岡博君） はい。

○11番（海野隆君） 次は、学校プールの廃止と町民共用プールの整備促進についてお伺いしたいと思います。

現在、阿見町には、新設のあさひ小学校を除いて各小中学校にプールがあります。1970年代から80年代に集中して整備されたもので、最も古い阿見中学校は1969年に、最も新しい竹来中は1986年に整備され、それぞれ53年から36年経過をしております。大規模な改修は、本郷小学

校で2017年に改修されております。

2018年に本郷小学校から分離開校したあさひ小学校には、そもそもプールを整備する計画はありませんでした。私は、2014年9月議会で、当時の町長及び教育長にプールを造るべきではないかと質問しましたが、整備をしないという答弁で驚いたことがあります。結局、あさひ小学校での水泳授業は、バスを利用して、阿見中学校にある町民プールを利用して行っています。

私は、この際、老朽化した学校プールを廃止して、町内の各小中学校が共用して使用できる新たなプールを整備するべき時期に入っているのではないかと考えております。そのプールが全天候型で、町民とも共用できるものとして整備され、子供を持つ若い世代だけではなく、壮年世代、高齢者世代の健康維持を図ることができれば、保健医療への大きな貢献になると考えますが、そこで、以下の質問をします。

- 1、現在の各小中学校プールの使用状況について。
- 2、年間の維持管理料について。
- 3、補修改修費用について。
- 4、あさひ小学校の水泳授業について。
- 5、今後の学校プールの再編計画について。
- 6、各小中学校及び町民共用の全天候型温水プールの整備について。

以上です。

○議長（平岡博君） 教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） それでは、各学校プールの廃止と町民共用プールの整備促進についての質問にお答えします。

1点目の、現在の各小中学校プールの使用状況についてであります。

例年、プールの授業時間数をおおむね10時間程度を目標として、各小中学校で計画し実施しております。また、阿見中学校のプールを7月下旬から8月中旬の約25日間程度一般開放をしております。しかし、令和2年度及び令和3年度の2年間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校プール授業及び一般開放を中止しており、令和4年度についても中止としました。

2点目の年間の維持管理料についてであります。

ろ過装置保守点検委託料、水質検査委託料、消毒薬品購入費、水道使用料、修繕工事費等の維持費に、一般開放の管理費を加えた維持管理費用は、学校プール全体で約1,200万円となります。

3点目の補修改修費用についてであります。

平成28年度から令和2年度までの5年間の改修は6件あり、合計で約5,450万円となります。

主な工事内容は、プール槽内及びプールサイドの防水工事、ろ過装置更新工事等です。

4点目の、あさひ小学校の水泳授業についてであります。

あさひ小学校は平成30年4月に開校し、当年の水泳授業は6月18日から7月12日までの12日間としましたが、3日間中止となっております。令和元年度は、6月17日から7月18日までの11日間としましたが、8日間中止となっております。令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、水泳授業の実施はありません。

また、あさひ小学校から町民プールまでは民間バスで送迎しており、1日当たり1学年の学級数によって3台から4台で運行しております。

5点目の、今後の学校プールの再編計画についてであります。

あさひ小学校を除く町内小中学校9校でプールを整備しておりますが、現在のところ、具体的なプール再編計画の検討はしておりません。しかし、全体的に老朽化が進み、漏水や機器故障の発生頻度が高くなっており、修繕費用が今後ますます増大することが考えられるため、早急な方向づけが必要と考えております。

6点目の、各小中学校及び町民共用の全天候型温水プールの整備についてであります。

現在、全天候型温水プールの整備予定はありませんが、今後は、5点目でお答えした方向づけとともに、建設の場所や財源の調整などを含め、関係各課と連携を図りながら、第7次総合計画へ位置づけ、効率的な運営の検討を必要と考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。この話をすると、町民はもうこぞって期待するわけですよね。もういつできるんだみたいな話でね。なかなか難しいということが答弁ありましたけれども。

再質問なんですけれども、阿見町は、霞ヶ浦湖畔のまちということで、道路を走ってくると書いてあるわけですよね。それで、霞ヶ浦湖畔のまち。多分、今、答弁席に座っている方々は、子供の頃、霞ヶ浦で泳いだんじゃないかなと思いますけれども、今現在、小学校かな、小学校で泳げれば中学校で泳げますから、小学校で水泳ができるというのかな。どの程度をできるかというのは分からないけれども、25メートルプールを大体行き着くぐらいの、このぐらいのことを水泳ができるということだとすると、どのぐらいの割合で泳げているのかということが1つ。

まとめて質問しますけど、それともう1つ、今後、数字を聞かないと分からないところもあるんですけども、それを限りなく100%に上げるというのが目標なのか、それとも80%なのか、その辺のところについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

全児童に直接調査したわけではございませんが、町内の教職員に聞き取りを行ったところ、5・6年生で25メートル以上泳げる児童は五、六割程度ということでございます。また、習い事として民間のスイミングスクールとかに通っている児童もかなり多いと聞いてございます。先ほどもありましたけれども、あさひ小と全部、プール授業は、ここ2年間コロナの関係で実施はしてございません。

どの程度の目標ということでございますが、文部科学省から示されております水泳指導の手引によりますと、小学校の1・2年生では、水遊びや水に慣れることを目標としてございまして、3年・4年生では、浮く、泳ぐ運動を目標とし、5・6年生では、初めて水泳として、クロールや平泳ぎで25メートルから50メートル泳ぐことを目標とすることとされております。中学校では、背泳ぎやバタフライなどの複数の泳ぎ方を習うような形になろうかと思っております。

あと、現状としましては、水泳指導のできる教員がかなり減少してございまして、昔のように泳ぐ時間を確保できない中で、全国的に全天候型のプールでの指導や、民間スイミングスクールの外部委託等での指導を受けている自治体もかなり増えてございますので、泳ぐことのできる児童を増やすためにも、そのようなことも検討していくことが必要かなとは考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 自分の子供のことを考えてみると、学校で多分水泳を習得したんじゃないかと、水泳スポーツ少年団で習得して、多分、阿見町の50%から60%か、泳げるという人たちも、民間のプールに行っても覚えたりとかという形があると思いますが、いずれにしても、50%、60%ではちょっと寂しいんじゃないかなと思いますので、せめて80%ぐらい目標を掲げてやっていただきたいと。

そのためには、学校でやっていたらなかなか難しいということも分かりますよね。あのプールで民間の指導者が来てどうのこうのとか、雨が降ったりすると困るとか、やっぱりシーズンを通して水泳の指導が行われるような形にするためには、ぜひとも、この全天候型、小中学校が共用して造るプールを1つ整備すると、これが非常に重要な政策課題ではないかと私は思います。特に、昨日の一般質問でもありましたけれども、人口5万人を達成するためには、呼び込まないといけないと、若い世代を阿見町に呼び込むと。呼び込むための有力な私は手段になるのではないかなと思います。

以上、この点については要望して終わりにしたいと思います。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） それでは3点目の、町民からの情報提供の職員の対応についてお伺いしたいと思います。

ちょっと能書きを言いますけれども、地方自治体は行政も議会も町民の意見や要望をしっかりと聞き取り、その意見や要望を行政や政策提言に反映していくというシステムになっております。町民と行政と議会は、住みよい阿見町をつくるために協力する同志だとも言えます。特別職も含めた行政職員も議会議員も、町民全体に奉仕する公務員であり、町政の主人公は町民であることを再認識する必要があります。

議会では、去る5月の15日、議会報告会を開催して、議会の報告をするとともに町民との意見交換を行いました。参加者は30名ほどでしたが、町政で気になっている点や議会への注文などについて実に様々な意見をいただきました。もちろん、その中には情報不足による誤解や勘違いだと思われることもありましたけれども、情報不足は情報発信に問題があるし、誤解は説明不足ということに原因があるとも考えられます。

様々な意見の中で非常に気になった事項がありますので御紹介しますが、それは、役場は頻繁に担当職員が替わり、これまでやり取りしていた案件も最初から説明しなければならぬような事態がある。それから、これまでの交渉記録を作成していないのか読んでいないのか分からないが、とにかく経緯を理解していない職員が多いというような苦情が、これ複数ありました。6つのグループに分かれて議論したんですけども、幾つかのグループでそういう苦情だと思いますけれども、気になった点ということでありました。

最近の事例に基づいて、以下3つの質問をさせていただきます。

- 1、町民からの残土の不法投棄に関する情報提供への対応について。
- 2、人事異動に関わる職員の引継ぎ文書の作成について。
- 3、町民及び議員等とのやり取り記録について。

以上質問します。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

海野議員の、町民からの情報提供への職員の対応についての質問にお答えいたします。

1点目の、町民からの残土の不法投棄に関する情報提供への対応についてであります。

残土や産業廃棄物等の不法投棄の情報提供があった場合には、投棄された場所やどのようなものが投棄されているか等を聞き取りし、まず現場の確認に出向いております。

次に、現場を確認した上で、警察や県南県民センター環境・保安課の立会いによる現場検証

を行い、さらなる不法投棄の防止を図るために、投棄禁止看板や監視カメラの設置等の対応を講じております。

その後の対応としましては、土地所有者、地番、地目等の確認のほか、行為者の調査等へと作業を進めております。

このように、不法投棄に関する情報提供があった場合には、まずは現場を確認することが非常に重要であります。しかしながら、今回、担当課における情報共有の不足により、5月11日に町民の方から不法投棄の情報提供があったにもかかわらず、2日後に再度電話があるまで現場を確認していなかったという事案が発生しました。

不法投棄は町民にとって重大な不利益となり、対応の遅延は事案の拡大を招いてしまうことにつながります。

今回の事案については、担当課内における連絡、報告が十分でなかったことから、今後は決してこのようなことが発生しないよう、危機管理意識を高めるとともに、情報共有に努め、対応してまいります。

2点目の、人事異動に係る職員の引継ぎ文書の作成についてであります。

人事異動に伴う事務引継については、人事異動内示を行う際に、後任者への事務引継を滞りなく行うため、阿見町職員服務規程に基づき確実にを行うよう職員に通知しております。

なお、事務引継書には、担当事務の経過及び現状、特に注意を要する事項、懸案事項、将来の構想等を記載することとなっております。

3点目の、町民及び議員等とのやり取り記録についてであります。

町民、議員等とのやり取りについては、基本的には、記録及び上司への報告を行うほか、必要に応じて関係者へ報告を行っております。また、担当職員が異動となった場合には、記録書類の引継ぎを行っております。

議員御指摘の情報不足や説明不足による誤解や勘違いをなくすためにも、連絡者からの情報の詳細を記録し、情報共有を図り、町民からの信頼を損なうことのないよう丁寧な対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

1番目の情報提供への対応ですけれども、これ非常に重要だと思いますね。一番最初に能書きを述べましたけれども、やっぱり町民、それから行政職員、議会、これはやっぱり町をつくっていく同志のようなものですから、ぜひ、町民から情報提供があったときには丁寧にしかも迅速に対応していただきたいと、町長の答弁にありましたけれども、対応していただきたいとい

うことを再度申し上げたいと思います。

その後、同じような事案があつて、その経過をちょっと担当課からお聞きしましたけれども、その経過では非常に迅速に対応しているということが分かつて、ほっとはしましたけれども、今後もさらに引き続いて対応していただきたいと思います。

それから、2番目の問題ですけれども、これは今議会でも事務ミスというのか、何というのか、事務に関わる問題が出ておりました。執行部の皆さんが議会に対して頭を下げるというよな、みっともないような話になっておりますけれども、それで、事務引継で、新しい職員、初めてその事務に当たる職員もいると思いますよね。私も民間会社で事務引継を何度も経験したことがありますけれども、相当詳細に引継ぎをしますし、それから、一緒にやってみるというのかな、記録だけではなくて、記録だけ、はいどうぞと言って渡すのではなくて、その記録に基づいて仕事を一緒にやって、それでもってその引継ぎをしていくと、こういうこともやってまいりました。

そうすると、多分、私が思うには、その事務引継書は詳細にできているのかもしれませんが。これ多分、上司が印鑑を押すか何かして検証するんだと思うんですけれども、OJTという言葉がありますけれども、引継ぎでもOJTをしっかりやると。オン・ザ・ジョブ・トレーニングですね、業務を一緒にやって、きちんと引き継いだ職員が仕事がスムーズにできるような、そういう事務引継にならなければならないと思うんですけれども、現状はそういう形になっているんですか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

事務引継につきましては、引継ぎ書でございますけれども、町長の答弁でもお答えさせていただいておりますが、異動等があった職員は、所定の様式に、担当事務の要領、懸案事項等を記載しまして、後任者または所属長が指定した職員に引き継ぐことを阿見町の職員服務規程で定めてございます。

事務引継書には、特に注意を要する事項、それから将来の構想等を記載することとなっております。実際の引継ぎにおきましては、単に引継ぎ書を渡すだけではなく、相対しての引継ぎを行いますので、引継ぎ書に書かれていない内容なども綿密に口頭等で補足説明をしながら引継ぎを行っているというのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 議員は、4月になると、職員がもう変わるなというのは分かっていますから、2か月ぐらい、6月の議会ぐらいまでは職員が慣れるための時間だなというふうに思

っていますけど、一般の町民の人たちは、窓口へ来たり、直接来れば、これはもう本当に町を代表して答弁するような形でやりますので、引継ぎを本当にスムーズに、しかもきっちりとやらないと、迅速にやらないと、やっぱり町民の不満、大体その時期にそういうことが起こるわけですね。

しかし、これを乗り越えれば、相当町に対する不満とかそういうものというのはクリアするんじゃないかと思うんですね。その辺のところをぜひしっかりやっていただきたいと。

昨日の話ではありませんけれども、昨日、本当に職員が足りないのか、足りているのかという話にもなるんだけど、これは、そうはいったって職員を増やさなければできないということではないので、しっかり今の体制で限りなく完璧に近いような形でやっていただきたいと、これは強く申し上げたいと思います。

それから、記録の問題ですけれども、町民の中には、非常に善意で町にアドバイスをしたり、それから情報提供したりする方たちがいます。そういう人たちはそんなにたくさんはいないのではないかと思います。その記録をしっかりと、少なくとも担当課では共有すると。誰が電話に出るか分からないわけですね。電話なんかがかかってきたときに、その担当者がいなければ別な担当者とかが出て、それに対応すると。

そうすると、電話をかけるほうは、結局、分からないというふうに思うので、そこをしっかりとまず記録を取る。その記録を、何ていうのかな、一見書類にするのか、それともインデックスをつけてぱっと分かるようにするのか、そういう工夫というのは行われているんですか。

記録の取り方と、それからその利活用というかな、そのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

公文書の管理に関する観点からお答えをさせていただきたいと思います。

町では、文書管理規程というものを定めておりまして、その中で、文書については、正確、迅速、丁寧に取り扱い、常に整理して事務の効率的な運営を確保しなければならないというふうに規定をしております。

町民の皆さんからの問合せ等につきましても、継続的な案件であるかなどの判断を行いまして、必要に応じてその記録を公文書として作成をし、各課内にありますファイリングキャビネットにおいて保管をしております。この記録につきましては、文書管理システムにおいて検索ができるようになってございます。

その保管後の管理としましては、一定期間保存した上で、保存年限を超過した文書については廃棄してございますけれども、議員のおっしゃる継続的な案件については、継続に当たる文

書としまして、年度をまたいでも担当課内のキャビネットに残されまして、業務を引き継いだ者がその記録を閲覧できるような制度としているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） しっかりとやっていただいて、とにかく町民に不信を持たれないように、それから町民が情報提供をもっとしようというふうな形になるようにしていただきたいと思えます。

それでは、最後の質問。

○議長（平岡博君） はい。

○11番（海野隆君） 4番目の、太陽光発電パネルに係る法定外目的税の導入についてお伺いします。

東日本大震災を契機に、安全安心なエネルギーとしての再生可能エネルギーが注目され、平成24年に導入された国の固定価格買取制度——FITにより、20年間の売電収入が保証されるようになると、阿見町にも太陽光発電施設が急速に広まりました。

さらに、令和2年10月には、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現が宣言され、再生可能エネルギーを最大限導入するとされたことから、さらに今後も、田畑であれ、山林であれ、町内の豊かな自然を構成する土地は、太陽光発電設備用地へと変わっていく可能性があります。

太陽光発電事業は、発電設備に広く太陽光発電パネルを設置する必要があり、発電パネル面積が広いほど大規模発電ができるため、こうした立地開発による土地の形態の変化が、生活環境において新たな災害発生や鳥獣被害、事業者による売電事業終了後の土地の荒廃の危惧など、少なからぬ影響を与える可能性があります。

近年の自然災害においては、毎年のように国内の様々な場所で集中豪雨が発生し、想定していた範囲を超える河川氾濫や土石流等による災害が頻繁に起きています。令和2年6月に環境省と内閣府は、気候変動と防災に関する共同メッセージを発表しており、自然災害への取組が重要な課題となっていることも宣言しています。太陽光発電関係では、本来の土地の状況から、発電設備用地への急激な形態の変化において、下流域への土砂災害、河川洪水などが懸念されるとしています。

こうした背景から、岡山県美作市では、防災対策をはじめ生活環境対策、自然環境対策のための施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として事業用発電パネル税を導入することを議決し、条例を公布、総務大臣との協議段階にあります。

阿見町は、霞ヶ浦沿岸の里山等の豊かな自然が多種多様な鳥類等の生物の生息区域となって

きました。しかし、太陽光発電事業による開発により、生物多様性が失われ、自然災害が懸念される状況があるという指摘もあります。

そこで、以下の質問をします。

1、現在阿見町には太陽光発電事業として届け出た事業所、面積と発電量はどの程度あるのか。また、県内市町村での順位はどの程度か。

2、事業用地はもともとどのような地目だったのか。

3番、借地により事業を行っている場合、契約期間満了後のパネル撤去や撤去費用について把握しているか。

4番、太陽光発電事業の環境に及ぼす影響についてどのような懸念があるか。

5番、自然災害等の危機管理に関する対応について、事業用発電パネルの撤去費用の積立金制度はどのようなものか。

6番、総務大臣の法定外目的税の導入についての同意3要件について。

7番、阿見町は太陽光発電事業に関する規制——町独自の指導も含めて——を設けていなかったが、今後ゾーニングや自然環境との共存など指導を行う考えはあるか。

最後です、8番、阿見町でも事業用発電パネル税を導入する必要があると考えるかどうか。

以上、お願いいたします。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 太陽光発電パネルに係る法定外目的税の導入についての質問にお答えいたします。

1点目の、太陽光発電事業として届け出た事業所、面積と発電量、県内市町村での順位についてであります。

事業所数と発電量については、令和3年12月末時点の経済産業省のデータによると、10キロワット以上50キロワット未満が508か所で1万7,432キロワット、50キロワット以上が46か所で4万6,149キロワットとなっております。

発電パネル面積については把握しておりませんが、事業用地面積は、固定資産税の課税台帳のデータによると95.9ヘクタールであります。

県内市町村での順位については、各市町村のパネル面積及び事業用地面積とも把握できてないため、代わりに行政面積と発電容量との比較によりお答えしますと、当町は1平方キロメートル当たり890キロワットとなり、県内では6番目となります。

2点目の、事業用地はもともとどのような地目だったのかについてであります。

固定資産税の課税台帳のデータによると、太陽光発電を行っている事業用地のもともとの地目は、山林が約40ヘクタールで約42%、雑種地が約32ヘクタールで約33%、農地が約21ヘクタ

ールで約21%，その他，宅地，原野が約3ヘクタールで約4%となっております。

3点目の，借地により事業を行っている場合の契約期間満了後のパネル撤去や撤去費用の把握についてであります。

借地，所有地の区別については把握できておりませんが，平成30年7月以降，固定価格買取り制度の認定基準である事業計画策定ガイドラインが，10キロワット以上の事業を対象として，廃棄物等費用の積立ての報告を義務化したため，制度施行後の申請152件に関しては，パネル撤去や撤去費用について把握しております。

なお，この制度は，令和4年7月から，太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度として別途創設されることになっており，内部積立てではなく，原則外部積立てとなり，確実性の強化が図られます。

しかしながら，平成30年6月以前に設置されたパネル及び固定価格買取り制度を利用していないパネルについては，事業計画策定ガイドラインの対象ではなく，また，県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインにも，パネル撤去費用のチェック項目がないことから，パネルの撤去や撤去費用について把握できておりません。

4点目の，太陽光発電事業の環境に及ぼす影響と懸念についてであります。

設置工事に伴う土地の造成，森林の伐採が発生する場合は，保水力の低下による土砂の流出や自然環境への影響等が懸念されます。設置後については，設備から発生する騒音，パネルによる光の反射等が懸念されます。

5点目の，自然災害等の危機管理に関する対応について，事業用発電パネルの撤去費用の積立金制度はどのようなものかについてであります。

この制度については，3点目の御質問で一部お答えしましたが，令和4年6月までは積立ての時期や水準の判断が事業者任せられていたことから，撤去の時期に必要な資金が確保できているのかという懸念があったため，令和4年7月から，原則，廃棄費用の外部積立てを義務化し，撤去及び廃棄物の処理を確実に進めさせるものであります。

6点目の，総務大臣の法定外目的税の導入についての同意3要件についてであります。

法定外目的税の新設をしようとする場合には，地方税法第731条第2項の規定に基づき，あらかじめ総務大臣と協議を行い，その同意を得なければなりません。

同意3要件としては，同法第733条の規定において，1つ目は，国税または他の地方税と課税標準を同じくし，かつ，住民の負担が著しく過重となること，2つ目は，地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること，3つ目は，第2号に掲げるものを除くほか，国の経済施策に照らして適当でないこと，このいずれかの事由があると認める場合を除き，これに同意しなければならないとされております。

7点目の、ゾーニングや自然環境との共存など指導を行う考えについてであります。

災害の防止、良好な景観の形成、歴史的、文化的価値、森林、農地等の保全のための配慮並びに豊かな自然環境の保全が必要な地区を、県ガイドラインに従って抑制するよう指導しております。

この県ガイドラインにより、一定程度のゾーニングや自然環境との共存の指導は行えているものと考えておりますが、県内では17市町村が独自の条例やガイドラインを策定しておりますので、町でも先行事例を調査研究し、独自のガイドライン等の策定を検討しております。

8点目の、事業用発電パネル税導入の必要性についてであります。

事業用発電パネル税は、太陽光発電に伴う防災対策、生活環境対策、自然環境対策として、発電事業者には費用の負担を求めるものであります。この件に関しては、法定外目的税であることから、現在、岡山県美作市が総務大臣との協議を進めているところですので、今後の動向を注視していきたいと考えております。

なお、町としましては、今後とも、自然や景観をはじめ生活環境、防災等、様々な項目のチェック機能を持つ県ガイドラインや、今後策定予定の町ガイドライン並びに太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の運用により、事業者に対して自然や景観を守る配慮を求めていく考えであります。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 長い答弁ありがとうございます。すいませんでしたね、急がせちゃって。

再質問をさせていただきますけど、私がこの質問をしたのは、阿見町の役場の前に歩道橋がありますね。この歩道橋は県の施設になっていて、私はてっきり町の施設かなと思ったんですけど、県の施設になっていて、そこが、どうも不動産会社はその利用権を取って、そこに宣伝すると。以前から私がこの議会で主張しているように、いわゆる税外収入を確保するべきじゃないかと、こういう話をしてきましたけども、茨城県は早々とその施設利用権を売却できたわけですね。

それと同じように、やっぱり、さっきの図書館でもそうだし、水泳プールでもそうだし、町としてやっぱり相当な配慮をしなければいけない、例えばこの太陽光発電みたいに、相当な配慮をしなければいけない事業については、一定程度の、その事業者に対する負担を求めてもいいのではないかと、こういう考えの下に質問をさせていただきました。

現在、岡山県美作市と総務省の間で協議といいますか、行われているんですけど、通常3か月ぐらいで同意ができる、事前に打合せもしているでしょうし、3か月ぐらいで同意が下りる

わけなようですけども、大分時間がかかってて、担当者に聞きますと、まだまだかかるかもしれないと、こんな話があって、全国から問合せも来ていると。

私も直接美作市に行って調べたわけではないんですが、グーグルアース、要するに衛星写真を見てみると、阿見町とは自然の環境がちょっと違うんですが、美作市が、全国初めてのそういう太陽光事業パネル税、これを導入したということについては敬意を表したいと思います。

阿見町も、今回のこの美作市と総務省の協議が、総務省がどういうふうにするのか、私は最終的な結論は分かりませんが、多分認めるという方向に行くのではないかなと思いますので、ぜひ今後とも、町として、総務省の動向、美作市の動向なども注視していただきながら、法定外目的税の可能性があるかどうかを考えていただきたいと思います。

今、再生可能エネルギーを推進しているという大きな国策があって、その国策の中で、どうバランスを取っていくのかということ是非常に難しい問題ではあるにしても、阿見町が果敢にいろんな税源を求めていくと、収入を増やす、歳入を増やすと、こういうことに貪欲になっていただきたいなということを申し上げて、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、11番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番柴原成一君の一般質問を行います。

16番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔16番柴原成一君登壇〕

○16番（柴原成一君） 鎌倉街道について。

今、「鎌倉殿の13人」がNHK大河ドラマになっております。

荒川本郷地区に鎌倉街道があるようですが、文化的遺産として明確に後世に残しておかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） 鎌倉街道についての質問にお答えします。

御指摘のとおり、荒川本郷地区には鎌倉街道が通っています。ルートについては諸説ありま

すが、『阿見町史』や県で発行している『歴史の道調査報告書』では、下本郷地区内を通り、鹿島神社の脇から本郷小学校の東を抜けて、上本郷、シンワ、住吉地区を通過して土浦に続くものとされています。

また、茨城県ウォーキング協会においては、県道土浦稲敷線もこれに相当するとしており、中根から乙戸川を渡り下本郷に入り、県道を通って上本郷の五差路から荒川沖駅方面に抜けていく説を紹介しております。

いずれの説にしても、町内を通過していたことは確かであり、文化的価値は高いと思われますので、その価値を周知するために、ウォーキングイベント等を通して啓発を行っていくとともに、町教育委員会で発行している『身近な名所辞典』の改訂の際には追加記載し、後世に残していくような検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） なぜこの質問をするに至ったかという点、過去に同僚議員で鎌倉街道、鎌倉街道と言っていた方がいるんです。今は議員ではありませんけど。今回テレビで初めて「鎌倉殿の13人」全部見ていませんけれども、あれって何だということでもちょっと調べて、教育委員会のほうへお話ししましたら、確かにある。よくよく調べましたら、『阿見町史』によりますと、鎌倉街道と呼ばれる道路が阿見町の南縁を走っていると。国府（石岡）から土浦を経、荒川沖の東部から本郷の字於手橋を通り、下本郷から牛久町との境を島田方面へ向かうというのが『阿見町史』146ページにあるということです。

なおかつ、先ほど答弁にもありました茨城県ウォーキング協会ホームページで、ルートがあります。これ後でちょっと拡大して、議員控室にでも置いておきます。

それと、茨城県教育委員会の『歴史の道報告書』というので、また同じようにルートが書かれております。

これって、答弁では後世に残していく検討を進めてまいりますという答弁なので、結構なんですけど、2つだけちょっと再質問したいんですけど、鎌倉幕府を学ぶのは小学校6年生かと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えします。

議員御指摘のとおり、年間指導計画によると、6年生の7月頃、学習する予定となっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君）　ということは、実は私、本郷小学校の方ですけれども、この地図を見ますと本郷小学校のすぐ東隣を通っているんですね。私は、歴史は大嫌いなんですというか苦手なんです。もし小学校6年生のときに先生から、ここ鎌倉街道だったんですよ。義経や弁慶がここを通ったんですよということがあれば、「へー」って歴史に興味を持ったかもしれませんが、学校の先生方は、ここに鎌倉街道があるというのは知っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（平岡博君）　小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君）　はい、お答えいたします。

町内の鎌倉街道につきまして、教職員が認識しているかどうかはちょっと把握してはございません。ですが、せっかくの機会ではございますので、児童が興味や関心を持ってもらえるように、教職員の方々含めて学校のほうにも周知していきたいとは考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君）　柴原成一君。

○16番（柴原成一君）　そういう答弁で、ありがとうございます。本当に学校の先生が、生徒が、昨日夕べとか、NHKに出てた義経がここを通ったんだよと。「えーっ」、「ああ、すごいね」という興味が湧いて、勉強に対する意欲が生まれてくるということかと思います。しっかりとこの鎌倉街道を後世に残す作業をしていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（平岡博君）　これで、16番柴原成一君の質問を終わります。

次に、7番栗原宜行君の一般質問を行います。

7番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔7番栗原宜行君登壇〕

○7番（栗原宜行君）　皆さん、こんにちは。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私は、国や県の新型コロナ対策はしっかり町民に届いているかということについて質問をいたします。

国立感染症研究所によれば、日本における新型コロナの最初の感染者は、2020年1月15日に確認され、その後、約4か月後の5月12日に46都道府県に広がり、感染者合計1万5,854人、死亡者668人が確認されたと発表しています。この令和2年度に発症した新型コロナ感染症、令和4年5月23日時点での国内累計感染者数は864万7,662人、死亡された方は3万353人と、第6波の猛威もあり、多くの方が感染されました。

茨城県の累計感染者数は15万5,930人、1日の新規感染者数が1,000人を超える日が長く続き

ました。政府や県は、新型コロナウイルス感染症予防対策や経済対策など切れ目のないコロナ対策を打ち出し、感染症の封じ込めと国民の生命や生活を守るため、全力で対策を講じているところです。

ですが、他の市町村のホームページを見ると、国や県の新型コロナ対策や市町村独自の対策も掲載し、住民に対し分かりやすく丁寧に案内をしているところもあれば、そうでないところもあります。同じ国や県の新型コロナ対策ですが、市町村によって扱いに差が生じています。

そこで、阿見町は国や県の新型コロナ対策について、しっかり町民に届けているかどうか、以下4点について質問します。

1、阿見町では、新型コロナウイルス感染症対策について、町民にどのように周知し、どのように活用していただいていたのか。

2、阿見町では、コロナ禍における経済対策について、町民にどのように周知し、どのように活用していただいていたのか。

3、町内の民間保育所に勤務する保育士の処遇改善は、コロナ前と比べ、どのように改善されたのか。

4、公立保育所に勤務する職員の処遇改善を、阿見町ではどのように対応したのか。

以上4点について質問いたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 栗原議員の、国や県の新型コロナ対策はしっかり町民に届いているかについての質問にお答えいたします。

1点目の、新型コロナウイルス感染症対策について、町民にどのように周知し、どのように活用していただいていたのかについてであります。

新型コロナウイルス感染症対策については、町ホームページやあみメール、広報あみ等により町民に情報発信を行っております。その主な内容は4つあります。1つ目は町内における感染者数、2つ目は感染対策、3つ目は医療や検査体制、4つ目はワクチン接種体制についてであります。

特に、毎週金曜日に発信しているあみメールでは、1週間の日ごとの感染者数を掲載するほか、基本的な感染対策、陽性が判明した方や濃厚接触者となった方への御案内、診療・検査医療機関、県の無料検査、相談先などについて情報提供しております。

また、ホームページにつきましては、トップページにおいて、新型コロナウイルス感染症関連情報はピンク、ワクチン接種情報はブルーで特に目立つように大きいアイコンで表示し、必要な情報を得やすいようにしております。

町のワクチン接種につきましては、予約方法、接種場所、接種実績など、随時新しい情報を掲載し、周知を行っているところです。

感染対策、医療・検査体制に関する情報につきましては、感染状況の段階ごとに変化しますので、今後も、国・県から新しい情報が入り次第、速やかに提供できるように努めてまいります。

2点目の、コロナ禍における経済対策について、町民にどのように周知し、どのように活用していただいたのかについてであります。

町では、国・県の周知依頼に基づき、町ホームページ、広報あみ等にて事業概要を周知し、専用窓口等をお知らせしております。

町独自の取組としましては、令和2年度は、阿見町プレミアム付商品券事業、自治金融利子補給事業、阿見エールめし支援金事業、阿見のお米で造った振舞酒事業、事業継続緊急給付金交付事業を行っております。

令和3年度は、Wプレミアムによる事業者支援をもって町内の個人消費を喚起し、本町の商業振興と活性化を図るため、阿見町プレミアム付商品券事業を行っております。

また、令和2年度に国が実施した持続化給付金の対象外となった売上減少率30%以上50%未満の事業者支援を検討しておりましたが、国が事業復活支援金として同等の支援を行いましたので、この事業を町ホームページで案内しております。

今年度は、地域経済の活性化や感染リスクの軽減を図る新たな消費喚起策として、町商工会の要望を踏まえ、阿見町スマホ決済ポイント還元事業の準備を進めており、内容が決まり次第、回覧や町ホームページ等を活用して町民等にお知らせしてまいります。

3点目の、町内の民間保育所に勤務する保育士の処遇改善についてと、4点目の、公立保育所に勤務する職員の処遇改善については、関連しますので一括してお答えします。

コロナ禍に対応しての保育士等への処遇改善の取組については、国の令和3年度補正予算において、保育士等処遇改善臨時特例交付金が創設され、収入を3%程度、月額9,000円程度引き上げるための措置を令和4年2月から実施することとされました。このため、当町においても、町内の民間保育施設に周知を図り、13施設に対し、令和4年2月分と3月分を交付いたしました。この交付金は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっております。

当町の常勤職員である保育士は、一般行政職の給料表が適用され、人事院勧告に基づいた国家公務員の給与改定に合わせて給料表を見直しております。

また、会計年度任用職員については、常勤職員との権衡、その職務の内容を考慮し、他市町村の状況も参考にしながら報酬額を決定していることから、当町の職員については、職務の内

容や民間の給与水準等が考慮された給与水準を満たしているとの考えのもと、今回の処遇改善臨時特例交付金の活用は行わないこととしております。会計年度任用職員の報酬については、今後も民間や他市町村の状況を参考にしながら、適切な報酬額となるように随時見直しを行ってまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。

これは実は3月の定例会で一般質問をしようということで、その前から、昨年からずっとホームページ等、各市町村のホームページも見て、国のホームページも見ながら感じたところだったんですけども、そのときに、更新内容、更新日付がすごく古くて、どうして阿見町はこんなに遅いんだろうなということと、他の市町村で報告されている、皆さんに、各住民の方にお知らせしている内容が、阿見町では何で届いてないんだろうなというところから、一般質問を3月にしようということでやっておりました。

特に今回6月に移って、ホームページを見ましたところ、ちょうど答弁にもありましたけれども、特にワクチンのところの1ページ目については、ピンク、あとブルーという色分けの中で、更新日付も新しく、とても今年の1月、2月に見たホームページと全く違う案内をされているということで、すごく安心をしています。

その中で、ほかの自治体との絡みもありますので、4点ばかり再質問させていただきます。

まず、県内の市町村の中で、各自治体の独自の対策が行われています。それはPCR検査費の補助等を数多くの自治体がやられていますので、阿見町については独自に対策を実施する考えはあるのでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部次長山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

PCR検査につきましては、症状があつて、医師が検査が必要と判断した場合には医療機関で検査を受けることができます。負担としては、初診料分それからワクチン以外の諸費用ということで、基本的には無料ということになるかと思えます。

また、茨城県が行っている町内6か所の薬局での無料検査の活用について、町ではこれまで情報を発信しながら活用を推進してまいりました。しかしながら、現在は感染状況が収まってきたことから、県の無料検査事業も6月30日をもって終了となるという状況でございます。

このように、現在は感染が収まっている状況でありますことから、町として新たな検査費の補助というのは計画はしてございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

各自治体も今、次長が言われたとおり、ある程度の部分で、もう補助を打ち切ろうというところもあれば、やっぱりずっと第7波のことも考えながら継続していくというところもありますので、さらなる御検討をお願いしたいと思います。

それと、よく報道なんかで出ていますワクチンの件なんですけども、ワクチンの期限切れについてのワクチン管理については、阿見町は大丈夫なんでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

阿見町では、ファイザー、それからファイザーの小児用、それからモデルナの3種類のワクチンの管理をしてございます。それぞれ有効期限を確認して、有効期限の短いものから、予約状況に応じまして各個別の医療機関へ送付して、その都度、医療機関に有効期限を伝えるとともに注意喚起を図っております。そういったことから、有効期限切れワクチンの誤接種はないものと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ワクチンの管理についても十分されているということで、安心をいたしました。

今、次長から、ファイザーの2種とモデルナということで3種類のワクチンを実際に打っているということなんですけども、今、副反応が少ないということでノバボックスが結構、テレビ放映、ニュース等に出てまいりました。ノバボックスの接種体制は、阿見町はどのようになっているんでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

ノバボックスにつきましては、県の大規模接種会場にて、18歳以上の方を対象として、6、7月に初回の接種及び3回目の追加接種ということで行うということになっております。予約については、県のホームページで予約を受け付けするというところでございます。ですので、通常の大規模接種の予約のように町の予約システムではないというようなことで、県の予約システムのほうになるということになっております。

なお、ノバボックスは4回目の追加接種には使用できないということになっておりますことから、町での使用というのは、これは検討してございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。ワクチン接種率が高まればいいなというふうに思っております。

最後の質問なんですけれども、PCRとともに抗体検査キットも足りないということで、この備蓄については今どのように対応されているのか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

抗体検査キットでございますけれども、災害時に避難所等で体調不良者が発生した際、こういった際に早期に対応ができるように、6月補正で抗原検査キット100回分の購入予算を計上させていただいておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それでは2点目、同じコロナ禍の経済対策についてなんですけれども、町の独自の取組もかなり御案内いただきました。利用者さん、活性化することによって、かなり回復されると思いますので、御答弁いただいた内容をしっかりやっていただきたいということで、2点目については再質問はございません。

あと、3点目なんですけど、3番目、4番目一括御答弁されていますので、3点目から御質問をさせていただきます。

なかなか処遇改善を、阿見町独自のものもありまして、国がやっていることとなかなか混同しやすいんですけれども、民間保育の処遇改善というのは国は3回目なんです、今回で。3回目なんですけれども、公立保育所に勤務している処遇改善は今回初めてつけられたんです。これが2月から9月までの期間において、特に補助率10分の10ということで、国が全部出してくるわけですね。それがあから内閣府も、各市町村においては、民間だけではなくて、それぞれの市町村の職員さんの改善もしてくださいというふうに案内文には書いてあるわけ、通知には書いてあるわけです。

まず、3番目のほうなんですけれども、まず民間のほうの部分の処遇改善のほうについての再質問をさせていただきます。

今回の御答弁には、3%程度、月額9,000円程度の改善というふうに御答弁されていますけれども、月額9,000円程度でよろしいんですかね。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

国通知によりますと、収入の3%程度、月額にすると9,000円程度ということであります。正確には民間保育園などへの改善分の積算という計算式がありまして、それによりますと、国が示す補助基準額があります。その補助基準額というのは、地域区分、地域によって違っていたり、保育所の規模によって違っていたり、また児童の年齢によって違うんですけれども、その補助基準額に令和3年度の年齢別平均利用児童数を掛けまして、それに月数を掛けるということで計算されます。この計算により、保育園への金額が全体額が決まります。園において、保育士それぞれの給与に応じてそれを配分するというような形になっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。ここでまたややこしいんですけども、内閣府と厚労省と、当然保育園の先生と幼稚園の先生と両方改善しようということになっています。当然同じ保育士さんなので。なので、内閣府の案内と厚労省の案内の中で、様式についても説明の中でちょっと違うんですよね。基本は、今、次長が言われた9,000円なんです。だけど、厚労省のほうの申請のエクセルで見ると、もうもともと1万1,000円と入っているんですよ。この1万1,000円って何だと言われると、法定福利費なんかを入れているんですよ。だから、入れてくれというふうに国は言っているんです。見ますよって、9,000円だけじゃなくて法定福利費も見ますよって。当然ベースが9,000円上がりますから、その中の福利費なんかも当然上がるから、それも入れてねって言われているわけです。

今回の趣旨は、9,000円だけど、それは当然、指摘するまでもなく分かっているから、プラス2,000円、1万1,000円分については当然やっていますよということで理解をします。もしそれが未請求であれば、内閣府にこの前、問合せしたときに、まだ追加でできるよということだったので、それはやられると思いますけれども、もしやられてないのであれば追加申請をお願いしたいと思っております。

それから2点目なんですけど、町立保育所、つまり町の職員さんの保育士さんと民間の保育士さんの給料を比べて、どのような差があると認識されているのか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

町内の公立保育所と同規模程度の民間保育園の常勤職員、正規職員といいますか、における係長級未満の給与月額を比較いたしますと、公立では約35万円、民間は約31万円となっております。公立のほうの給与水準が高いというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 4問目のほうにも市の職員さんの部分で御答弁いただいていますけれども、そこでちょっと御案内すると、厚労省が幼稚園・保育所・認定子ども園等の経営実態調査結果というものを報告しています。一律に公立保育士さんのほうが年収が高いと言われていて、施設長が約654万円、私立の保育士の施設長については638万円ということで、公立保育園のほうが高いという形になっているわけです。

こういう根拠があるから、職員についての改定は今回見送ったということで4番目の答弁あったんですけども、ただ、実際ここで、保育補助士、つまりスタートの段階では、どちらが高かったのかというと、民間のほうが高く、公立のほうが安いんですね。仕事に就いたときには、民間のほうが高く、公立のほうが安いと。施設長は逆転しますよって。ずっと働いていくと逆転するんだよと。つまり20万ぐらいの差が出ちゃうんだということが調査に載っているんですけど、そこでコメントが、平均勤続年数として、公立の場合は34年かかっているわけです。この施設長の654万円を獲得するまでに34年かかっているわけです。私立の場合については、24年で638万になるわけです。だから、到達点としては公立のほうが高いんだけど、行くまでの年齢を考えると私立のほうが早く到達するわけです。だから、生涯賃金で考えたときに、どっちだという話になるわけですけど、それでも、私立のほうが多分少ないだろうということで、町独自の助成もしているわけですね。そういった状況があります。

それで、民間のほうに改善をしているわけですけど、改善効果をどのように認識されているんでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

改善効果といいますと、保育士不足が叫ばれている中で、処遇改善の効果、これは離職の防止などに一定の効果があると考えております。町内の民間の常勤職員には、先ほど栗原議員からもありましたとおり、町独自の助成金を交付しまして処遇の改善に努めております。

町単独の処遇改善助成金、月1万5,000円ですけども、この対象者を申し上げますと、町内の民間の常勤職員は、助成金を開始した当時、平成30年4月時点で96人でありましたけれども、平成4年4月時点では既存の保育施設では109人増えております。さらに今年新設の保育園15人が加わっておりますので、現在は合計124人ということになっております。

このように、保育士不足と言われる中で保育士が増加しているということは、処遇改善の効果があるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。町独自の対策が流出の防止に役立っていると

いうことで、安心をいたしました。

あと、最後というか、民間についての部分なんですけども、実際にそうやって処遇改善で、理論上は保育士さんの給料は報酬が上がるんですけども、近隣の市で処遇改善加算金を2年間未払いだったという報道がありました。町は、処遇改善加算の支払いの確認を、その報道があったときに取られたのか。また、事業者が確実に処遇改善加算金を保育士の皆さんのほうに支給をしていたのか、どのようにチェックしているのか、それについてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

まず、今回、令和3年度に実施されております新たなといいますか、今回限定で行われておるコロナ禍における処遇改善、この令和3年度2月、3月分につきましては、実績報告を提出していただきまして、これから確認してまいります。

それと、また、過去の処遇改善加算というか、毎年、公定価格の中に処遇改善加算があるわけですけれども、そちらにつきましては、翌年度に各園から給与台帳、これを提出していただきまして、それで毎年確認しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。じゃあ、民間の保育士さんの件は、再質問は以上です。

今度は、公立保育所に勤務する方の処遇改善について、御答弁いただいたんですけども、その中で再質問させていただきます。

今回、内閣府が処遇改善の対象としている公立保育所に勤務する職員ですけれども、阿見町の場合は、対象の職員さんは何人になるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

会計年度任用職員の数で申し上げますと、6月現在、3保育所全体で39人ということになっています。うち保育士は25人、そのほか栄養士とか看護師、調理員等で14人というような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

今、対象となった方の職員の処遇改善をした場合、令和4年度の処遇改善費用は幾ら増額になるんですかね。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

仮に令和3年度の決算額，こちらでちょっと試算をさせていただいております。保育所をこのとき3年度41人分ございました。積算しますと，報酬額が6,380万円，それから期末手当で約1,360万円，合計で7,740万円ということになりまして，この3%ということ試算をいたしますと232万円というようなこととなります。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

令和3年度ですけれども，実際に多い費用かなと思えば，232万円なんですよ。その中で，9月まで，2月から9月までですから，その費用については，先ほど御案内したとおり10分の10なんですよ。10月以降については3分の1ずつというような内閣府の話もありますけども，9月までは国が持ってくれるわけですよ。約半分，232万の上がった分の半分は，これから負担しなきゃいけないなというところなわけですよ。ただ，県内いろいろ見たら，そういう市町村で，市町村の職員で上げたところがないから，今回見送った。その代わり，それ以外のところについては検討しますという御答弁なわけです。232万円しか上がらない。しかも10分の10で半分は国が見てくれるということを，まず，何とか再度検討材料にしていきたいというふうに思っています。

それから，先ほどの内閣府の部分なんですけども，給与としてではなくて，職務関連手当とか人材確保手当などの諸手当の中で支給することでもよいというふうに示しているんです，内閣府は。これ，給料としてはあげられないけれども，手当として支給するお考えはないですかね。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい，お答えいたします。

町の会計年度任用職員の給与ですけども，こちらのほうも給与表での対応ということになっております。そういったいろいろな手当とか，そういったことになってきますと，これはまた一般の正規職員というか，事務職員のほうとの兼ね合い等もございます。今，給与表で会計年度任用職員には対応しているところがございますので，これから，今後といいますか，こういった手当ということではなくて，この給与表の中で，次年度以降になりますけれども，民間であるとか他市町村の状況，こういったものを勘案しながら，そういった検討は進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

給与が上がっていくということは、今回、国が、国家公務員も地方公務員も上げたいと。それはなぜかという、国が経済3団体に対して上げてくれて言っているわけですよね。3団体から言われれば、自分とこ上げてねえじゃないかみたいなことがあるので、それはまずいから、今回第3回目で、処遇改善を公務員についてもしてくださいというような案内がありますので、それをやっていると、例えば232万円の半分であっても、これからずっと続くということがあるわけですよね。それが負担になるのかどうか、町の財政からよく検討されるということなので、そういう趣旨も踏まえて、処遇改善のほうについてはさらに御検討をお願いしたいと思います。

1問目のことなんですけれども、民間においては、いかに経営資源を有効、効率的に使って、持続可能で継続していく、企業を成長させていくことが経営トップに求められております。そして多くの企業で実践をしています。

人、物、金、情報、知的財産、時間、この6つの経営資源は、企業のみならず自治体においても行政運営をする上で重要です。特に情報は、国民の知る権利を保障するため、行政は公正公平、タイムリーに、また積極的に情報を公開することが求められており、そのように行政を運営することがとても極めて重要だと思います。

今後も、町民の皆さんへの速やかな情報の開示をお願いし、1問目の質問を終わります。

○議長（平岡博君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどとします。

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

令和3年第4回定例会等で教育委員会に指摘した問題は改善しているかについて質問をさせていただきます。

昨年12月の第4回定例会におきまして、教育委員会が抱える問題について3点を指摘いたしました。1点目は労務問題であり、2点目は、教育行政が後手後手に回っている状況では子供たちの学ぶ力が醸成されない不安があること、そして3点目は、法令違反がいまだに続いており改善がなされていないこと、この3点を指摘させていただきました。

指摘した内容はどれも重要であり、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと推進しながら速やかに改善を図っていかねばならない事案です。

また、5月の6日、本庁舎にあった教育委員会が中央公民館に移設しました。ワンストップサービスが提供されなくなるなど、住民の方の利便性が損なわれることを指摘いたしました。

これらについて、どのように認識し、どのように改善がなされているのか、以下の4点について伺います。

1、心の不調により療養休暇を取得した職員へのケアや労務問題について、どのように改善をしているのか。

2、阿見町のGIGAスクール構想の現状について、どのように認識し、どのように改善をしているのか。

3、長期にわたる点検評価報告書の未提出問題について、どのように認識し、どのように改善をしているのか。

4、教育委員会の中央公民館への移設により生じている問題をどのように改善をしているのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） それでは、令和3年第4回定例会等で教育委員会に指摘した問題は改善しているかについての質問にお答えします。

1点目の、心の不調により療養休暇を取得した職員へのケアや労務問題についてであります。

療養休暇の取得が必要な職員が生じた場合、本人の病状を確認しながら、しっかりと休養を取ることを勧めており、休暇中も本人の状態を確認しながら、復帰に向けたヒアリングを行うなど手助けをしております。また、復帰後を考慮し、業務分担や業務量を見直し、対応しております。

当委員会での療養休暇を取得した職員は昨年度2名であり、全体的に多くはありませんが、再度療養休暇を取得することがないように、悩みを内に秘めず、相談しやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。

2点目の、GIGAスクール構想の現状についてであります。

当町では、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度に小中学校校内通信ネットワークを整備し、児童生徒1人1台タブレット端末を導入するとともに、令和2年度から令和3年度にかけて小中学校の普通教室、特別支援教室へ電子黒板を設置しました。現在、各

小中学校では、タブレット端末や電子黒板を利用した授業を積極的に実施しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休校時の対応としては、各小中学校においてオンライン授業を実施しておりますが、インターネット接続に伴う通信環境を改善するため、モバイルルーターをあさひ小学校及び本郷小学校へリースして対応しております。

W i - F i 同時接続に関しては、今般の臨時休校時のオンライン授業の状況を検証し、特に荒川本郷地区の小中学校において同時接続に支障があることが判明しましたので、W i - F i ルーターの設定状況や地域的な問題がないか調査しております。今後は、モバイルルーターを含め、プロバイダーの見直しや地域の回線状況等を調査し、改善を図っていきたいと考えております。

I C T 支援員については、令和3年度において各小中学校へ年24回訪問を実施しており、主に授業を中心にサポートしております。今後は、I C T 支援員の配置方法等も含め検討してまいります。

3点目の、長期にわたる点検評価報告書の未提出問題についてであります。

点検評価報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成20年度から教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが義務づけられております。

しかしながら、当委員会においては点検評価がこれまで未実施であり、毎年『阿見町の教育』を通じて教育委員会事業の報告のみを議員の皆様にお届けしている状況です。

当委員会では、教育基本法に基づき、総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本的計画である阿見町教育振興基本計画を平成25年3月に策定しており、本計画の進行管理として点検評価の実施を掲げております。本計画の位置づけには、目標指標と具体的施策に基づいた点検評価が求められておりますが、その実施体制が構築されていないため未着手となっております。

今後は、現計画の最終年度となることから、総括的な点検評価を行い、令和5年度中に報告いたします。また、それ以降については、現在策定中である新計画に基づいた目標と具体的施策の進捗管理を行い、議員の皆様への報告及び公表を行ってまいります。

4点目の、教育委員会の中央公民館への移設により生じている問題についてであります。

教育委員会事務局の移転後、事務取扱チラシを配布するなど、これまでと同様のサービスを提供できるように努めているところです。移転から1か月が経過したばかりで、課題はこれから見えてくるものと思われませんが、それら一つ一つに対策を講じながら、町民のサービスの低下を招かぬよう努力してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、項目ごとに再質問のほうをさせていただきます。

まず、1番目の心の不調の問題です。2名ということで随分減ったのか、最初の御報告が違ったのか、2名ということでございます。チェック、いろいろ文科省も指導しているわけですが、このストレスチェック等の取組は適宜実施されているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

町職員のストレスチェックは町部局で担当しまして、年に1回実施し、結果をまとめて、各管理職に報告されてございます。

相談体制といたしましては、年3回発行予定の衛生だよりにおいて、メールでの相談、産業医との個別面談、メンタルヘルス相談等の相談先一覧を職員に周知することにより、健康の保持増進を図るための活動を行ってございます。

教職員のストレスチェックにおいては、教育委員会で委託契約しまして、年1回実施し、結果をまとめて、教育委員会に報告されております。

相談体制といたしましては、教職員への相談先の周知、学校医への相談による活動により、健康の保持増進を図っておるところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

働き方改革のほうは進んでいるのでしょうか。教職員の勤務時間の管理の徹底とか、ICTを活用した校務効率化、部活動による教師の負担軽減などが文科省から指針が出ておりますけれども、これについては進んでいるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

まず、時間外勤務につきましては、教職員全員の時間外勤務時間を毎月各学校の管理職が取りまとめ、教育委員会に報告するようになってございます。昨年4月の平均時間は52時間でありましたが、今年度は46時間と減少してございます。時間外勤務の平均は昨年度よりは減少しておりますが、半数以上の職員は、国から示された月の残業時間の上限45時間を超えている状況でございます。そのため、阿見町の主な取組としては5点ほどございます。

1点目は、まず教職員の負担軽減のための人的支援でございます。スクールカウンセラーや

スクールソーシャルワーカー，生徒指導支援員等の専門職，校舎内外の環境整備を行う用務員等を配置することにより，教職員の負担軽減を図ってございます。

2点目は，校務支援システム導入による業務の効率化です。出席簿や指導要録等の諸表簿，これを電子化しまして，ICT機器を活用することで授業準備の負担軽減を図ってございます。

3点目は，学校閉庁日の設定による時間外勤務の抑制です。8月12日から16日までの5日間及び年末の12月27日，28日，年始の1月4日，5日，あと県民の日，各校の創立記念日等は業務を行わない，勤務を要しない日と設定してございます。また，各学校に留守応答機能付きの電話機を設定しまして，電話対応の時間も限定してございます。

4点目は，各種事業及び学校行事の見直しを行ってございます。スクラップ・アンド・ビルドの視点から，コンクールへの参加や作品の出展等について見直し等も行ってございます。運動会をまず半日の開催としまして練習時間を少なくするなど，学校行事の見直しも行ってございます。

5点目は，2学期制の導入をいたしました。昨年度から導入しまして，授業時間の確保につながり，成績処理や通知表作成の負担軽減を行ってございます。

時間外勤務の平均は昨年よりも減少してございますが，まだまだ半数以上の職員が，国から示された時間の上限を超えておりますので，これからも事務の軽減等，働き方改革を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） すいません。ちょっと確認したいんですけど，発言時間12分で合っていますかね。はい。

では3点目，パワーハラスメント，セクシュアルハラスメントの防止措置に関する指針等は作成をされているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい，お答えいたします。

まず，町部局におきまして令和3年3月に阿見町ハラスメントの防止等に関する規程が施行されまして，同年4月に阿見町職員ハラスメント防止の指針を策定しております。

策定内容は，ハラスメントが発生しないよう職員が認識すべき事項や，ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応など，全ての職員がハラスメントに関する正しい知識と共通の認識を持ち業務を遂行することが書かれております。これからは町職員や教育委員会の区別なく準用するものと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 1問目に対して、様々な対策をいただいているようです。これで、心の不調により療養休暇を取得する方はもういなくなると考えてよろしいですか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

先ほど教育長からの答弁にもありましたとおり、教育委員会では現在2人の職員が療養休暇を取得してございます。まずはしっかりと休養を取ることを勧め、復帰に向けての業務分担や業務量を見直すなどの対応は行ってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） では、2項目めに移ります。

2項目め、G I G Aスクール構想の状況なんですけども、どのようにG I G Aスクール構想の進捗状況を把握しているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

G I G Aスクール構想につきましては、令和2年度に2回に渡りまして、全協でも全体の概略を説明させていただきました。

阿見町ではG I G Aスクール構想の実現に向けた環境整備を令和2年度から実施しておりまして、校内通信ネットワークの整備や児童生徒の1人1台端末を整備をしてきました。そのほか、G I G AスクールサポーターやI C T支援員を配置しまして、学校現場の問題の解消に努めてきたところでございます。

ただ、先ほども申しましたように、一部の学校では通信障害とかも生じておりまして、それにつきましては、通信事業者やG I G Aスクールサポーターと連携を取りまして、対策を検討しているところでございます。

現在のところ、ハード的なものの整備がほぼ終わりつつありますので、これからはソフト面に移行していく段階に来ていると考えてございます。まず、昨年度は基礎能力習得期間として、動画研修や、大学の先生と連携したテーマを設けた定例研究会、教職員に対して端末の活用や授業づくりとかについて研修を行ってございます。今後は、I C Tを活用して子供たちの思考力、判断力、表現力などを育成する協働学習、情報社会で適正に活動する基となる考え方、判断力や心構えを身につけさせ、情報モラル等の教育について進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それでは、今回補正予算が上がっていきまして、電子黒板が9台追加されました。非常に疑問なのは、当初G I G Aスクール構想を導入するに当たって進めてきたものがあって、10年ぐらいたったら足りないよというのは分かるんですけど、つい最近、中学校、小学校の電子黒板が配置されたわけですね。ということは、最初のスタートからちゃんとしてたのかということがちょっと心配になってしまうんですけども、当初の導入に当たって、どのように進めてきたのか。

文科省がチェックリスト、20ページに当たるチェックリストがあって、それを基に積み上げなさいということと言われてたんですけど、そのような進め方をしてきたのかどうか。また、今後、それが終わって、ソフト面じゃなくて、移行して、今実際にやってみて、どういう状態が不足しているのかということ、同じようなチェックリスト、違うチェックリストが文科省で出てますけど、2種類のチェックリストが出ています。それに基づいて進めているのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） まず、先ほどの電子黒板の件でございますが、町ではこれまで全ての町立小中学校において、普通教室、特別支援教室、こちらに優先的に電子黒板を配置するように数を配付してございます。

ただ、中学校においては、これにほかに特別教室の一部で理科室分として配付したものでございますが、各小学校、中学校での児童生徒数が増加が多いところがございます、それを上回るペースで、予測を上回る台数が必要になってしまったというところがありまして、今回補正とかで増設の予算を要求しているものでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） チェックリストの活用を十分していただいて、必要なものはどんどんどんどん上げていただくということを徹底していただきたいと思います。

それと、I C T支援員なんですけども、初年度はミノルタさんのほうでやられたと思います。今年度は、昨年度と業者さんが同じなのかどうか、それとも変更したのか、それについてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

今年度については、入札によりまして請負業者が変更となっております。ただ、支援員の内容につきましては、各学校、年24回の訪問ということで、原則は変わってございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

3問目につきましては、本当に未提出の部分についての改善をしていただくということで、再質問はありません。よろしくお願いをしたいと思います。

それから4番目、新しい中央公民館への移設について生じている問題について、多目的室を利用していた皆さんは今どこを利用されているのか。今、実際なくなっているわけですね、中央公民館の多目的室は。今まで中央公民館については、『阿見町の教育』の中でも一番、断トツに利用が多かった。元年度が3万9,472名ということでしたけれども、その方たちは今どこを利用されているのか教えていただきたいと思います。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

同じ中央公民館内であれば、3階にある集会室、2階の第2会議室、2階にある学習室Cなど、あと和室等を利用されていると考えてございます。団体によっては、そこからまた、かすみ公民館や吉原交流センターの他の施設を利用して活動しているところがあると聞いてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 吉原交流センター、旧実穀小学校の跡地利用の施設に、以前、誘導するという御答弁でしたけれども、多目的室を閉鎖した今、どのように誘導されているんでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい。中央公民館予約の際に活動人数を確認の上、空いてなければ吉原交流センターを御紹介したり、口頭でその場で紹介したり等の対応を取ってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それから、本庁舎から移動した職員の皆さんの人数、そして駐車場の利用についてはどのようにされているんでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

教育長と私、部長と、学校教育課職員が10名、あと学校教育課の会計年度職員が1人と、指

導室が3名で、合計16名の職員となっております。

中央公民館の駐車場の利用につきましては、中央公民館側、図書館側を除いた中央の部分を中心に職員が使うようにという形で指定はしてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 最後の質問になります。

利用者に分かるように、庁舎内にある紙で出した案内とかではなくて、看板とか道路標示等のものを設置する考えはありませんか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

今回の教育委員会の事務局の移転に関しましては、あくまでも暫定的な移転だとは考えてございます。ホームページや広報等、庁舎に掲示したポスターなどで周知はしてございますが、特に今のところ大きな苦情はなく、住民がこちらに移動を命じられたとか、そんなような方は聞いてございませんので、あくまでも職員が移動して対応しているというところもございませので、現時点では道路標識等は考えてはございません。

対応策をそれぞれまたこれから出てくる問題について、いろいろと解決策を考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。

多目的室を利用されてた皆さんは今どこにいらっしゃいますかという中で、私が伺っている中では、ロビーにいらっしゃる。吉原にも行ってないし、上にも上がってなくて、寂しい思いをされながらロビーを使っているということでございます。

行政都合と思われま。今回の移動については。それですので、住民にもっと丁寧な寄り添った対応をお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、7番栗原宜行君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時25分散会

第 4 号

〔 6 月 10 日 〕

令和4年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和4年6月10日（第4日）

○出席議員

1番	平岡	博君
2番	落合	剛君
3番	栗田敏昌	君
4番	石引大介	君
5番	高野好央	君
6番	樋口達哉	君
7番	栗原宜行	君
8番	飯野良治	君
9番	野口雅弘	君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑秀慈	君
14番	難波千香子	君
15番	紙井和美	君
16番	柴原成一	君
17番	久保谷	実君
18番	吉田憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君		
副町	長	坪田	匡弘君		
教	育	長	立原秀一君		
町長	公室	長	佐藤哲朗君		
総	務	部	長	青山	広美君

町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	小澤勝君
保健福祉部次長	山崎洋明君
産業建設部長	林田克己君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
秘書広聴課長兼 広報戦略室長	小倉貴一君
町民活動課長兼 男女共同参画室長兼 町民活動センター所長兼 男女共同参画センター所長	白石幸也君
生活環境課長	小笠原浩二君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	浅野奉子君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	村山幸二君
健康づくり課長	堅物輝子君
都市計画課長	鶴田広秋君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野友浩君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	湯原智子

令和4年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和4年6月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和4年第2回定例会

一般質問3日目（令和4年6月10日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 带状疱疹ワクチン・弱視早期発見について 2. SDGs環境対策について 3. DXの推進・デジタル弱者支援について	町 長 町長・教育長 町 長
2. 高野 好央	1. 阿見町の市制施行への取り組みは進んでいるか	町 長
3. 吉田 憲市	1. 平成22年道の駅構想の庁内での検討開始から凍結、再検討、中止までの経緯経過について	町 長

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であります。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔14番難波千香子君登壇〕

○14番（難波千香子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

誰もが幸せに暮らせるためには健康であることが大きな要因であり、健康寿命の延伸や疾病予防は極めて重要な課題であります。生涯を通じて元気で充実した生活が送れるようにと、コロナ禍で多くの方が願われているのではないのでしょうか。

当町では、5月から新型コロナウイルスに感染した自宅療養者と家族に対しまして、要望しておりました食料品が配付されることになったことは大変喜ばれているところでもありますが、

全てにおいてさらにスピード感を持って対応していただきたいことを願ひまして、切に要望いたしまして、病を未然に防ぐという観点から、帯状疱疹ワクチン、そして、弱視早期発見についてお伺いいたします。

1点目、帯状疱疹ワクチン接種費用助成の取組であります。帯状疱疹ワクチンは、水ぼうそうと同じウイルスで起こる病気で、体の左右どちらかの一部に痛みと赤い発疹、水膨れが帯状に生じます。日本人の90%以上は発症する可能性があり、50歳から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発病すると言われております。

私も罹患した1人です。刺すような、電気が走るような物すごい痛みでありました。痛みは三、四週間続き、約2割の人には3か月以上痛みが続き、後遺症が残ります。ワクチン接種によって発病は予防でき、不活化ワクチンの予防効果は97.2%。ただ、2回の接種で4万円から5万円と高価なワクチン接種の費用が大きなハードルになっております。また、帯状疱疹ワクチンがあることを知らない人も多く、ほかの自治体ではホームページ等で啓発を行っております。

そこでお伺いいたします。帯状疱疹ワクチンの効果、周知と、接種の推進はなされているのか。費用助成で町民の経済的負担の軽減を図るべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、日常生活に必要な視力・視界の確保についてお伺いいたします。

3歳6か月児健康診査の視力検査におきまして、屈折検査機器を導入することについて、令和2年12月議会でも取り上げさせていただきましたが、弱視は子供の50人に1人はいるとされており、この機器を約1メートル離れた場所から数秒見るだけで、正確に目の異常を検査できます。これまでのローマ字のCのようなマーク、ランドルト環を用いた検査では、子供は見えたほうを自分でうまく説明できず、精度面で課題があります。

子供の視力は3歳から6歳の間に大きく成長するため、就学時健診では遅いのであります。日本眼科医会が昨年5月に公表いたしました調査結果によりますと、この屈折検査は全国の自治体で3割程度にとどまっているとのことでありました。県内では15市町村で導入されており、厚生労働省におきましては、令和4年度予算概算要求におきまして、屈折検査機器の整備につきまして、補助事業として盛り込まれているところであります。

そこで、早期発見・早期治療の必要性の見解、本町でのスピード感を持っての導入の準備を図れないか、お伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君、登壇願ひます。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） おはようございます。本日もよろしくお伺いいたします。

難波議員の帯状疱疹ワクチン・弱視早期発見についての質問にお答えします。

1点目の帯状疱疹ワクチンについてであります。

帯状疱疹の予防として、免疫力を低下させないための生活習慣の工夫とワクチン接種が有効であると言われております。帯状疱疹ワクチンは、50歳以上の方を対象として任意接種で行われており、町で費用の助成は行っておりません。また、町が費用の助成を行っていない任意の予防接種は、帯状疱疹ワクチンのほかにも様々な種類があります。これらの任意接種につきましては、被接種者と医師との相談によって判断し行われるものであり、行政が積極的に勧奨するものではありません。

なお、県が実施した任意の予防接種に関する公費助成の状況調査によると、令和3年8月1日時点で、帯状疱疹ワクチンに対する助成を実施している自治体はありませんでした。現在、国の厚生科学審議会において、帯状疱疹ワクチンの効果の持続性や対象年齢、安全性などについての議論が行われ、定期接種導入について審議が進められております。

町といたしましては、今後の国の検討状況を注視していきたいと考えております。

2点目の日常生活に必要な視力・視界の確保についてであります。

当町では、3歳6か月児健診時に視力検査を実施しております。子供の弱視は早期治療により改善する可能性が高いため、この時期の視力検査は非常に重要です。屈折異常が判定できる検査機器の導入は、弱視発見の向上につながると考えておりますので、実施方法や検査結果の精度、導入によるメリット等を検証しながら、国の補助事業の活用に向けて前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきたいと思っております。

御答弁の中で、行政が積極的に勧奨するものではないとの答弁がございましたけれども、他の市町村ではコロナ禍でストレスや疲れを抱える人が多いことも考慮し、帯状疱疹ワクチン罹患率も増えておりますので、予防法などの情報をホームページで発信しておりますが、町として予防法などの情報を周知する体制を整えるべきだと思っておりますが、考えられないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部次長山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

今後は、国や県の情報に準じた内容で、情報発信のほうを計画してまいりたいというふうに

考えております。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） どうぞよろしくお願ひいたします。

また、国の指針に基づき実施する必要があることは認識しておりますけれども、しかし、国が定期接種として認定するまでには、まだまだ長い時間がかかると思われますので、全国では20近い自治体で1回3,000円から4,000円の助成を開始しております。予防に効果的なワクチン接種の費用に、一部助成という形でぜひとも補助制度の創設を検討していただきたいと思ひます。これは要望させていただきます。

次に、屈折検査機器はいつ頃から導入、整備が開始できるものなのでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

先ほど難波議員の御質問の中にもありましたとおり、国における令和4年度予算の概算要求のほうに屈折検査機器等の整備について示されておりますので、今後、国の予算案、それと詳細が整ってくると思ひますので、それが整い次第、協議してまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。

SDGs環境対策についてお伺ひいたしたいと思ひます。

ゼロカーボンシティを宣言して、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを達成するためには、従来から取り組んできた施策に加え、新たな施策についても積極的に挑戦する必要があると考えております。さらにSDGs、持続可能な開発目標の取組を推進するとともに、自治体として積極的にPRしていくべきと考えております。

そこでお伺ひいたします。

1点目、カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の取組について。

2点目、令和3年3月第2次阿見町環境基本計画が作成されましたが、再生可能エネルギーの導入、普及促進への取組について、成果、課題、そして今後について。

3点目、環境対策における、補助事業の今後の拡充について。

4点目、地球温暖化防止に対する普及と啓発活動について。

その中の1つ目、大学との連携事業、子供への普及、そして啓発活動についての現状・今後

について。

2つ目、5R、リフューズ、利用もごみになるものを断る、リデュース、ごみを発生させない、リユース、物を繰り返し使う、リペア、物を修理して使う、リサイクル、資源として再利用するの5つのRは、循環型社会に向け私たちが実践できる取組であります、その推進について。

3つ目、政府は2030年までに新車販売台数を現在の僅か1%から、20%から30%を電気自動車、EVなどのゼロエミッションカー、二酸化炭素を排出しない車にする方針を示しておりますが、当町で公用車への導入はどうか。

4つ目、SDGs達成に向けてのSDGs条例、持続可能なまちづくり推進条例の制定はどうか。

5つ目、高齢社会における遺品整理や施設入所等に伴う一時大量ごみの処分の要望が増えてきております。家庭系一般廃棄物の収集運搬に対応できる事業者の紹介を阿見町では行っていませんでした。常総環境センターでは、許可業者が排出者に代わり運搬排出ができるようになっておりますが、対処方法についてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） SDGs環境対策についての御質問にお答えいたします。

1点目のカーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の取組についての考え方であります。

町環境基本計画を円滑に推進するための環境基本計画推進委員会では、本定例会に上程したゼロカーボンシティ宣言の審議や、ゼロカーボンシティ実現のためのシンポジウムの開催等、脱炭素社会への取組について、様々な提言や委員自ら率先して携わっていただいております。脱炭素社会への取組を含む当町の環境政策については、町環境基本計画の推進を基本として取り組んでいく考えであります。

2点目の再生可能エネルギーの導入、普及促進への取組についてであります。

平成24年度から平成26年度まで、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業を実施、平成26年度から屋根貸し事業として町施設の屋上への太陽光発電システムの設置、平成30年度から自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付事業等を実施しております。

成果としましては、全般的にCO₂の排出量の削減に寄与できたこと、並びに再生可能エネルギーや地球温暖化防止への関心が高められたことだと考えております。また、町施設の屋上を民間事業者に貸したことは、賃貸料収入が得られ、施設の有効利用という二次的効果がありました。

課題としては、再生可能エネルギーの普及促進のために、環境への関心を継続して高め、持

持続可能な社会の意識を次世代へと引き継いでいくことでもあります。また、このことが今後の町の環境政策の方向性として重要なことであると考えております。

3点目の環境対策における補助事業、今後の拡充についてであります。

町が実施している補助事業では、自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金、生ごみ処理容器等購入費補助金、子ども会リサイクル環境教育事業助成金、下水道未整備地区における浄化槽設置事業費補助金があります。

今後の拡充については、補助事業は財源を伴うものでありますので、国・県の負担割合並びに社会的要請、町民ニーズ等も勘案しながら慎重に検討を進めていきたいと考えております。

4点目の地球温暖化防止に対する普及・啓発活動についてであります。

1つ目の大学との連携事業、子供への普及・啓発活動の現状、今後についてであります。

大学との連携事業について、昨年度は茨城大学の蓮井教授をお招きして、「持続可能な開発目標SDGs講演会」を2回開催したほか、茨城大学農学部と連携して、「学生が取り組むあみの自然大好きプロジェクト 地域とつながり、環境と未来を考えるワークショップ」をオンラインにより開催し、環境活動団体の取組発表、学生との意見交換等を実施しました。今年度は、茨城大学農学部との連携により、ゼロカーボンシティに関するシンポジウムの開催を予定しております。

子供への普及・啓発活動については、毎年度親子参加により自然の生態系を実感できる自然観察会を小池城址公園やうら谷津で開催しており、今後も継続して実施する予定であります。

学校における子供への普及・啓発活動については、教育長より答弁いたします。

2つ目の5Rについての推進であります。

5Rの推進については、町環境基本計画推進委員会で検討した結果、広報紙や町ホームページへの掲載のほかに、動画による配信が効果的ではないかとの意見がありましたので、学生と推進委員が協力して、食品ロス、ごみ減量化、自然観察会等に関する動画の作成を予定しております。なお、作成後は、町ホームページや町施設のデジタルサイネージにて情報を発信していくことを計画しております。

3つ目の電気自動車の導入についてであります。

公用車への電気自動車の導入については、走行時に温室効果ガスを排出しないこと、また、停電時に非常用電源として活用できることから、電源車としても有効であると考えておりますので、導入に向けて検討してまいります。

4つ目のSDGs条例、持続可能なまちづくり推進条例の制定についてであります。

県内では、下妻市が令和3年6月に、下妻市SDGsに基づく持続可能なまちづくり推進条例を制定しております。この条例は、市施策や市民の取組にSDGsを取り入れるための基本

理念を定め、市の責務等を明らかにし、豊かで持続可能な地域社会の実現に資することを目的としております。

当町におきましても、本年度より策定作業を開始する第7次総合計画において、SDGsを実装していく考えでおりますので、こうした先進事例を踏まえながら、当町のSDGsを推進するための取組を調査・研究してまいります。

5つ目の家庭から出る一時大量ごみ発生の際の対処方法についてであります。

遺品整理等で発生する一時大量ごみについては、ごみ集積所へ出せない粗大ごみ扱いになりますので、霞クリーンセンターに直接搬入するか、粗大ごみの訪問収集を申し込んでいただくようになります。なお、一時大量ごみを事業者へ依頼して処分したい方には、収集運搬事業者を町ホームページにて紹介しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） それでは、SDGs環境対策についての質問にお答えします。

4点目の1つ目、子供への普及・啓発活動についてであります。

小学校においては、霞クリーンセンターの見学を実施し、ごみの減量化について学習する機会を設けております。また、各学校においては、総合的な学習の時間を中心に、体験活動を主とした環境学習に取り組んでおります。今後も外部機関と連携を図りながら、環境保全への興味関心を高めるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 詳しい御説明ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますけれども、地球温暖化、ゼロカーボンシティ等の町民への周知、また、PRの取組はどのようにされていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

地球温暖化とゼロカーボンシティ等への町民への周知についてでありますけれども、特にこのゼロカーボンシティにつきましては、この定例会においてゼロカーボンシティ宣言の議決をいただければ、まずもって、それが1つの大きな町民への周知、PRになるのではないかと考えております。

また、このことを契機といたしまして、町のホームページや広報あみ等で紹介することに加

え、ゼロカーボンシティの、例えばのぼり旗の作成とか、次にシンポジウムの開催など、地球温暖化対策を広く周知、PRしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ゼロにするということで、かなりハードルが高いわけですが、環境省のLAPSSという地方公共団体実行計画策定・管理等の支援システム、また、県の中小企業の事業所省エネ診断などというものも無料で用意されておりますので、ぜひとも活用していただいて、ゼロに向けての見える化も努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2点目でございますけれども、屋根貸し事業として、町施設の屋上に太陽光発電システムを設置している施設は、現在どのようになっておられますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

屋根貸し事業としまして貸出しを行っている町施設でございますけれども、こちらは役場の車庫の屋上、あと、学校で朝日中学校、竹来中学校、阿見第一小学校、舟島小学校の校舎の屋上、以上の5施設を平成26年度から屋根貸し事業として、太陽光発電システムを設置しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。また、阿見町では今後新しい施設等ができる際には、ぜひともこういった太陽光発電、省エネに向けて設置していただければと御要望させていただきたいと思っております。

また、次の再質問でございますけれども、自立・分散型エネルギーの申請状況はどうなっておりますでしょうか。上限に達しておりますという、そういったホームページで見た経緯もありますので、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

自立・分散型エネルギーの申請状況でございますけれども、こちらは平成30年度から実施しております、申請件数は平成30年度から令和3年度まで、全て上限の10件まで申請が来ております。なお、各年度とも補助件数の上限に達しておりますので、令和4年度は10件から15件へと補助の拡充をいたしました。しかしながら、現在の時点で15件の申請が既に来てしまっているということで、満杯となった状況であります。

今後としましては、この事業というのは財源を伴うものでございますので、特にこれは県の

補助率10割でやったものでございますので、今後、町と県の負担割合とか、社会情勢とか町民ニーズ、そちらを勘案しながら慎重に検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 4月から始まって5月でもう終わりという、町民のニーズが非常に高いということですので、ぜひこういったことも検討していただけるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また反面、再生可能エネルギーを推進していくということは総力を挙げてやっていただけると思ふんですけども、この阿見町の自然に配慮していくということも非常に大事かと思ひますけれども、その辺の規制とか、またお伺ひいたしたいと思ひます。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。再生可能エネルギー、主に太陽光だと思ひますが、そちらと自然環境との兼ね合ひでございますが、その推進については、災害の防止とか良好な景観の形成、歴史的・文化的価値、森林・農地等の保全のための配慮、並びに豊かな自然環境の保全が必要な地区を、県のほうで太陽光発電施設の適正な設置管理に関するガイドラインというものがございまして、そちらに従って抑制するような、そういうふうな指導をしていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、答弁の中に今年度は動画を作成していくということで、どのような動画を作成されるのでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、環境基本計画の推進委員会では、委員の方自ら活動していただいております。今、案で上がっている今年度作成する動画としましては、5Rのほう、それを実践してごみを減らして、資源にリンクをするようなことを普及・啓発できるような動画の作成を考えております。

一例ですけれども、例えば牛乳パックをリサイクルするために、牛乳パックの簡単な開き方、そういうのをレクチャーしたような動画、そういうものを作成したらどうかというような案が上がっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） そういったことをお年寄りから子供までできるような状況になれば、一歩前進かなと思います。

それで1つ、視察に行かせていただいたんですけれども、次の質問なんですけれども、取手西小学校の事例を紹介させていただきます。

ここでは、月に排出される給食残渣の生ごみ約200キログラムを、導入いたしました生ごみ処理機で約36キロまで減量されるそうであり、81.6%。堆肥として小学校の花壇や、そして、畑で使用されているそうでもありますけれども、200キログラムの可燃ごみが焼却処分ゼロということになっております。そういったことを視察させていただきまして、今年度は、さらに取り組み学校を増やすと伺ってきました。

児童生徒に給食残渣を堆肥化する工程を見せるということで、環境教育にもなると考えられますが、給食残渣の堆肥化を環境教育として取り組む考えはございますか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

給食の食品残渣の堆肥化については5Rのリサイクルに該当しまして、重要な環境教育になるものと考えておりますが、取手市さんのほうは自校方式という給食のやり方で、阿見町のほうはセンター方式という一括のやり方であることから、全く同じようなやり方というのはできないかと思っております。そのために、給食センターに生ごみ処理容器を置いて、小学生の見学のときに給食残渣が堆肥になるという説明を行う方法も考えられます。

また、今後は給食センターと協議を行って、学校への搬送手段や財政状況、そういうものを勘案しながら検討していかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。ぜひ前向きにお願いしたいと思います。学校給食センターの残渣で阿見町ですけれども、1日当たり146キロと伺っておりますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

また、次に、近隣市町村で電気自動車についてでございますけれども、公用車としている市町村はどのくらいありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

近隣で電気自動車を公用車に使用している市町村は、つくば市、土浦市、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、取手市で導入しているとお聞きしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 今後、阿見町でも導入していくという先ほどの答弁がございましたけれども、そうしましたら、購入した際には町のイベント、また、そういったところで展示、試乗といった啓発活動等々をどのようにこれから活用していかれるのか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

地球温暖化、ガス排出の抑制の啓発活動のために、平成30年度からさわやかフェアのときに、県の水素自動車の展示をしております。今後もし町で電気自動車を購入した際には、電気自動車をより身近に感じてもらえる取組として、展示や試乗、そういうものも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひ初めて見る方も多いかと思いますけれども、PRしていただければと思います。よろしく申し上げます。

そして、先ほどのごみの件でございますけれども、ごみの収集運搬事業に加えて、さらに町田市等々でも先進事例がありますけれども、整理分別を一括して依頼できないものか、どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

ごみの収集運搬でございますけども、町ホームページで紹介している大量ごみの運搬取扱業者に確認しましたところ、一戸建て宅内全てを整理分別しての処分も可能という業者もございましたが、アパートの一室程度であれば実績がありますけど、一戸建て全ての家財等の実績はないという業者もございました。ですので、そういう大量のごみの整理分別を一括で依頼できるかどうかについては、どのくらいの規模でどのような内容なのかとか、依頼者と業者が個別に確認することが必要なのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） これは高齢者のほうから要望がありまして、重い物を2階から下に降ろす、そういったことも非常に厳しいという要望もいただいた中で御質問させていただいたわけでございますけれども、今後、ホームページ等でそういった業者も紹介していただけるということで、ぜひお願い申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

そして次に、SDGsのことについて再質問させていただきたいと思うんですけれども、我

が町でも講演会等々を開いていることは承知しておりますけれども、そういった反響、また、ワークショップの対象者につきましても、今後どういったことが考えられるのか、ぜひ町の意向をお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

まず、SDG sの講演会の反響につきまして、お答えをさせていただきます。

昨年度、SDG sを広く町民に周知を図り、自ら考え行動するきっかけづくりとしまして、茨城大学のSDG s推進担当の蓮井教授によります講演会でございますが、11月13日と12月5日に開催をいたしました。合計70名の町民の皆様にご参加をいただいております。

反響についてでございますけれども、講演会のアンケート結果では、大変満足したとおっしゃっている方が72%、まあまあ満足したが23%、9割以上の参加者に満足という評価をいただいております。また、自由記述でございますけれども、住み続けられるまちづくりについて理解することができた、それからSDG sの全体像を説明してもらえて大変勉強になった、SDG sを身近な問題として捉えることができましたといった感想を多くいただいております。SDG sの理解を深めていただけたと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 今後もさらに……。

○議長（平岡博君） ちょっと待って。

○14番（難波千香子君） すいません、ほかの課でもお願いいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） ワークショップのこともお聞きになられておりますので、そちらのほうも答弁したいと思います。

ワークショップにつきましては、令和4年1月29日に茨城大学農学部の学生を主体としたワークショップ、そちらをオンラインで行いました。当日は41名の方が参加されまして、茨城大学農学部の学生と町民の方が主な対象ですけれども、オンラインで参加を呼びかけておりますので、それ以外の方も対象となっております。

このワークショップによりまして、阿見町の環境に関わる活動が知れたこと、学生が真摯に取り組む姿に対する高評価や、今後もこの取組を継続していくことを望む声などがございました。あと、今後については、11月にゼロカーボンシティをテーマにシンポジウムを行う予定であります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 失礼しました。大変にありがとうございます。

また、11月は広報等で周知していただけるものと承知しておりますけれども、次にこのSDGsということで、役場管内で推進室の設置、あるいはSDGsの推進担当を設置するなど、推進体制を強化して全庁挙げての取組が必要ではないかと思うんですけれども、その辺の推進はどのようにされるのかお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

SDGsの推進につきましては、町長の政策公約の第一に掲げられておりまして、最重要課題となっております。

全庁的な推進を担当する部署としましては、町長公室内の政策企画課の政策推進係が担当している状況でございます。第7次総合計画の策定と併せまして、SDGsの個別施策との関連づけを整理していくことで、全庁的な推進につなげていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 本当にしっかりと、また、推進室等々のそういったものをつくっていただいて、全庁的に頑張っていたいただきたいと思います。

また、阿見町では持続可能な社会へということで、2030年というあと8年でしょうか、その社会の中心となっていくというの若い世代であると思うわけですがございますけれども、そういった若者を主体にしたSDGsの理念を取り入れたまちづくりが必要かと思っておりますけれども、その推進と、または若者のそういったプロジェクトチーム等々も発足し、SDGsに沿ったグループの議論とか、そういった方向を阿見としてはどのように考えておられるのか、ここで伺いさせていただきたいと思います。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

まず、若者を主体としたSDGsの理念を取り入れたまちづくりの推進につきまして、お答えをさせていただきます。

第7次総合計画では、若い世代の御意見を取り入れる機会としまして、第6次総合計画の策定の際にも行いました、町長と学生の語る会などの開催を予定してございます。高校生や大学生といった将来を担う若い世代にも共感していただける町の将来像を描いてまいります。

SDGsを若い方に議論していただく場としましては、この第7次総合計画策定の中で意見交換会がございます。そのほかにも様々な機会を通して、若い世代にSDGsを理解していた

だくための取組について、今後、関係各課と協議をまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） SDGsにつきましては、役場の各部署の表示板ということで、ある先進事例ですけれども、SDGs、持続可能な開発目標の17ゴール、分野別の目標ということで、関係の深い項目の掲示を各部署に掲示しているというところもあるわけでございますけれども、各課の意識向上と町民への周知のためにこういったことはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

現在、政策企画課におきまして、各課の施策とSDGsとの関係を整理するための準備を進めているところでございます。この作業を経まして、SDGsの17のゴールと各課の施策のひもづけを行った後、関係の深いゴールを窓口等に表示していくなどの取組を検討してまいります。

職員のSDGsへの理解を深める取組としましては、去る5月20日に慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任助教の高木超先生を招きまして、SDGs管理職研修を行っております。

また、町民への周知啓発につきましては、役場前にSDGsの横断幕を設置しているほか、引き続き広報あみ、町ホームページなどを通しまして効果的な啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

教育委員会のほうで1点だけ、体験学習を主として4年生を中心に環境学習をされているということでもありますけれども、その中で外部機関との連携もされているということで、ぜひお伺ひしたいと思います。どのようにやっていたらいいのか、お願ひいたします。

○議長（平岡博君） 指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えさせていただきます。

小学校では、多くの学校で霞ヶ浦環境科学センターの圃場体験学習に参加しております。実際に船に乗って霞ヶ浦の水質、透明度等を調べたり、プランクトンを観察したり、水生植物を観察したりしながら環境保全についての認識を高める、そういった学習を行っております。

また、君原小学校では、県立医療大学との連携によるアイラボキッズ科学教室を実施し、学校周辺の昆虫や自然を観察し、身近な自然の大切さについて学んでおります。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。将来ある子供さんに、ぜひともそういう教育を今後ともよろしくお願い申し上げます。大変にありがとうございます。

以上で2項目めの質問は終了させていただきます。

続きまして、3項目めの質問をさせていただきたいと思います。

DXの推進・デジタル弱者支援についてお伺いいたします。

1点目、国のデジタル庁が創設となり、本町におけるデジタル化及びIT化の進捗と、自治体DX、デジタル・トランスフォーメーションの推進が求められておりますけれども、行政事務の効率化に向けたRPA、ロボティック・プロセス・オートメーションやAIの導入等の推進等、現在の取組状況や整備していくべき課題はどのようなものか、また、庁内の体制は十分なものか。

2点目、様々な行政サービスを対象者が漏れなく利用できるようにするプッシュ型行政サービスについての考え方、特にスマートフォン用アプリLINEの情報発信の導入は。また、ごみの出し方や子育て支援アプリ等の活用はどうか。

3点目、デジタル格差解消の取組は。国の地域女性活躍推進交付金の活用で、女性デジタル人材を育成し、デジタル活用支援員とするなどの取組を推進してはどうか。

4点目、誰一人取り残さないデジタル化についてであります。スマホ活用支援の取組は。3G停波に伴い、ガラケーをスマホに機種変更する高齢者が多くなることが考えられますけれども、高齢者にスマホの操作サポートと合わせたスマホ購入時の補助を行ってはどうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

千葉繁君。

○町長（千葉繁君） DXの推進・デジタル弱者支援についての質問にお答えします。

1点目の自治体DXの取組状況や整備していくべき課題、庁内の体制についてであります。

国が令和2年にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を決定し、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指すべきデジタル社会の将来ビジョンに掲げ、国を挙げてのDXの推進が示されました。総務省が策定した自治体DX推進計画では、自治体に取り組むべき重点取組事項及び国による支援策が示され、各自治体には、デジタル化の推進により住民の利便性を高め業務の効率化を図ることで、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められております。

現在、町では国が示す重点取組事項の着実な実施と町総合計画の様々な施策をデジタル技術によって実現するため、DX推進の全体方針となる阿見町DX推進計画の今年度策定を目指し、作業に取り組んでおります。

推進計画では、デジタル技術を活用したペーパーレス化、行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及促進などによる町民サービスの利便性向上、情報システムの標準化・共通化、AI・RPAの利用推進、テレワークの推進などの行政事務のデジタル化による業務効率化、セキュリティ対策の徹底による情報システムの安定的な運用、その他デジタルデバイス対策、地域社会のデジタル化など、町のデジタル化の取組と今後の方向性について、具体的に示す予定であります。

自治体DXの推進に当たっては、デジタル技術に合わせた現業務プロセスの見直し、ペーパーレス化への意識改革、デジタル人材の育成など、多くの課題があります。しかし、町民サービスの向上を図るためにはDXによる利便性の向上や業務の効率化が必須になることから、今後策定される推進計画に基づき、全職員のDXに対する共通理解の形成や実践意識の醸成を図るとともに、DXの全庁的な推進及び総合調整を担うDX推進本部を設置するなど、全庁的・横断的な推進体制を整えながら、課題の解決とDXの推進に取り組んでまいります。

2点目のプッシュ型行政サービス、スマートフォン用アプリLINEでの情報発信の導入についてであります。

プッシュ型行政サービスとは、行政が住民等に対して能動的にサービスや情報を提供するものであります。当町の情報発信につきましては、政策公約でもありますあみメールについて、現在、登録推進キャンペーンを実施するなど、利用促進に取り組んでおります。まずは、あみメールの登録件数2万件を目指して、情報発信の充実を図り、今後の登録状況の動向を見ながら、町からの情報提供に利用可能なLINE等の他の情報発信ツールの導入について検討するとともに、ごみの出し方や子育て支援アプリの活用について検討してまいります。

また、国が運営するマイナポータルにおいても、プッシュ型行政サービスの機能が備えられておりますが、マイナポータルの利用者自体が少なく、町から利用者へのサービスや情報の提供が一部に限られていることから、今後は利用者の増加に向けて、ホームページや広報あみなどでの周知にさらに努めてまいります。

3点目のデジタル格差解消の取組についてであります。

国においては、令和3年6月に策定した女性活躍・男女共同参画の重点方針2021で、新たに取り組むこととする項目の1つに、地域女性活躍推進交付金により女性デジタル人材の育成等を支援することとしております。また、この地域女性活躍推進交付金とは別に、国はデジタル活用支援員の育成、活用を行うデジタル活用支援推進事業を実施しております。

デジタル活用支援員とは、高齢者などからICT機器やサービスの利用方法の相談を受けたり、学習支援を行ったりする方のことであり、現在、国においてデジタル活用支援推進事業として、各通信事業者などの民間事業者に補助金を交付することにより、総務省指定の研修を受講したデジタル活用支援員によるスマートフォン教室が、全国の携帯ショップ等において無料で開催されております。

町としましては、高齢者等のデジタル格差解消のため、携帯ショップ等でのスマートフォン教室の開催情報の周知を図るとともに、町主催の講座等においても、デジタル活用支援員の活用を検討してまいりたいと考えております。

また、地域女性活躍推進交付金の活用により育成した女性デジタル人材を、デジタル活用支援員として活用する取組についても、先進自治体の事例等の調査研究を行ってまいります。

4点目のスマホ活用支援の取組についてであります。

令和3年第3回定例会の海野議員の質問でお答えしましたとおり、現時点で機器購入の補助金は考えておりません。しかし、急速に進む高齢化と地域社会のデジタル化に伴い、高齢者のデジタルデバインドが問題視されているところでもあります。デジタル活用に関する知識やスキルが十分でない高齢者が情報格差によって取り残されることがないように、デジタルデバイスの利便性や必要性に関心を持っていただき、活用していくための支援について、今後、町が策定するDX推進計画に併せ、IT関係部署等と連携しながら取り組んでまいります。

また、高齢者に対するスマートフォンの操作サポートについては、3点目の御質問にお答えした内容と同様となります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まずもってマイナンバーカードでございますけれども、今、非常に阿見町でもやっていたいでございますけれども、100%を目指すということになっておりますけれども、今後、町として新たに検討していることのみお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

まず、5月末の現在の町のマイナンバーカードの普及率、交付割合でございますけれども、42.7%となっております。順位的には県内16位となっております。マイナンバーカードの普及率100%に向けての取組ということでございますけれども、今まではいろいろ行ってきましたが、今後の取組ということですが、今まで行ってきました広報活動、こちらを引き続き行っていく

こと。例えば令和4年度はこの6月中に回覧板を回しますので、そういうことになると思います。また、今後は公民館等においての出張の申請サービス、そういうようなものも検討していかなければいけないのかなというふうに考えております。そういうような取組によりまして、普及率100%に向けて努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） よろしくお願いたします。ありがとうございます。

それでは、次の、今DXということで、来庁不要で各種行政手続きができるデジタル役場、阿見町でいうとデジタル町役場の推進が求められているところでございますけれども、町の行政手続きのオンライン化の現状と拡充について、どのようになっておりますでしょうか。また、キャッシュレス決済の進捗状況等もお伺いたします。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

オンラインでの行政手続きにつきましては、現在、国が運営していますマイナポータル、それから、県のいばらき電子申請・届出システムにおきまして、現在43の手のオンライン申請が可能となっております。また、子育て、それから介護の行政手続きのオンライン化につきましては、国のほうから自治体の重点取組項目として示されておりまして、令和4年度中にオンライン申請と町の基幹系システムとの連携が行えるように準備を進めているところでございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。

先ほど順次進めていくということで、今後、町ではDX推進本部を設置する予定ということでございますけれども、推進本部はどのような構成となっておりますでしょうか。また、今後、外部の人材を活用する予定なのか、職員に対する研修等を行う予定はあるのか、お伺いたします。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、大変失礼いたしました、先ほど前の質問でキャッシュレス決済についてお答えがちょっと漏れてしまいました。

キャッシュレス決済の進捗状況については、現在、町のほうでは証明書の手数料におけるキャッシュレス決済は行っておりません。今後のオンライン化とともに町民の利便性を向上させるために、キャッシュレス決済の導入については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

今ほどのDX推進本部の部分ですけれども、町ではDXの推進、それから総合調整を行うた

めのDX推進本部の設置を現在検討しておりまして、構成メンバーにつきましては、決定ではございませんけれども、現時点では副町長を本部長とした部長級職員で構成をしたいというふうに考えてございます。

それから、外部人材の活用については現在のところ考えてございませんけれども、国のアドバイザー派遣制度等も含めまして、周辺市町村の状況も参考に判断をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、職員に関するDXの研修ですけれども、今年度中に実施する予定としてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。次に行きたいと思えます、ありがとうございます。

あみメールの登録数ということで、阿見町は今、たしかこの間の質問でも2万件を目指して1万を超えたということは分かっておりますけれども、中には高齢者に対して、登録方法が分からないという方もいらっしゃるけれども、そういった方にはぜひこのようにあみメールという、こういうところに何か御説明しているというような、そういった記入例とか、何か工夫を今後考えられないものでしょうか、お伺いいたします。いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 秘書広聴課長小倉貴一君。

○秘書広聴課長兼広報戦略室長（小倉貴一君） はい、お答えいたします。

現在も電話等でお問合せいただいたときは口頭で登録方法なども説明をさせていただいておりますし、それから、電話でなかなか難しいときは役場のほうにお越しいただいて、担当の職員が個別の登録の支援などもさせていただいております。

このチラシのほうにも秋のキャンペーンのとき、さらにチラシのほうを作ってまいりますけれども、登録、操作が難しい場合は秘書広聴課広報戦略室まで御相談くださいなどの記載をしてみたいと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひともこういったいわゆるデジタルデバインドという、高齢者、私も含めてですけれども、そういった方に適切な対応が求められておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

あと、子育て支援アプリということで、今後の導入の詳細の流れをぜひお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

子育て支援アプリにつきましては町長の政策公約でもありまして、また、子育て世帯の利便性向上の観点からも、来年度からの開始に向けて検討を行っているところであります。まずは主要な事業者の詳細調査を行いまして、それぞれの特徴を把握した上でアプリの選定を行う予定でございます。

また、このアプリでは、町からの様々なお知らせを送ることができます、プッシュ通知機能ということでございますけれども、そういったことがありますので、妊娠期から子育て期にわたるきめ細やかな情報提供を行うことができるように、健康づくり課、子ども家庭課、子育て支援センター、児童館等の子育て関連部署が連携しまして、有効な活用ができるよう検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） これは以前から私も質問しており、また、同僚議員も数多く質問しておりますので、素晴らしいものを今年中にぜひお願い申し上げたいと思います。

また、町ではデジタル活用支援員の活用ということをどのように考えておりますか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

町としましては、高齢者等のデジタルデバインド格差対策ですけれども、重要なことであると認識をしております。現在、国からの補助を受けてデジタル活用支援推進事業を実施している通信事業者、それから携帯ショップなどがございますので、そういったところからデジタル活用支援員を招きまして、高齢者向けのスマートフォン教室を開催するなど、デジタル活用支援員の活用について検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 時間がないようですが、あと1点だけ。

すみません、阿見町にはドコモショップとかそういうのがありません。

○議長（平岡博君） 時間がないから。

○14番（難波千香子君） ありませんけれども、そういったデジタルからでも派遣は大丈夫なんでしょうか。それで以上で終わりにいたします。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、これは通信事業者のほうに確認をさせていただきましたところ、自治体内に携帯ショップがない場合でも講師の派遣は可能だという回答をいただいております。

○14番（難波千香子君） はい、大変にありがとうございました。以上です。

○議長（平岡博君） これで14番難波千香子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番高野好央君の一般質問を行います。

5番高野好央君の一般質問を許します。登壇願います。

〔5番高野好央君登壇〕

○5番（高野好央君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、阿見町の市制施行への取組が進んでいるかであります。

阿見町は、1945年、阿見村が町制を施行し、10年後の1955年、旧阿見町、朝日村、君原村、舟子を除く舟島村の1町3村が合併し、現町域の阿見町が誕生しました。1955年の阿見町の人口は2万2,852人でした。それが65年たった令和2年度の国勢調査によれば、阿見町の人口は4万8,553人となり、初めて4万8,000人を超えました。常住人口は、令和4年5月1日現在、4万9,296人で4万9,000人を超えました。合併特例ではなく、単独市制施行での重要な要件である人口5万人が目前となりました。また、町の最上位計画である第6次総合計画によれば、2023年に人口5万人を目指すとしています。

地方自治法第8条第1項においては、単独市制施行の要件として、1、人口5万以上を有すること。2、当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が全戸数の6割以上であること。3、商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。4、前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していることと規定されており、人口5万人を超えれば、第1号の要件を満たすことになります。

以上を踏まえて、単独市制施行に対する今までの阿見町の取組、そして、現在どのように進んでいるのか、以下5点について質問いたします。

- 1、現在までの市制施行への具体的取組は何か。
- 2、地方自治法第8条第1項各号（第1号を除く。）の要件の状況は。
- 3、市制施行へのロードマップはどのようになっているか。
- 4、市制施行の優先課題は何か。

5、懸念される課題は何か。

以上、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 高野議員の阿見町の市制施行への取組は進んでいるかについての質問にお答えします。

1点目の現在までの市制施行への具体的取組についてであります。

令和5年度末を計画期間とする第6次総合計画後期基本計画では、安心して子育てができる環境整備などの子育て施策の充実とともに、多様な雇用の場の確保、町外からも人を呼び込むことのできる魅力ある宅地・住宅の供給などを計画的に推進することで、若者世代や子育て世代の定住を促進し、市制施行の要件の1つとなる人口5万人の達成を目指しております。

2点目の地方自治法第8条第1項各号の要件の状況についてであります。

まず、2号要件である中心市街地を形成する戸数が全戸数の6割以上であることについては、今後詳細な調査が必要となりますが、令和2年国勢調査の結果によると、全世帯数に占める人口集中地区の世帯が約62%となり、6割を超えている状況です。

また、3号要件である、商工業その他の都市的業態に従事する世帯人口が全人口の6割以上であることについては、非農林業就業者世帯人口の割合が約73%となり、こちらも6割を超えている状況です。

一方、4号要件である茨城県条例には、官公署や高等学校、図書館、病院などの設置がおおむねの要件として示されておりますが、どこまで充足する必要があるかは今後、具体的に県と協議していく必要があります。

3点目の市制施行へのロードマップについてであります。

市制施行には事前調査や準備作業、県や国との協議、議決行為など、様々な手続を要するため、相応の準備期間が必要と考えられます。次の国勢調査が令和7年となり、その結果が出る令和8年が地方自治法等の適用を判断する年となりますので、それに向けて検討を進めていく必要があると考えております。

4点目の市制施行の優先課題は何かについてであります。

まずは第6次総合計画後期基本計画によるまちづくりを着実に進め、人口5万人の達成を目指すとともに、今年度から2か年をかけて策定する第7次総合計画において、市制を見据えた形で政策を取りまとめ、町民の皆様と共有していくことが重要であると考えております。

5点目の懸念される課題についてであります。

市制施行はゴールではありません。市となった後のまちづくりについて、町民の皆様と町が一体となって考えていかなければなりません。町職員の意識改革や町民の自治意識の向上を図るとともに、様々な機会を通して多くの皆様の御意見をお聴きしながら、町としても丁寧に情報を発信していくことが大変重要であると考えております。

また、組織的には、市になると国や県から権限が移譲され、直接実施される事務権限が増えるため、それに対応できる執行体制を構築していくことが課題になると考えられます。

以上です。

○議長（平岡博君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

市制施行に向け、町として一番大事なことは何だと考えておられますか。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えをさせていただきます。

4点目で答弁させていただいておりますけれども、まずは第6次総合計画の後期基本計画によりますまちづくりを着実に進めるということで、それによりまして、人口5万人の達成を目指すということでございます。

今年度から2か年をかけて策定します第7次総合計画におきまして、市制を見据えた形で施策を取りまとめて、町民の皆様と共有していくということが重要であると考えております。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、町長のほうにお伺いしたいと思います。

様々な要件を満たしていても、市に移行しない自治体もあります。人口5万人が目前となったところで、現在、町長に市制施行の考えはございますか。

○議長（平岡博君） 千葉繁君。

○町長（千葉繁君） お答えします。

私の2期目の選挙のスローガンが市制に向けてともに歩むというようなことでありましたが、市制に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っています。しかしながら、このところ続いています職員の事務ミス等々ございますので、こういったこともしっかりとやらなくちゃいけないと、名実ともに恥ずかしくないようなまちづくりをすることが大事なことだというふうに思っています。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） ありがとうございます。

それでは、1点目の答弁の中から、今はまだ市制の準備はしてないが、町の最上位計画にもある人口5万人の達成とその後の維持というのを、町としてはまず目指してきたということによろしいでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

人口5万人の達成につきましては、市制施行の1要件であるとともに、当町が目指す持続可能なまちづくりに向けました様々な政策の成果が結びついて、定住促進が図られた結果として達成されるというふうを考えております。総合計画に基づくまちづくりを着実に推進する、このことで人口5万人を目指すというふうにしてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 市制施行に必要な人口は、住民基本台帳ではなく5年に一度の国勢調査、またはこれに準ずる全国的な人口調査が5万人を超えるものと定められています。次の国勢調査は令和7年度で、速報値が令和8年度となります。ここでもしも人口5万人を達成できなかった場合、さらに5年後の国勢調査を待たねばなりません。5万人達成をある程度自然増に任せるのか、それとも今後、令和7年までさらなる対策を図っていくのか、町の考えをお伺いします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

令和6年度からのまちづくりの指針となります第7次総合計画でございますけれども、持続可能なまちづくりを継続しまして、人口5万人の達成に向けまして、人口の自然増、それから社会増につながる政策をバランスよく位置づけていく必要があると、そういうふうを考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 現状は荒川本郷地区の開発により、しばらくは人口増が期待できるかと思いますが、やはり、今おっしゃられた社会増につながるさらなる対策のためにも、職員による先進地視察、研修などはいかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

最新の令和4年6月1日現在の常住人口でございますが、4万9,400人となりまして、5月1日より104人増えてございます。さらなる定住促進に向けまして、参考となる取組につき

ましては、先進地視察等も含めまして検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、茨城県内でこれまで合併ではなく単独で市制施行した自治体というのがありますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい。直近といたしますか、平成14年でございますけれども、守谷市が単独市制施行を実施してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 市制施行には地方自治法第8条第1項に定められた要件があります。その中に、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていることとなっております。県条例の要件をお伺いします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

県条例でございますけど、かなり長い条例なんですけれども、市となるべき要件に関する条例ということで定められております。これには、「地方自治法第8条第1項第1号から第3号までに定めるもののほか、おおむね次の各号に掲げる要件を備えていなければならない」とされておまして、1号でございますけれども、官署又は公署のうち、5種以上のものが設置されていることということで、例として挙げられているものが地方法務局支局又は出張所、警察署、鉄道の駅、税務署等々でございます。

2号に、学校教育法に規定する高等学校が1以上設置されていること。

それから3号としましては、図書館、博物館、公会堂、公園等が2以上設置されていること。

4号に、上水道、下水道、じんかい処理場等が設置されていること。

それから5号に、軌道、バス、定期船等の交通施設が整備されていること。

6号には、銀行が2以上及び資本金500万円以上の会社または工場が10以上設けられていること。

7号としまして、病院及び診療所が10以上設置され、かつ、医師の数がおおむね人口700人につき1人以上、病院の病床数が総計60以上であること。

8号としまして、劇場、映画館等が2以上設置されていること。

それから9号でございますが、都市計画事業が施行され、かつ、主要幹線街路の舗装等街路施設がある程度整備されていることとされてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 地方自治法第8条第1項の要件，それから，今伺いました県条例の要件で，現状阿見町が満たしていると思われる要件は何でしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい，お答えいたします。

今後詳細な調査が必要になりますけれども，1号と8号以外はおおむね満たしていると思われれます。阿見町内にない1に定める官公署としましては，例えば警察署がございます。阿見町は牛久警察署管轄となりますけれども，平成14年に単独市制施行しました守谷市におきましても，守谷警察署というのはないということでございますので，取手警察署の管轄ということでございます。

このように，個々の解釈には一定の幅があるというふうに認識しておりまして，おおむねの要件となっていることが考えられますので，具体的には県と協議をしていくということが必要だと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 今伺いました県条例で，この中で必須の要件というのはあるんでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい，お答えいたします。

条例の解釈上必須とされているものはないと考えております。したがって，当町では，おおむねの要件は満たしているというふうに考えておりまして，最終的には茨城県の判断ということになりますので，今後も調整とか調査を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 市に移行した場合，現在考え得る住民にとってのメリット・デメリットは何でしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい，お答えいたします。

市に昇格することによりまして，福祉事務所の設置，それから障害児福祉手当の認定や支給，生活保護の決定や実施などの事務の権限が移譲されます。身近できめ細やかな福祉サービスができるようになるというふうに考えております。

また、住居表記でございますけれども、稲敷郡阿見町から稲敷郡というものがなくなりますので、新しい市の名称となりまして、イメージアップの効果が図られるのではないかと考えております。

詳細につきましては調査が必要となりますけれども、合併によらない単独での市制施行でございますので、住民の負担増あるいは行政サービスの低下といったデメリットは想定されておりません。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 今、デメリットは想定されていないということなのですが、住民の中には、私もよく言われたりするんですが、市になると住民税、固定資産税など、税金が上がるんじゃないかと思っている方もいらっしゃると思います。市になることによって、その辺の税金などはどうなんでしょうか。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

原則として地方税のうち市町村税につきましては、その税率や算出方法について市町村による差はございませんので、市制施行により税金が上がるということはないというふうに考えてございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 市制施行した場合、県から様々な事務権限が移譲されることに伴い、歳出が増加することが予想されます。財源の確保など、この財源の部分というのはどうなんでしょうか。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

町と市による業務量の違いにつきましては、交付税算定等で考慮されてくると思いますので、市制施行が原因で財源不足になるということはないというふうに考えてございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 住民の方が不安に思っている方が結構いらっしゃいましたので、今の答弁を聞いて安心しました。

それでは、財政調整基金のほうはどうなんでしょうか。人口規模も違うので、なかなかちょっと比較というのは難しいかと思うんですが、近隣の市と比べてどうでしょう。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい。近隣市の令和2年度時点での財政調整基金の残高は、20億

円台の市が多くなってございます。

当町の残高は令和2年度で21億3,700万円、令和3年度につきましては積み増しを行いましたので23億9,600万円でございますので、近隣市と比べても遜色ないというふうに思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 人口5万人は市制施行の要件の1つです。5万人を超えていても市に移行しない町があります。長い間超えていて、やっと市に移行した自治体、また、国勢調査にて5万余人になったのを受けてすぐ申請した自治体もあります。これは要件は人口だけではありませんので、各自治体のタイミング、実情に合わせてとなるかとは思いますが、阿見町としては5万人を超えればすぐに市制施行の手続に入るのか、それとも5万人を超えてもしばらくは静観するのでしょうか、どちらでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

人口の推移に注視をしながら、市制に向けた準備を進めていく必要があると考えております。

守谷市の場合ですけれども、2000年の国勢調査の結果で2002年に市制施行を行ってございます。市制施行には事前の調査、それから準備作業、県や国との協議、町議会や県議会での議決など様々な手続が必要でございます。先進事例を参考としまして、あらかじめ調査を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 今後、町民の方への意向調査などは考えているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

単独での意向調査という形式にするかどうかは現段階では未定でございます。例えば総合計画の進捗をお聞きするタイミングもございますので、市制施行に対する町民意向を確認するなどの方法も検討したいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 答弁の中に、令和8年が地方自治法等の適用を判断する年となっております。仮に令和8年に市制施行の判断をした場合、その後の流れ、手続を現在分かる範囲で結構なので、教えてください。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

今後につきましても詳細な調査が必要になると考えておりますが、他の自治体の事例によりますと、町議会において地方自治法に基づき町から市になることを県知事に申請するための議決を行う。町長から県知事に正式に申請し、その後、県知事から総務大臣への協議がされる。同意を得まして、県議会での議決の後、県知事から総務大臣に届出を行い、公告をもって市になるというふうな流れになるということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 人口5万人超えが目前まで来ています。今から令和8年の国勢調査速報値が出るまでというのは、準備期間として非常に重要な期間になると思います。市制の準備期間はどの程度を想定していらっしゃいますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、繰り返しになりますけれども、市制施行には事前の調査や準備、それから県や国との協議、町議会や県議会での議決など様々な手続が必要でございます。条件が異なるため一概に同じとは言えないんですけれども、例えば宮城県の富谷市の例では、2年程度の期間を要しているというような状況でございます。守谷市も先ほど2年程度時間を要していましたけれども、今後の調査を進めていきたいと考えております。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 答弁の中に、今後策定される第7次総合計画において、市制を見据えた形で政策を取りまとめとありました。具体的には何をするのか教えていただけますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

例えば市になると、社会福祉事務所は必須となっております。これは必置となっております。移譲される権限を想定しまして、必要な執行体制の検討を進めて、市制施行が住民サービスの向上につながるよう、政策に取り入れていくというような必要があると考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 現在の第6次総合計画では、人口5万人達成と維持であり、市制施行の文言は入っておりません。第7次総合計画では市制施行の文言は入れるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

第7次総合計画の基本構想でございますけれども、令和6年から10年間のまちづくりの指針となるものでございます。市制施行を見据えたものとして整理していくというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、最後の質問とさせていただきます。

阿見町としては、市制を目指すということによろしいでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、先ほど町長のほうからも答弁がありましたけれども、市制を目指しまして町民の皆様と町が一体となって取り組めるように、第7次総合計画の策定過程をはじめ、様々な機会を通して機運の醸成に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） ありがとうございます。これから市制を見据えながらいつでも施行できる準備が重要だと思います。市になることだけが目的にならないように、職員も議員もみんな意識改革をし、これが大きく変わるチャンスと捉え、十分な準備をしていただければと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで5番高野好央君の質問を終わります。

次に、18番吉田憲市君の一般質問を行います。

18番吉田憲市君の質問を許します。登壇願います。

〔18番吉田憲市君登壇〕

○18番（吉田憲市君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告をしておきました質問をさせていただきます。

阿見町の道の駅事業、平成22年に役場内で検討を開始してから、凍結、再検討、そして中止に至る経過の全般についてと、跡地の現状及び今後の跡地の利用について伺います。

まず1点目、平成22年道の駅構想の庁内での検討開始から、凍結、再検討、そして中止までの全体的な経緯経過を時系列ごとに説明をお願いいたします。

2番目、道の駅構想計画の中で候補地が交通量の多い道路沿い、圏央道阿見東インターから霞ヶ浦湖岸へつながる路線、国道125号線、国道125号バイパス沿線、その他様々な条件の下、大室地区、追原地区、南平台・島津地区、吉原地区と4つの地区が選定候補地区になっておりましたが、平成21年から平成22年にかけて県道工事があり、水の発生があるデメリットを承知

の上、なぜ追原地区を選定したのか、その理由は何か。

ちなみに湧水対策には1,800万円程度の費用がかかることも分かっております。なおかつ、地下水の状況を十分に調査するという理由で、開業までのスケジュールを1年延期するという計画変更をしたことも確かであります。なお、湧水に関しての議会への報告は、平成30年以前にはなかったと思います。今さらになりますますが、湧水によるデメリットの報告がもっと早く議会にあれば、議論・検討を重ね、別な展開もあったのではないかなと思います。最初から追原地区選定ありきで進んでいた事業なのかなという疑問を感じます。

また、別の3地区は何が原因で選定をされなかったのでしょうか。

3番目、土地の取得についてであります。

取得予定面積2万3,201.55平方メートル、50筆、買収金額1億5,766万8,455円、最終買収日は平成29年1月であったと思いますが、買収開始年月日及び買収最終年月日をお尋ね確認いたします。

道の駅構想が選挙戦の1つの争点ともなっていた町長選挙直前に、まるで駆け込みでの買収と思えるような行為は、一旦検討すべきだったのではないかと思います。いかがでしょうか。中止決定までに支出した支出総額は幾らですか。阿見町道の駅整備事業は、平成28年度に茨城県から土地収用法に基づく事業認定を受けております。令和3年2月5日に検証委員会の答申がなされ、令和3年7月20日に中止の決定がありました。土地収用法に基づき元地権者に何らかの対応を取りましたか。

4番目、跡地の現状は今どうなっているのでしょうか。利用しているのかしていないのか、お尋ねいたします。それと、年間どのぐらいの維持管理費がかかっているのか、お尋ねいたします。

5番目、現在、湧水対策はどのようにしているのか、お尋ねいたします。

6番目、跡地は市街化調整区域内であることは認識しておりますが、今後、有効利用する場合の法的な問題点は何であるか、具体的に挙げてください。

以上、質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 吉田議員の、平成22年道の駅構想の庁内での検討開始から、凍結、再検討、中止までの経緯経過についての質問にお答えいたします。

1点目の平成22年道の駅構想開始から中止までの経過についてであります。

これまで全員協議会等で御説明してきた内容と重複いたしますが、阿見町道の駅整備事業は

平成22年度の着想に始まり、翌平成23年度には町民代表や有識者等で構成する道の駅準備検討委員会を設置し、基本構想案の検討に着手しました。平成24年度には、有識者、関係機関等で構成する道の駅整備推進会議において基本構想を策定し、立地場所候補地として、大室地区、追原地区、南平台・島津地区、吉原地区が提案されました。その後、平成27年度の基本計画において場所を追原地区に決定し、平成28年度には道の駅運営検討委員会において、指定管理予定者を選定するなど、各段階での合意形成を図りながら事業が進められてきました。

しかし、平成30年2月の町長選挙の際の私の政治活動において、町民の皆様より、この道の駅整備事業に対する多くの疑問の声が寄せられました。これらの疑問が払拭されない道の駅整備事業は一度立ち止まり、正確な情報に基づいて熟議する必要があると判断し、平成31年1月29日、第三者委員会である阿見町道の駅整備事業検証委員会を設置するとともに、町第6次総合計画後期基本計画において、将来展望を見据え、様々な視点から道の駅建設の再検討を行うと位置づけました。検証委員会による2年間の検証作業を経て令和3年2月5日に答申があり、その中で、町民への説明責任を果たし、その理解を得ながら進めるという私が最も重要だと考えているプロセスの不足が指摘され、その結果が凍結・中断につながったと総括されています。

この答申結果を踏まえ、いま一度原点に立ち返り、構想から11年が経過し、大きく変化した、本町を取り巻く社会環境、中長期的な行政課題と財政見通し、町民意向調査の結果、コロナ禍である現状など、様々な観点から庁議を重ね熟議した結果、令和3年7月に道の駅整備事業の中止を決定いたしました。

2点目の、追原地区を選定した理由等についてであります。

立地場所については、基本構想において、大室、追原、南平台・島津、吉原の4つの候補地とされておりました。観光産業の発展において、来町者の回遊性が重要なポイントとなっており、予科練平和記念館と首都圏中央連絡自動車道阿見東インターチェンジ側の大型商業施設との誘導連携が大きな課題であるという認識の下、平成26年度策定の基本計画において、各候補地を休憩機能、地域連携機能、防災拠点機能の発揮可能性を総合的に評価し、最も評価の高かった追原を立地場所として決定しております。また、追原候補地に湧水が存在することは当初より認識されており、県道工事時の情報などを踏まえ、検討が進められておりました。

3点目の土地の取得についてであります。

買収開始年月日は平成29年4月14日となり、最終は平成30年1月9日となります。

1つ目の選挙戦の争点となっていた道の駅の用地買収は、一旦検討すべきだったのではないかという点につきましては、選挙前の用地買収は見合わせるべきだったと思っております。

2つ目の中止前までの支出総額につきましては、3億9,300万円となります。

3つ目の中止決定の際に、元所有者に何らかの対応を取ったかにつきましては、令和3年11

月6日に追原公民館にて事業中止に関する説明会を開催し、その中で収用等の課税の特例には影響がない旨を御説明しております。

4点目の跡地の現況と維持管理費についてであります。

現在の跡地は町有地として管理している状態です。維持管理費は安全管理上の草刈り等を行っており、令和3年度は46万2,000円を支出しております。

5点目の現在の湧水対策についてであります。

湧水対策は掘削等を行った場合に必要となるものですので、特段の対策は行っておりません。

6点目の跡地の有効利用に係る法的な問題点についてであります。

議員御指摘のとおり、当地区は市街化調整区域となっております。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域となっており、建築行為など開発事業については県知事の許可が必要になります。しかし、跡地の有効利用につきましては現在検討に至っておりません。今後、法的な問題も踏まえ、町第7次総合計画や都市計画マスタープランとの整合性を図り、有効な土地利用を検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 御答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

答弁の中で、湧水が存在することは平成22年当時より認識されており、県道工事時の情報などを踏まえ検討が進められておりましたとありましたが、湧水の情報ほどの程度のものだったのででしょうか。

現実に、湧水対策に1,800万円程度の費用がかかり、なおかつ地下水の調査という理由で開業までのスケジュールを1年延期している計画変更があったのも事実であります。そして、平成28年6月6日には、事業費総額25億円の枠内で考えるということで、湧水へのリスク低減のため造成区域を縮小、3.3ヘクタールから約2.6ヘクタールに変更しております。

このような重大な情報がありながら、追原地区への道の駅建設計画が進められていった一番の要因は何でしょうか、これをお聞きします。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

一番最後に申されたことが、追原地区を選んだことについての答弁をすればよろしいでしょうか。

先ほどの答弁のほうでもございますけれども、基本構想におきまして候補地を選定しております。4つの候補地が挙げられたということもございます。その評価でございますけれども、

幾つかございまして、評価項目でございますが、交通量の多い国道や主要県道に面していること。それから、2ヘクタール程度の用地が確保されていること。それから、農地転用が困難な営農地等を除外という条件の中から、4つの候補地、追原、それから大室、南平台・島津、吉原の候補地が抽出されてございます。

その後でございますけれども、これも答弁にございますけれども、基本計画におきまして、休憩機能、地域連携機能、それから防災機能の発揮の可能性を総合的に評価されまして、追原地区に決定しているというような状況でございます。

ただ、議員の御指摘がございますけれども、湧水等の事業費等につきましては、場所の選定に当たって、これは検証委員会の報告にもございますが、事業費、それから湧水対策費等の事業費につきましては、場所の選定に当たっては考慮されていなかったということが事実でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） すいません。今、最後の1点だけでいいんですかというお話だったんですが、湧水の情報はどの程度のものであったのか、これをお聞きします。要するに、県道の工事時の水の発生は分かっていたので、その情報を先ほど得たと、分かっていたという話なので、この湧水の情報の程度、結果的には1,800万円もかかるというような話になっていましたので、これはどの程度の情報を得て工事を進めてきたんでしょうか。お願いします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

県からの情報につきましては、当時どの程度の情報があったかというのは明確にお答えすることができないんですけれども、町として造成費、当初、平成28年の1月に1年延ばすということで全員協議会で御説明をさせていただいていると思うんですけれども、その際には3,000万円という数字が出ていたのかもしれませんが、すいません、多分そういうようなやり取りがあったと思っております。

その後、実施設計をある程度進めておりましたので、最終的な対策費でございますが、これは平成30年の12月に議員さんに全員協議会を開かせていただきまして、詳細な説明をさせていただいて、対策費につきましては1,800万円ということで対応できるというようなことで御説明をさせていただいていると思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 追原に選定した理由というのは一番最初の答弁で書いてありますの

で、それで私も読めますから大丈夫なんですけれども、湧水の情報がありましたよという答弁があるんですね。それで、それについて今お話できない、答弁できないということはなぜできないんですか。湧水の情報があったんでしょう。ですから、それはなぜ説明できないのか理由を教えてください。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えさせていただきます。

平成21年、平成22年の段階で県が対策を取ったという情報は得ていると、湧水に対する情報は得ているということで、答弁のほうはさせていただいているんですけれども、その後の対策につきましては、先ほど御説明したとおりの流れで御説明をさせていただいている。

ただ、その場所の選定に当たって事業費を考慮したか、湧水対策費を考慮したかということにつきましては、現実的には考慮されてなかったということで御答弁をさせていただいております。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 私が聞いているのはその経過じゃないんですよ。先ほどの平成22年の段階で水が発生するんだよということで、県道工事をしたときの情報は得ていましたと言っているんだよね。それが、その後の計画というのは、私もこれは字を読めるから分かりますよ。ですから、その後の計画を聞いているんじゃないくて、なぜそういう水が出る、その情報はどの程度のもだったんですか。だから、全然聞いてなければ聞いてなくていいんですよ。それは、水が発生するよと、こういう水が出ていましたよと。だけど、県の情報はそのぐらいしかありませんでしたと、それはそれでいいですよ。どの程度だったのかということを知っているの。

こういうふうには、結果的にいろいろ1,800万円かかる、最初は3,000万円と言ったんですからね、3,000万円から1,800万円かかる、現実的にね。こういう情報ありながら、事業計画も延期したり変更したりする、こういう事態を招くようなそこまでの情報があったんですかということを知っている。だから、どの程度の情報を得て、この道の駅構想を進めていったんですかということを知っているのよ。だからその情報はあったんですか、なかったんですか、それで結構です。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

何度も繰り返してしまって申し訳ないんですけれども、情報を得ていました。それは竜ヶ崎工事事務所等で確認をしているというような状況でございます。ただ、程度につきましては私どももそこまでは詳しくは把握していないということで、申し訳ないんですけれども、そういうことでございます。

3,000万円, 1,700万円とか1,800万円という話については, 何度も繰り返しになりますけど, そういうことをございます。

以上です。

○議長(平岡博君) 吉田憲市君。

○18番(吉田憲市君) 当時の担当者がもうここにはいないので, 残りの職員に聞いても非常に酷なんです。これは, やはり議事録なり内部検討資料なりはあったかと思うんです。ですから, その中で, 引き継ぐ中で, そういうものがきちんと竜ヶ崎工事事務所のほうからの情報はこうだったよという答弁があって私はしかるべきだと思う。ここで答えられませんか, そういう分かりませんという話じゃなくて, これは当然にそういう情報の下にやっていったんだよという話があってもいいんじゃないかなと思うんですが。これは, 当時の担当者がいないから, これはこれで, 面白くないけどよしとしましょう。

それじゃあ, いいですか続けて。

○議長(平岡博君) 時間, 12時になりましたけれども, 質問が1問ですのでこのまま続けます。御了承よろしくお願ひします。

○18番(吉田憲市君) ちょっと長くなりますよ。

〔「1回休憩したほうがいいよ」と呼ぶ者あり〕

○18番(吉田憲市君) いいですか。

○議長(平岡博君) 休憩します。

○18番(吉田憲市君) まだ1問のちょこっとですから。

○議長(平岡博君) それでは, ここで暫時休憩といたします。再開は1時とします。

午後 0時02分休憩

午後 1時00分再開

○議長(平岡博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉田憲市君。

○18番(吉田憲市君) 休憩前に御答弁ありがとうございました。一応, 1番目は諦めました。

次に, 土地の買収についてお聞きいたします。

最終は平成30年1月9日であり, 選挙前の用地買収は見合わせるべきだったと思っておりますとの答弁ありましたが, それでは, なぜ買収に踏み切ったのか, その要因は何であったのかということをお聞きしたいんですが, これは前任者じゃないと分からないので, 想像でいいですからこうだったんじゃないかと教えてください。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

事実関係だけは把握しておりますので、その点につきましてお答えをさせていただきます。

土地に係る議案でございますけれども、平成29年の第1回定例会で議員の皆様にご意見をいただきまして、買収の開始につきましては、平成29年の4月から買収を始めております。平成29年の7月までに約66%の買収が完了しております。最後でございますけれども、平成30年1月までに残りの34%を完了しているというようなことでございます。

地権者の数の今の対応ということで申し上げますと、7月までに相続者も含めて24名の方との契約をしていると。12月と1月に5名の方と契約をしたというような事業の流れでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） ありがとうございます。それ以上はいいです。

次に、この事業は平成28年度、茨城県知事から阿見町追原地区における道の駅整備事業の土地収用法に基づく事業認定を受けたということがありました。もちろん公設民営指定管理者制度を取ったんだということでありましたが、この要件として、土地収用法第3条各号に列挙されてある事業であることと、その要件が、4つ要件がございます。起業者の意思と能力、事業計画、公益上の必要性とあるんですが、本県の事業認定とはどのようなものだったか、内容をお尋ねいたします。分かる範囲で結構ですよ、分からなければ後でいいです。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、詳細な要件につきましては、今、手元に資料がないのでお答えできないんですけれども、議員がおっしゃるとおり、5,000万円控除ということで収用の手続を取らせていただいたということでございます。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） そういうことを聞いたかったんじゃないんですけど、いいや。本件の、道の駅に対する土地収用法の経過、どういう要件の下に認定をいただいたんですかということをお聞きしたいんですが、それはいいです。分からないものね。

次に、令和3年7月20日に中止決定がありました。そして、令和3年11月6日に元地権者に対し事業中止に関する説明会を開催し、収用法の課税特例に関しては影響ないよと説明はしたと答弁がございましたが、土地収用法第106条第1項の買受権についての元地権者の説明の答弁がありませんでしたが、このことについては説明はなされたんですか、それをお聞きいたします。

○議長（平岡博君） 政策企画課長糸賀昌士君。

○政策企画課長（糸賀昌士君） はい、お答えさせていただきます。

事業中止の説明会で御説明をさせていただきましたのは、先ほど申しました5,000万円控除について、遡って税制上の特例がなくなるということがないということについて御説明をさせていただいたということで、今の議員がおっしゃった点については説明はしていないというような形です。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 土地収用法の第106条では、買受権という規定があるんですね。そうすると、事業認可が廃止になった、その場合には一応、町が買ったんですから、元地権者に対して、その土地は町では要らなくなったわけです。要は、使わなくなった、完成しなくなった、それに対して、地権者の皆さんどうですかという問合せをしなくちゃいけないと書いてあるんです。それはやらなかったということで了解いたしました。なぜやらなかったのかなというのは、聞くより明白ですから、知らなかったからやらなかったんですね。

じゃあ次、跡地利用について。ここからは嫌らしい質問じゃないので、まともに聞いてください。

次に、跡地利用についてお伺いいたします。

跡地利用については、建築行為、開発行為には県知事の許可が必要になりますので、現在、検討に至っておりません。そういう回答をいただきました。平成22年から平成29年度までの当該地への支出総額は3億9,325万573円の財源を投じております。なおかつ、維持管理費、主に草刈り業務として、令和3年度は46万円の支出をしていると。その前の年、令和2年と平成31年、これはなぜか29万円ぐらいなんですけど、46万円の支出をすると書いておりました。

この46万円もかかるのか、または46万円しかかからないのか、どちらを捉えるか、町民の皆さんのお考えが分かりませんので、どういうふうに捉えるのかは町民の皆さんのお考えだと思います。

いずれにしても現状維持していくならば、毎年、この草刈りの業務、維持管理業務、46万円程度、50万円弱の金額、年によっては多少の増減あるかと思えますけども、今後は毎年支出していかなきゃならない、現状維持ならば。当地は町の大切な財産ですので、利用できないか、いろいろ何か有効利用できないか調査してみたところなんですけど、私なりに調査してみました。

確かに当該地は農業振興地域ではないんです。しかし、市街化調整区域内の土地です。そこで、茨城県宅地開発関係立地基準、都市計画法第34条関係及び包括承認基準、提案基準を調査した結果、道の駅跡地の面積が2万5,800平米と非常に広いものですから、当てはまる事業はないかなと思って。役場の都市計画課の課長さんといえば1人しかいないのかな、いろいろお

伺いしたりなんかしたんですけど、都市計画法34条第1号、これで最大限に利用できるのはコンビニエンスストア、これは3,000平米以内と。34条1号関係は小規模な施設の規定でございますので、あえて34条第1号ではコンビニエンスストア、特例で3,000平米というのが最大限です。

それとまた、都市計画法第34条第4号では、農林水産業の用に供する建築物または市街化調整区域において生産される農産物の処理、貯蔵、若しくは加工のための建築物、ただし農産物の過半数については申請地と同一市町村の調整区域において生み出されたものですよということがありました。これは面積的にかなり大きいと思います。

それから、都市計画法第34条第9号、これは道路の円滑な交通を確保するために、適切な位置に設けられる休憩所または給油所、これはガソリンスタンドとかLPGのスタンドです。1番ね。あとは一般ドライブイン。

これは両方とも1,000平米以上という規定しかないんです。この土地2万5,800平米に少しでも匹敵するのが3番目の大型観光ドライブイン、これは5,000平米以上。ただし、立地に条件がありまして、県市町村の土地利用計画に支障がないこと、インターチェンジから1キロ以内で道路幅員8メートルかつ、車道幅員が6メートル以上の国道、県道に面していること。ただし、4車線以上の場合にはインターチェンジから2キロ以内でもオーケーですと。

これはちなみに当該地、この跡地に、条件と匹敵します。休憩及び喫茶の部分休憩スペース含めて300平米以上、客席が100席以上と。

それで、道の駅とよく似ているのは地場産業、地場のお土産品として地場特産品の売場を併設することができると。駐車場の面積としては、大型観光バス5台以上、普通乗用車50台以上が同時に駐車できると。これが1つ浮上してきました。

それともう1つ、今度は包括承認基準というのがあるんです、その下に。包括承認基準の第7、指定路線区域による大規模な流通業務施設の取扱い。これは4車線以上の国道、県道、市町村道の沿道、地域高規格道路の交差点周辺または高速自動車国道等のインターチェンジ周辺であって、知事が指定した区域、指定路線区域。これは大規模な流通業務施設がオーケーだと。

立地として4車線以上の国道、道路、市町村道に係る指定路線区域の場合にあつては、申請地が当該道路に面していること。地域高規格道路の交差点またはインターチェンジ周辺に係る指定道路区域の場合にあつては、申請地が幅員9メートル以上の既存道路に面していると。その道路が当該交差点、インターチェンジまで直結しているよと。まさに道の駅が合っているんですよ。

それで何をやるのか。そうしたら、貨物自動車運送事業法第2条第2項における一般貨物自動車運送事業、あるいは倉庫業法第2条2項における倉庫業の用に供する倉庫、これはいいで

すよと。申請地の面積は0.3ヘクタールから5ヘクタールまでオーケーだよと。道の駅跡地が2万5,800平米ですから、これがぴったり当たるのかなというふうに思っています。

ちなみに、圏央道における知事指定路線を取得しているのは稲敷市と、それから五霞町のインターチェンジ、これは受けています。残念ながら阿見町は入っておりません。

今後、5年から7年にかけて圏央道の4車線化が実現し供用開始になると、これは皆さん御存じのとおりなんですけど、一般貨物自動車運送事業、倉庫業をはじめとする流通業の需要が増すことが見込まれております。道の駅跡地の立地関係は、位置的環境は首都圏及び各地方につながる大動脈であるつくばジャンクションにも圏央道を通じて非常に近く、物流関係においては、ほかに類を見ない好条件を有している地であります。

残念ながら阿見町は指定道路区域になっておりません。包括承認基準の7の他の条件は、おおよそ満足しております。知事が指定した区域、指定路線区域の申請を早急にすることが必要だと思いますが、町ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（平岡博君） 産業建設部長林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、条件的にはかなりクリアできるようなものになると思われませんが、まず町としましては、道の駅を予定して購入した土地、こちらの土地利用をどのようにしていくかということをもとに判断していただくと。その上で、町の物流拠点の一翼を担う物流の敷地として利用していくことが最適だという方針が打ち出された場合には、県と協議をしながら、土地利用の有効手段として、先ほどの道路指定ですか、それが最も適切であるということであれば、そちらの指定に向けて手続を進めていきたいというふうに考えます。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） よろしく御検討のほどお願いしたいと思います。

その他可能性があるものとしては、包括承認基準の10、介護老人保健施設。それから包括承認基準の12、学校、これは専門学校までですけども。それから包括承認基準の13、医療施設、病院です。それから包括承認基準の14で福祉施設、これは特老。これが適用になる可能性があるのかなというふうに思います。包括基準の第15条で、10、12、13、14といった全部を含めた施設、これも許可の対象になるのかなというふうに思っております。

それとまた、もう1つ下の提案基準というのがあるんです。包括承認基準の下に提案基準。提案基準の規定を見ますと、可能性があるのは1ヘクタール以上の太陽光発電施設、これも可能性があるのかなと。これは審議会にかけなければ駄目なんですけども。あと、第2種特定工作物として規模が1ヘクタール以上のものが考えられます。

私が調査した内容ではそのぐらいなんですけど、その他、町として可能性を鑑みた場合、どの

ような事業が想定できますか、お答えしてください。町としては、これ以外にどのようなものが想定されますでしょうか。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

あくまで私ども産業建設部所管ということになりますと、都市計画法上でどのようなものが建てられるかという観点からお答えさせていただきますが、都市計画法の第34条の第1項第14号のほうに、知事が開発審議会に諮って、その承認を得られたものというものがございます。それに該当させて承認を得られるためにどういったものがあるかというのは、細かく県のほうと詰めなくてはいけないことになります。

あとは29条第1項のほうに開発行為という条文があるんですけど、その中で開発行為に該当しないものというようなものもございます。これも公益性が高いようなもので、町が開発をしていくとか建物を建てるというような場合には、県と協議の上、適用除外項目に該当できるというものであれば、そういう土地利用も図られます。

なので、どういったものが建つかというよりは、具体的に町でこういう土地利用をしたいという方針を出していただいた上で、県と協議の上、その建設に当たりたいというふうに考えております。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 今、部長がおっしゃったのは、要するに町で施工業者になると、公設民営というやつで、これであれば可能性があるよという話なんですけど、私が言っているのはそうじゃなくて、民間が携わって、起業者になってできるものはないですかと聞いたんです。いずれにしても公設でやればできるのは分かっているんですよ。

ただ、公設となりますと町が全部事業費を出すわけですから、それが一番問題なの。そうじゃなくて、町に出さないで民間事業者が勝手にやれよという、そういうもので何かありませんかと聞いたんです。

ですから、それは私が言った包括基準から提案基準までで恐らくないと思うんですけども。ですから、そちらの方向づけで考えていってほしいなというふうに思います。私の小さい脳みそではそのぐらいですから、皆さんのいっぱいある脳みその中で、いいアイデアを出していただきたいなというふうに思います。

答弁の中で今後、法的な問題も踏まえ、第7次総合計画や都市計画マスタープランとの整合性を図り、有効な土地利用を検討してまいりますとの前向きな答弁をいただきましたので、ぜひともその動きで進んでいっていただきたいと思います。

まだまだ私が考えたんじゃないで、そのほかたくさんの方の可能性があることあるかと思いま

す。また、町民のよきアイデアなんかも取り入れて、それで前向きな検討、努力を強くお願い申し上げます。質問を終わります。

○議長（平岡博君） これで、18番吉田憲市君の質問を終わります。

休会の件

○議長（平岡博君） 次に日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月11日から6月20日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時21分散会

第 5 号

〔 6 月 21 日 〕

令和4年第2回阿見町議会定例会会議録（第5号）

令和4年6月21日（第5日）

○出席議員

1番	平岡	博君
2番	落合	剛君
3番	栗田敏昌	君
4番	石引大介	君
5番	高野好央	君
6番	樋口達哉	君
7番	栗原宜行	君
8番	飯野良治	君
9番	野口雅弘	君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑秀慈	君
14番	難波千香子	君
15番	紙井和美	君
16番	柴原成一	君
17番	久保谷	実君
18番	吉田憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君		
副町	長	坪田	匡弘君		
教	育	長	立原	秀一君	
町長	公室	長	佐藤	哲朗君	
総	務	部	長	青山	広美君

町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	小澤勝君
保健福祉部次長	山崎洋明君
産業建設部長	林田克己君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
管財課長	荒井孝之君
生活環境課長	小笠原浩二君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	浅野奉子君
国保年金課長	戸井厚君
上下水道課長	堀越多美男君
中央公民館長	山崎貴之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	湯原智子

令和4年第2回阿見町議会定例会

議事日程第5号

令和4年6月21日 午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第47号 阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第48号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第49号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第50号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第51号 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
議案第52号 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第53号 令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第55号 令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第56号 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第57号 旧実穀小学校改修工事請負契約について
- 日程第5 議案第58号 和解について
- 日程第6 議案第62号 阿見町ゼロカーボンシティ宣言について
- 日程第7 請願第2号 分離型認可保育園の設立及び障がい児保育行政の拡充を求める
請願
- 日程第8 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情
- 日程第9 意見書案第2号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書（案）
- 日程第10 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について
- 追加日程第1 会期中の閉会の件

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

諸般の報告

○議長（平岡博君） 初めに、日程第1、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

海野隆君から、6月9日の会議における発言について、発言訂正申出書の提出がありました。発言訂正については、会議規則第64条の規定により、議長において許可いたしましたので御報告いたします。

なお、訂正内容については、お手元に配付したとおりであります。

議案第47号 阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第48号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第49号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第50号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、議案第47号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第48号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第49号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第50号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

本案については、去る6月7日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より、審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） おはようございます。

日程第2，議案第47号から議案第50号，条例改正。

それでは，命によりまして，民生教育常任委員会に付託されました議案について，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和4年6月13日午後2時に開会し，午後2時47分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で，議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ22名，議会事務局から3名の出席をいただきました。なお，傍聴者は9名でした。

まず初めに，議案第47号，阿見町介護保険条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，介護保険条例の一部改正については，対象者は令和2年は8件で56万1,600円，令和3年はゼロ，令和4年も対象者はない見込みという認識でよいのかとの質疑があり，執行部からは，減免の申請者は令和3年度はゼロ，令和4年度について，ゼロかどうか今の時点で分かりませんが，少ないものと見込んでおりますとの答弁がありました。

その他，質疑がなく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第47号，阿見町介護保険条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第48号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，選考委員会の名前を変えるだけではないと思うが従来のものと不都合があるのかとの質疑があり，執行部からは，従来の選考委員会は特別養護老人ホームに特化した選考委員会でしたが今回建設するのは介護老人保健施設で種別が違います。改めて介護老人保健施設用の選考委員会を設置するのではなく，特別養護老人ホームも介護老人保健施設も両方選考できるような介護保健施設の選考委員会を附属機関として設置したいという趣旨のものですとの答弁がありました。

次に，新しい要綱の概要はとの質疑があり，執行部からは，選考委員会の要綱自体は前回，特別養護老人ホームの要綱とほぼ内容は同じです。委員の任期を以前の1年間から3年間に変更しています。従来の特別養護老人ホームの要綱は今回廃止し，介護保健施設の要綱を新たに整備するものですとの答弁がありました。

その他質疑がなく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第48号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第49号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，質疑がなく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第49号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報

酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第50号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、条例の一部改正について、昨年の実績が13件で216万5,100円、今回令和4年度に関してはこの13件の人は対象にならないと認識しているがいかがかとの質疑があり、執行部からは、この条例の改正は令和4年度の収入に対しての減免で、令和4年度に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合には対象になりますとの答弁がありました。

次に、所得はいつが基準になるのかとの質疑があり、執行部からは、令和2年度の所得ですとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第50号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号から議案第50号までの4件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案4件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第50号までの4件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第51号	令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
議案第52号	令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第53号	令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第54号	令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第55号	令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第56号	令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、議案第51号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第52号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第53号、令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第54号、令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第55号、令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第56号、令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上6件を一括議題といたします。

本案については、去る6月7日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、命により、総務常任委員会に付託された議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告を申し上げます。

当委員会は、令和4年6月13日午前10時に開会し、午前10時49分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でした。

総務常任委員会に付託された議案は、議案第51号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち総務常任委員会所管事項、議案第58号、和解について、議案第62号、阿見町ゼロカーボンシティ宣言について、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情の4件でした。

まず、議案第51号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち総務常任委員会所管事項について御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、自主防災組織育成事業のコミュニティ事業補助金60万円の内容について質疑があり、執行部からは、昨年度レイクサイドタウン自主防災会が申請し、今回交付決定されたことに伴う補正で、購入予定の物品は、折り畳み式のリヤカー、照明用の投光器、発電機、ガソリン携行缶、簡易トイレ、トイレ用テントであると答弁がありました。

次に、霞クリーンセンター維持管理費について、工事内容は外構工事になるのかという質疑があり、執行部からは、主に焼却施設の機械の工事となり、そのほかに生活給水用ポンプの工事、外構工事ではないという答弁がありました。

次に、財産管理費の備品購入費についての内容について質疑があり、執行部からは、庁舎1階の高齢福祉課脇に、3密回避を目的とした相談スペース、打合せスペース等を設置するため

に区画するパーティション、机、椅子等を購入する代金であるという答弁がありました。

次に、総務の戸籍事務費になぜ新たに電算システムの補正予算が組まれたのかという質疑があり、執行部からは、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るもので、情報提供用個人識別番号の符号取得の作業というものがあり、戸籍法の改正に伴い令和6年度を目途に各種の社会保障手続でマイナンバー制度を利用して、例えば戸籍の謄抄本の提出を省略できるようにするとか、市町村間においても戸籍の謄抄本のやり取りを不要にするような制度にするための電算システムのプログラムの改修であるという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第51号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、先ほどに引き続きまして、日程第3、議案第51号から54号、補正予算。

まず、議案第51号について、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち民生教育常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、トイレ改修の件では、どこの学校の改修をするのかとの質疑があり、執行部からは、阿見中学校の武道場と、本郷小学校、阿見中学校、竹来中学校の体育館ですとの答弁がありました。

次に、4か所のほかに改修しなくてはいけないところはどこが残っているのかとの質疑があり、執行部からは、どこの体育館も大分古くなってきており、状況を見ながら今後改修していくかどうか見極め、検討していきたいと考えていますとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第51号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第52号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、1億1,439万2,000円の減額の理由はどの質疑があり、執行部からは、県の方針で、令和3年度までは所得割、均等割、平等割の3方式の課税だったが、今年度からは所得割、均等割の2方式に変更になり、平等割を廃止した結果このような減額となりましたとの答弁がありました。

次に、ほぼ全世帯で国保税が安くなったということなのか、それとも所得によって増えたところもあるのかとの質疑があり、執行部からは、町で試算した結果、全世帯で減額ということ

ですとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第52号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第53号、令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第53号、令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第54号、阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第54号、阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和4年6月14日午前10時に開会し、午前10時14分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の5名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第51号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、農業委員会費の職員給与関係経費が当初予算では2人となっているが補正予算では3人となっている理由についてという質疑がございました。当初予算は退職者の分を入れずに組むため2人となっており、今回の補正は新たな局長1名分の増額ですとの答弁がありました。

次に、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業における補償、補填及び賠償金の背景についての質疑がございました。これは用地買収に伴う物件の移転補償費に要する費用で、昨年度、用地補償費の一部で年度内の契約が困難な状況になり、令和4年3月補正で減額したため、新たな買収計画に基づき、今年度買収する用地補償費を増額しましたとの答弁がありました。

次に、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業における今後のスケジュールについての質疑がございました。現在のところ、令和4年度・令和5年度で工事、買収を行い、令和6年度に供用

開始の予定で、それに間に合うよう事業を進めているところでもありますという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第51号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第55号、令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第55号、令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第56号、令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第56号、令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号から議案第56号までの6件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案6件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第56号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第57号 旧実穀小学校改修工事請負契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、議案第57号、旧実穀小学校改修工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る6月7日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告

を求めます。

民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、先ほどに引き続きまして、日程第4、議案第57号、請負契約について。

議案第57号、旧実穀小学校改修工事請負契約について、質疑を許しましたところ、工事の内容で、給排水、衛生工事は入っているのかとの質疑があり、執行部からは、上水道と下水道とトイレに入っていますとの答弁がありました。

次に、改修工事を行うに当たって今回権利関係は全てクリアになっているのかとの質疑があり、執行部からは、土地のことだと思いますが、そのことについてはまだこれからですとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、反対討論として、実穀小学校の改修については、さきの予算のときから反対をしており、この建設工事についても反対します。次に賛成討論では、議会でもいろいろ話し、先般の本会議でも通ったことで、私は賛成します。次に反対討論では、先ほど権利関係についてお尋ねしましたが、いまだ土地についてはこれからだということ。そういう権利関係がしっかりしていない中で工事を進めることには反対をいたしますとありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第57号、旧実穀小学校改修工事請負契約については、賛成多数により、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私は、旧実穀小学校改修工事請負契約について、反対討論をいたします。

この事業が阿見町にとって本当に必要な事業なのかを、今まで費用対効果の面から質問をしてきました。平成29年度に実施されたアンケート回収率54.9%、364件から、地区公民館施設という町の方針決定がなされました。小学校区だけでは利用し切れないという委員の発言に対して、事務局からは、地区のために建てた建物ということが分かるようにしておくとの、訳の分からない答弁をしています。

2点目として、財源確保の変遷の点から見ても尋常ではありません。公共施設等適正管理推

進事業債、防衛補助、地方創生拠点整備交付金と3転もしており、もらえるまで分からない補助金を前提に、建設ありきで推進し、第7回検討委員会までは、財政緊縮のため想定をしていなかったエレベーターまで、補助金獲得のため導入した経過は、住民本意ではなく、施設を建設するのが目的と言わざるを得ない。

補助金の原則は、1つ、その事業が必要であるか、2つ、その事業のための有利な補助金があるか、3つ、自治体の後年度の負担はどうかを検討して決めるとなっています。この原則に反していると考えます。その補助事業が無駄なものであれば、それに伴って支出される自治体の一般財源も無駄になります。

よって、本件に反対をいたします。

○議長（平岡博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 私は賛成の立場から討論をいたします。

旧実穀小学校の跡地の利活用については、これまで様々な議論と検討が重ねられてきました。議会も相当時間をかけて、視察を含めて議論を重ねてまいりました。その過程で執行部に対して提言も行ってきております。そうした丁寧な議論の末に、跡地の利活用は、地元の方々のみならず町民誰もが利用できる集会施設を造るという結論を得て、計画は進んできました。

今回の工事請負契約は、それを実現するための最終的な不可欠の手続で、入札は条件付一般競争で行われ、入札の結果も予定価格を下回る妥当なものでございました。結果的に地元企業との契約になりましたけれども、多くの地元関係業者にも工事への参加機会が生まれ、地元経済に還元されるものと予想され、歓迎したいと思います。

また、障害者や高齢者にも利用しやすいようにエレベーター等を新築し、バリアフリー仕様としているなど、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化を進める、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づくもので、高く評価したいと思います。

バリアフリー化を進めた結果、整備費は増加しましたが、有利な補助制度を利用することができるようになったことで、結果的に町民負担を減少させる効果もありました。

以上、本議案に反対する理由は何一つなく、廃校となり、地域のシンボルを失った地元地区ににぎわいを取り戻し、生涯教育の拠点として町民全体の利活用が早期に開始できるよう、本議案に賛成をいたします。

○議長（平岡博君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 反対の立場から討論いたします。

以前より旧実穀小学校の公民館への改修に対しては反対しておりますので、今回の改修工事

請負契約についても反対いたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） 賛成の立場から討論いたします。

実穀小学校区から要望書が来て、5年間検討を重ねております。今現在、実穀地区には小学校、ふれあいセンターなどはありません。町はその要望をかなえたいと、何とかして財源として拠点整備交付金の獲得に向け全力で取り組んでくれました。

実穀地区に新しい拠点施設が、町にとって施設設備の新たな取組となり、今後も地元と協議を重ね、よりよい施設になることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（平岡博君） ほかに討論はありませんか。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 議案第57号、工事請負契約について、反対討論をいたします。

もともと公民館にするということについては反対しておりましたので、この契約についても反対いたします。

そして、閉校とはなりましたけれども、今後まだまだ荒川本郷地区の生徒が増えています、児童が増えています。そのときには、やはり小学校を復活させる手段としても使えると思います。

そういう理由で、今回の契約には反対いたします。

○議長（平岡博君） ほかに討論はありませんか。

17番久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 私は、議案第57号、旧実穀小学校改修工事請負契約について、賛成の立場から討論いたします。

この問題は、平成30年2月2日に実穀小学校利活用検討委員会から、当時の天田町長宛てに要望書が提出されています。この中で、実穀小学校は子供たちの学びの場であると同時に地域のシンボルであると訴えています。この地域のシンボルという言葉は、非常に重みがある言葉だと考えています。阿見町で学校がなくなったのは吉原小学校と実穀小学校だけです。この地域の人たちの心情を考えたときに、議会は真正面から取り組んでその思いに応えるべきではないかと思います。小学校がなくなってしまうのが、どれほど悲しいつらいことなのか、そのところの思いを酌み取っていくのが議会ではないでしょうか。

幸いに、阿見町はふれあい地区館事業をやっています。この改修された旧実穀小学校で、中心として、要望として提出されています高齢者の生きがい支援、子育て世代の支援、子供たち

の学習支援、地域の公園としての機能を有した、多世代が交流できる多機能型地域拠点としての施設、そういうすばらしい地区館を築いて、そういうすばらしい地域になることを願いながら、私の賛成討論といたします。

○議長（平岡博君） ほかに討論はありませんか。

7 番栗原宜行君。

○7 番（栗原宜行君） 私は反対の立場から討論いたします。

この実穀小学校の敷地問題については、民教でも質問いたしましたけれども、権利関係についてはこれからだということは先ほど委員長の報告にもあったとおりです。

この地権者は複数名おられるということでございます。校舎の敷地のみならず、敷地内に及んでいると聞いています。これらの方々たちの権利侵害にもなりかねない事案だと思います。

また、実穀小学校地区の子供たちの進学先である朝日中学校の校舎等の施設の整備が遅れています。こちらのほうの整備をまずやるべきだというふうに私も考え、この議案については反対をいたします。

○議長（平岡博君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） それでは、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第57号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第57号を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡博君） それでは、起立多数であります。よって、議案第57号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第58号 和解について

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第58号、和解についてを議題といたします。

本案については、去る6月7日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、議案第58号、和解について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告を申し上げます。

議案第58号、和解について、質疑を許したところ、町が申し立てた損害賠償の請求からは大分低い和解金だが、今回1,520万円で和解しても、和解内容を見ると、ADRに認められなかった部分については引き続き請求ができるということでのよいかという質疑があり、執行部からは、勝ち取れなかったものについて、今後、裁判で請求することはできる。ただ、阿見町としては、弁護士の意見の中で、人工芝は減価償却分以上の提示、時間内の人件費は損害を受けたことを証明することが極めて困難ということで、訴訟をしても勝ち取れる金額が少なく、また、勝ち取れる金額よりも弁護士費用が高くなる可能性が高いということで、裁判に訴えないということを考えているという答弁がありました。

また、近隣自治体の和解の状況はどのようなものかという質疑があり、執行部からは、稲敷市と美浦村は和解している。

稲敷市の申立て額は、4,624万1,543円のうち、合意による支払済額が77万4,780円、今回の和解額は200万2,100円で、東電からの支払い額は合計で277万6,880円となり、東電からの支払いは6%となる。

美浦村の申立て額は、2,691万4,341円のうち、合意による支払済額が56万2,376円、和解額は11万1,000円で、東電からの支払い額は67万3,376円となり、東電からの支払いは2.5%となる。

利根町は、ADRは打切りとなり、申立て額1,373万円のうち、和解額は0円となっている。

龍ヶ崎市と牛久市は、当町と同じように和解に向けての議案を提出したと聞いている。

龍ヶ崎市の申立て額は、9,558万9,270円のうち、合意による支払済額は304万9,416円、和解額は778万4,100円で、東電からの支払い額は1,083万3,516円となり、東電からの支払いは11.3%となる。

牛久市の申立て額は、7,739万2,772円のうち、合意による支払済額は513万8,744円、和解額は250万円で、東電からの支払い額は763万8,744円となり、東電からの支払いは9.9%となるという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第58号、和解については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第58号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第62号 阿見町ゼロカーボンシティ宣言について

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第62号、阿見町ゼロカーボンシティ宣言についてを議題といたします。

本案については、去る6月7日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、議案第62号、阿見町ゼロカーボンシティ宣言について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

議案第62号、阿見町ゼロカーボンシティ宣言について、質疑を許したところ、阿見町の温室効果ガスの排出量実質ゼロについての今後のロードマップは、どのようなスケジュールで策定していくのかという質疑があり、執行部からは、このゼロカーボンシティ宣言をやっているときにロードマップができているのが一番理想ということになるが、現在、阿見町の中で3つある工業団地の二酸化炭素を削減する計画がなかなか立てられない状況となっている。ロードマップは、今回は作成していないと答弁がありました。

また、平地林が最近大きく伐採されている。宣言の実現のために、平地林保護条例を策定する考えはあるかという質疑があり、執行部からは、平地林の保全については、町としての大きな理念を示すことになるので、慎重な検討が必要だと考えているという答弁がありました。

また、電気自動車導入についてはどうかという質疑があり、執行部からは、電気自動車は、CO₂を排出しないビークル——車ということでアピールできる。災害のときの電源車としても活用できるので、導入できればそういうものに利用していきたいと考えている。環境部門、防災部門から要望していきたいと思っているという答弁がありました。

また、宣言の3項目めに食品ロス対策という記載がある。国の重点対策でも、6番目に資源循環の高度化を通じた循環経済の移行ということで食品ロスの記載がある。フードドライブや災害用備蓄食品の寄附等にも力を入れていくという認識でよいかという質疑があり、執行部からは、まず環境基本計画推進委員会の中で動画を作成して、家庭部門から食品ロスを減らしていく啓発を行いたいという答弁がありました。

また、環境省への情報提供は行っているかという質疑があり、執行部からは、環境省とは電話協議済みだという答弁がありました。

また、当初予算ではゼロカーボンシティ宣言に係る事業費は盛り込まれていない。宣言後に補正予算で事業費を盛り込むのかという質疑があり、執行部からは、環境基本計画推進委員会と打合せをしながら、来年度以降に実施する事業を詳細に検討して当初予算に入れたいと考えているという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第62号、阿見町ゼロカーボンシティ宣言については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第62号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は、原案どおり可決することに決しました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

ただいま可決をいただきましたゼロカーボンシティ宣言を読み上げ、表明とさせていただきます。

阿見町ゼロカーボンシティ宣言。

気候変動により、国内各地で記録的な高温や激甚な気象災害が発生し、わたしたちの生活や企業の活動へのリスクとなる危惧が高まっています。気候変動に関する政府間パネル報告書では、温暖化の要因は人為的なものである可能性が極めて高いと評価され、「2050年までにCO₂排出量を実質ゼロとする必要がある」ことを示しました。

阿見町は、日本第二位の広さを誇る霞ヶ浦の南側に位置し、湖岸に面した稲敷台地と谷津田からなる水の豊かな町です。台地周辺の山林からの湧き水が、池や田んぼ、水路を潤し、河川を経て霞ヶ浦に注いでいます。また、さまざまな生きものが河川や山林などを通して霞ヶ浦と行き来をしているなど、豊かな自然環境に恵まれるとともに、活力のある産業と健やかな暮らしがバランスよく発展し、阿見町の魅力を高めています。

このような素晴らしい阿見町を未来の子供たちに引き継いでいくために、今を生きる私たちが決意をもって、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言し、次の取組を推進します。

1, “あみの自然”を活かした再生可能エネルギーの利活用など、自然と共生するまちづくりを進めます。

2, 霞ヶ浦や平地林・農地などの“あみの自然”の多面的機能を守り、育て、気候変動の緩和と適応を図っていきます。

3, 5Rの推進、地産地消と環境にやさしい農業の推進、食品ロス対策など資源を大切にす、持続可能な循環型社会づくりを進めます。

4, “あみの自然”を楽しむライフスタイルづくりなど、省エネルギーや脱炭素に向けたライフスタイルの見直しや技術の普及と対策を進めます。

5, 町民、事業者、協力団体と連携を図り、地域、家庭、職場での環境学習や体験学習など『あみの自然大好きプロジェクト』を進めます。

令和4年6月21日、阿見町長千葉繁。

以上、宣言いたします。

○議長（平岡博君） ありがとうございます。

願

○議長（平岡博君） 次に、日程第7、請願第2号、分離型認可保育園の設立及び障がい児保育行政の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、去る6月7日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） 日程第7、請願第2号。

それでは、先ほどに引き続きまして、請願第2号、分離型認可保育園の設立及び障がい児保育行政の拡充を求める請願について、初めに紹介議員より説明があり、次に、意見陳述申出人より説明がありました。

質疑を許しましたところ、統合保育によって負担が大きいというのはよく分かりましたが、既存の保育園で行っている障害児保育支援をさらに充実するというので解決することはできないのかとの質疑があり、参考人からは、保育園には各保育園ごとの保育理念、保育目標、保育指針などがあり、それによって保育内容が決まり、それぞれの園の特色が出てきます。保育士はそれらを理解して働く、保育にあたる意欲が必要となりますが、この分離型の保育園は、障害児についての知識、経験を持ち、障害児の支援に当たりたいという意欲を持った職員が多くないと支援はうまくいかないとしますので、既存の保育園では難しく、新しい保育園として立ち上げていっていただきたいとの答弁がありました。

次に、分離型保育園はどういう形で設立をされるのが一番実現に近づくのかとの質疑があり、参考人からは、障害児は作業療法士、理学療法士、それから言語療法士、また子ども家庭課や社会福祉課、学校教育課など、就学に繋げていくためには町との密な連携が不可欠になってくる。営利目的にはならず、また継続して安定した運営をできるように、官と民、連携して運営し就学までの支援を行っていただくことが一番望ましいとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第2号、分離型認可保育園の設立及び障がい児保育行政の拡充を求める請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第2号についての委員長報告は、採択であります。

本案は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま採択されました請願第2号については、会議規則第94条第3項の規定により、町長その他執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を求めることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

○議長（平岡博君） 次に、日程第8、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情を議題といたします。

本案については、去る6月7日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情は、議会基本条例第4条第4項により、議会運営委員会で審査の必要性を認め、請願書の例によって取り扱うこととしたもので、陳情人は、女性スペースを守る会——LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会、共同代表飯野香里氏ほか3名によるものでございます。

紹介議員がおられませんので、討論を許しましたが、討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情については、全委員が賛成し、採択をいたしました。

陳情採択により意見書（案）の審議を行い、事務局に意見書（案）の説明を求めました。その後、発言を許しましたが、発言なし。発言を終結し、採決に入り、全委員が賛成して、本会議に提案することと決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情についての委員長報告は、採択であります。

本案は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、陳情は、委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第2号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書（案）

○議長（平岡博君） 次に、日程第9、意見書案第2号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

11番海野隆君、登壇願います。

〔11番海野隆君登壇〕

○11番（海野隆君） それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第2号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月21日。提出者、阿見町議会議員海野隆。賛成者、同難波千香子、野口雅弘、飯野良治、高野好央、石引大介。

提案理由を申し上げます。意見書の朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣となります。

女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書（案）。

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば、共用——男女共用ですね、共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映ともされました。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。

しかし、女性トイレは、性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものです。女性トイレで、個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出されたりする事件は後を絶ちません。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女児や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、また女性トイレはすべからく維持し、かつ女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要です。

以上の趣旨から、下記事項について政府関係機関に意見書を提出します。

記

1、厚生労働省は、労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないようにすること。

2、国（内閣府）は、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月21日、茨城県阿見町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） それでは、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、原案どおり可決することに決しました。

それでは、意見書案の「案」の削除をもって配付といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（平岡博君） 次に、日程第10、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これで本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

お諮りします。

この際、会期中の閉会の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

会期中の閉会の件

○議長（平岡博君） これより、追加日程第1，会期中の閉会の件を議題といたします。

今定例会の会期は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、当初の予定の最終日から8日間延ばした6月29日までを会期としておりましたが、本日、本定例会に予定された日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

閉会の宣言

○議長（平岡博君） 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。

議員各位並びに町長はじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念いたしまして、これをもちまして、令和4年第2回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 博

署 名 員 栗 田 敏 昌

署 名 員 石 引 大 介

参 考 资 料

令和4年第2回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第51号 議案第58号 議案第62号</p>	<p>令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 総務常任委員会所管事項 和解について 阿見町ゼロカーボンシティ宣言について 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第47号 議案第48号 議案第49号 議案第50号 議案第51号 議案第52号 議案第53号 議案第54号 議案第57号 請願第2号</p>	<p>阿見町介護保険条例の一部改正について 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 民生教育常任委員会所管事項 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 旧実穀小学校改修工事請負契約について 分離型認可保育園の設立及び障がい児保育行政の拡充を求める請願</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第51号 議案第55号 議案第56号</p>	<p>令和4年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号） 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和4年4月～令和4年6月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	4月1日	第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回臨時会会期日程等について ・その他
	4月8日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度政策形成サイクルについて ・常任委員会の活動について ・議会報告会について ・その他
	4月12日	全員協議会室 (オンライン 併用)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問について ・議会報告会について ・その他
	5月31日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回定例会会期日程等について ・請願・陳情等について ・議会報告会について ・その他
総務 常任委員会	4月14日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・総務常任委員会活動計画について ・その他
	4月19日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・総務常任委員会活動計画について ・その他
	5月18日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・視察研修先について ・年間活動計画について ・その他

総務 常任委員会	5月31日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・視察研修について ・その他
民生教育 常任委員会	4月14日	第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育常任委員会活動計画について ・その他
	4月26日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育常任委員会活動計画について ・その他
	5月25日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画の進め方について ・予算決算特別委員会の事務事業調査について ・視察研修（学校給食について） ・その他
産業建設 常任委員会	4月19日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・実穀地区まちづくり基本調査の報告について ・産業建設常任委員会活動計画について ・その他
	5月10日	第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・視察研修（実穀地内）について ・その他
	5月18日	第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・副委員長の互選について ・広聴広報特別委員会委員の選出について ・あて職について ・その他
議会改革等調査 研究特別委員会	5月15日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬等について ・その他

議会改革等調査 研究特別委員会	5月24日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の進捗について ・その他
	6月4日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・類似団体の議員報酬・定数等について ・阿見町の人口推計・財政の見通しについて ・その他
予算決算 特別委員会	4月19日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・政策形成サイクルについて ・その他
	5月18日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業調査について ・予算執行に対する決議について ・その他
議会だより 編集委員会	4月4日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより172号の発行について ・その他
広聴広報 特別委員会	4月13日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町議会改革アドバイザー委嘱状交付式 ・阿見町議会モニター委嘱状交付式 ・議会だより172号の発行について ・その他
	5月18日	第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・副委員長の互選について ・その他
全員協議会	4月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について ・阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

全 員 協 議 会	4月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年第2回臨時会における常任委員会委員等の選出方法について ・その他
	4月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会選出の監査委員の選出について ・常任委員会委員の改選について ・議会運営委員会委員の改選について ・予算決算特別委員会委員の選出について ・広聴広報特別委員会委員の選出について ・議会改革等調査研究特別委員会委員の辞任及び選任について ・一部事務組合議会議員の選出について ・その他
	4月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・あみスポーツフェスタ（仮称）の実施について ・あて職について ・その他
	4月19日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会について ・その他
	5月10日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・二所ノ関部屋連携推進事業の概要について ・阿見町新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への生活支援事業の概要について ・その他

全 員 協 議 会	5月18日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・あて職について ・その他
	5月31日	議会議場	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について ・役場庁舎の課等の配置変更について ・和解について ・阿見町ゼロカーボンシティ宣言について ・阿見町介護老人保健施設整備事業者の公募について ・高齢者世帯宅へのエアコン整備補助金の創設について ・第3子以降出産祝金について ・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について ・あみスポーツフェスタについて ・旧実穀小学校改修工事について ・阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任について ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	5月19日	全員協議会 ・ 3組合の統合に向けた令和4年度の協議体制について ・ 3組合統合時の新組合議会の課題について ・ 3組合の統合に向けた令和4年度のスケジュールについて ・ その他		吉田憲市 久保谷充
稲敷地方広域市町村圏事務組合	5月23日	全員協議会 ・ 監査委員（議会選出）について ・ 議員派遣の件について ・ その他		難波千香子 海野 隆 栗原宜行
	5月23日	第1回臨時会 ・ 消防ポンプ自動車の取得について ・ 高規格救急自動車の取得について ・ 令和4年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号） ・ 専決処分の報告について（和解に関することについて）	原案可決 原案可決 原案可決	難波千香子 海野 隆 栗原宜行

<p>稲敷地方広域市 町村圏事務組合</p>	<p>5月23日</p>	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3組合の統合に向けた令和4年度の協議体制について ・ 3組合統合時の新組合議会の課題について ・ 3組合の統合に向けた令和4年度のスケジュールについて ・ その他 	<p>難波千香子 海野 隆 栗原宜行</p>
----------------------------	--------------	---	--------------------------------

請 願 文 書 表

令和4年第2回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	住 所 氏 名 提 出 者	氏 介 議 員 名 紹	議 決 結 果
2	令和 4年 5月 30日	<p>1. 件 名 分離型認可保育園の設立及び障がい児保育行政の拡充を 求める請願</p> <p>2. 主 旨 請願の主旨</p> <p>現在の阿見町の幼児教育・保育の環境は、障がい児と健常 児が同一のクラスに在籍する、統合保育のみです。ところが、 職員の不足や経験の不足により、障がい児を園で受け入れる ことが困難であったり、入園することができても、園と行政 の連携の体制が整っていないため、障がい児に対する配慮や 指導、就学支援が十分にできない状況が見受けられます。</p> <p>この現状を打開するためには、障がい児が適切なサポート の中で、健常児と平等に幼児教育を受け、その保護者が安心 して就労できる機会を作ることが必要です。将来的に重度心 身障がい児や医療的ケア児の受け入れも見据え、障がい児保 育に特化した分離型の認可保育園が設立されることを望みま す。分離型保育園にすることで、障がい児の受け入れ枠も増 えます。また、障がい児に対する専門的な知識を持った職員 を配置することができ、保育士にとってもより働きやすい環 境につながり、離職を防ぐことが期待されます。</p> <p>しかし、そこに至るまでには町内の障がい児支援体制に関 わる、様々な課題を改善していく必要があると考えています。</p> <p>より住人の定着を図るためにも、以下の内容を請願いたし ます。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. 子ども家庭課内に障がい児専門の窓口を早急に設置する こと。</p> <p>2. 1の担当者が、各保育園で障がい児の支援にあたってい る加配保育士や、つぼみ教室の職員へ定期的にヒアリン グをし、各課や専門家と連携して支援にあたること。</p> <p>3. 阿見町独自の「子育て支援総合センター」及び「療育支援 センター」を設立し、障がい児とその家庭を総合的に支 援する体制を充実させること。</p>	茨城県 稲敷郡 阿見町 中央七 丁目十 三番十 七号 白井舞 子 他4名	高野 好央、 吉田 憲市、 久保谷 充	

		4. 健常児と障がい児が同じクラスにしながら、別に設けた障がい児クラスに通うことができる分離型認可保育園の設立を目指すこと。			
--	--	--	--	--	--

令和4年6月21日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会総務常任委員会
委員長 海野 隆

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和4年6月13日（月）午前10時00分～午前10時49分
2. 審査委員 海野 隆
難波千香子
野口 雅弘
飯野 良治
高野 好央
石引 大介
3. 審査結果
 - ・原案通り可決したもの
議案第51号 内 総務常任委員会所管事項
議案第58号
議案第62号
 - ・採択したもの
女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和4年6月21日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 紙井 和美

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和4年6月13日（月）午後2時00分～午後2時47分
2. 審査委員 紙井 和美
久保谷 実
柴原 成一
川畑 秀慈
平岡 博
栗原 宜行
3. 審査結果
 - ・原案通り可決したもの
議案第47号
議案第48号
議案第49号
議案第50号
議案第51号 内 民生教育常任委員会所管事項
議案第52号
議案第53号
議案第54号
議案第57号
 - ・採択したもの
請願第2号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和4年6月21日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会産業建設常任委員会
委員長 吉田 憲市

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和4年6月14日（火）午前10時00分～午前10時14分
2. 審査委員 吉田 憲市
栗田 敏昌
久保谷 充
樋口 達哉
落合 剛
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第51号 内 産業建設常任委員会所管事項
議案第55号
議案第56号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り